

設置の趣旨等を記載した書類

目次

1. 設置の趣旨及び必要性	2
2. 研究科，専攻等の名称及び学位の名称.....	8
3. 教育課程の編成の考え方及び特色	11
4. 教育方法，履修指導，研究指導の方法及び修了要件.....	14
5. 基礎となる修士課程との関係	24
6. 多様なメディアを高度に利用して，授業を教室以外の場所で履修させる場合.....	26
7. 「大学院設置基準」第14条による教育方法の実施.....	27
8. 入学者選抜の概要.....	29
9. 教員組織の編制の考え方及び特色	30
10. 研究の実施についての考え方，体制，取組	34
11. 施設，設備等の整備計画	34
12. 管理運営及び事務組織.....	36
13. 自己点検・評価.....	38
14. 情報の公表	39
15. 教育内容等の改善のための組織的な研修等.....	40

設置の趣旨等を記載した書類

1. 設置の趣旨及び必要性

(1) 総合医薬学研究科の設置の趣旨及び必要性

1) 社会的背景・地域のニーズ

近年我が国においては、大学院における高度な人材育成機能に期待が寄せられている。中央教育審議会大学分科会の「2040年を見据えた大学院教育のあるべき姿～社会を先導する人材の育成に向けた体質改善の方策～(審議まとめ)」(平成31年1月22日)では、「大学院は、Society 5.0を先導し牽引する高度な人材をはじめとする「知のプロフェッショナル」の育成を中心的に担う存在となる」と述べられている。また、「「知のプロフェッショナル」は、複雑化する社会において、自らの「知」の限界を認識し、多様な分野、立場の人々とのコラボレーションにより新たな「知」を創出することや、研究成果の社会実装に当たり倫理的・法制度的・社会的課題に対応することを可能とする観点からも、普遍的なスキル・リテラシーのいずれをも高い水準で備えていることに加えて、「最先端の知にアクセスする能力」「自ら課題を発見し設定する力」「自ら仮説を構築し、検証する力」「社会的・経済的価値を判断・創出する能力」「高度な英語力を含むグローバル化に対応した優れたコミュニケーション能力」「倫理観」「マネジメント能力」など、大学院の高度な教育研究を通じてこそ身に付くことが期待される今後の社会を先導できる力、様々な場面で通用するようなトランスファラブルな力を備えていること」が求められている。

また令和3年3月に閣議決定された「第6期科学技術・イノベーション基本計画」においては、「持続可能性と強靱性を備え、国民の安全と安心を確保するとともに、一人ひとりが多様な幸せ(well-being)を実現できる社会」を我が国が目指すべき未来社会像として示され、その中で健康・医療に関しては、医療分野の基礎から実用化まで一貫した研究開発を一体的に推進することが望まれている。

加えて富山県においては、「患者本位の良質かつ適切な医療提供体制の確保」を基本目標とし、地域における医療の質の向上を図ることとしている(富山県医療計画(平成30年3月改定版))他、「多職種連携によるチーム医療の取組みを推進」することを掲げており(富山県地域医療構想(平成29年3月))、多職種協働による質の高い医療の提供が求められている。

上記のとおり健康・医療に係る博士課程・博士後期課程においては、医療を支える現場の高度専門職業人として、医療分野の研究開発を担う研究者として、また後進を導く教育者として、医療に係る高度な専門知識に加え、多職種連携推進のための関連分野に係る深い知識や課題発見・解決能力を始めとしたトランスファラブルスキルが求められている。

2) 総合医薬学研究科設置の趣旨、必要性

現在我が国及び富山県内において捉えられている社会課題・取組を経済成長のエンジンへと押し上げていくためには、科学技術・イノベーションの力が不可欠であり、そのためには本学が果たす役割は大きい。本学は第4期中期計画において「研究の特色・強みであり地域の中核的産業分野でもある薬・ヘルスケア、軽金属及びカーボンニュートラルの領域を中心に、地方自治体及び地域の産業界の政策等決定及び課題解決に積極的に関与し、協働することにより、地域振興に貢献する」ことや「東西医薬学の融合による新たな疾病予防・治療戦略（次世代型医療科学）を創出し、創薬・育薬といった社会実装へとつなげる。」こと、さらには「令和4年度に設置する新大学院の全ての研究科及び学環（研究科等連係課程実施基本組織）において、従来の研究科や専攻の枠組みにとらわれない領域の異なる複数教員による研究指導を実施する」こととしており、この第4期中期計画を踏まえて必要な教育研究体制を構築していくこととしている。

本学の大学院教育においては、従来型の学系に細分化された体制での大学院教育を脱却し、学際的な知識を活用した問題解決能力を持つ人材育成を目指し、平成18年に大学院医学薬学教育部を設置し、医学と薬学、看護学が相互に連携することで、統合的な視野から医療の知識と技術を修得することを目的に教育を実施してきたものの、大学院として高度に専門的な教育及び研究を行うという観点から、医学、薬学、看護学の教育は、それぞれ独立した専攻ごとに行われてきており、多岐にわたる今日的な医療問題に対応できる人材を育成する観点で、課題を抱えていた。そのため令和4年度には、医薬看融合を更に高いレベルにて実践し、高度に専門化した医療現場において活躍できる多職種連携と相互理解、包括的かつ学際的な対応能力を持つ高度な専門職医療人、看護職、医薬学研究者などを育成するため、医学薬学教育部修士課程・博士前期課程を医学・薬学・看護学からなる「総合医薬学研究科総合医薬学専攻（修士課程）」に再編した。博士課程においても、分野横断・融合型教育の実績を活用しつつ、社会への出口（目的志向）を明確化した医学・薬学・看護学の融合教育プログラムを編成することが必要である。

人の健康を直接的に支える「医療」は、医学（医師をはじめとする専門人材）と看護学（看護職をはじめとする専門人材）、薬学（薬剤師や創薬を支える専門人材など）の繋がりの中で発展を続けている。既存の研究科である大学院医学薬学教育部においては、医学と薬学の連携の重要性を踏まえて医学から薬学にわたる幅広い知識を基盤とした人材育成に早くから取り組み、一定の成果を挙げてきている。しかし、医療の高度化・複雑化に伴い、専門的な治療や様々な知識・技術を統合した対応、療養生活の質を向上させるための専門的ケアが求められており、特定分野における高い専門性を基盤にしつつも、全体を俯瞰しながらその専門を他の専門と結びつける高度な総合力が必要とされてきている。そのためには、医学と看護学の「医看連携（医学連携）」、臨床薬学と薬科学の「薬薬連携（薬学連携）」、医学・薬学・看護学の「医薬看連携」をさらに深化させることが重要であり、特に「臨床と基礎」を横断した総合的な医療人材を育成することが求められる。今後は医学と看護学、薬学の広範な知識を修得するだけでなく、医療を支える各分野の課題

解決に至るプロセスを学び、互いに実践していくため、分野の枠組みを超えた高次元の教育課程が必要である。

具体的には、課題解決を行うための研究手法（自然科学系及び人文社会系、質的研究も含む）を相互に学ぶとともに、医学・薬学・看護学関連の講義演習科目にて専門的な知識や視点、諸課題を解決するための柔軟な対応力、判断力、表現力を学び、複数分野における指導教員による研究指導を学内留学なども取り入れながら実質的に進めていく。このような教育を実現するためには、専門分野・課程ごとに専攻区分を設け、専攻ごとに研究指導を行うのではなく、総合医薬学専攻を1専攻として組織し、専門分野（医学、薬学、看護学）ごとに学位プログラムを設け、教員と学生が一体となって課題解決に向けた教育を実践していくことが絶対的に必要である。

現行の医学薬学教育部博士課程及び博士後期課程を再編することにより、医療に関する実践的な多職種連携・協働とイノベーションにつながる包括的な医療的素養を身に付けさせる環境を再整備し、本学が目指す医薬看の連携を更に高いレベルにて実践することで、基礎医薬学と臨床医薬学の環流が飛躍的に推進されることが見込まれ、高度に専門化した医療現場において活躍できる多職種連携と相互理解、包括的かつ学際的な対応能力を持つ高度な医師、薬剤師、看護職、医療の専門職業人、医薬学研究者などを育成することができる。

前述のような総合医薬学研究科総合医薬学専攻（修士課程）設置の経緯を踏まえ、本学の博士課程のあるべき姿について検討を行った結果、「人」と「地」の健康を科学する大学を目指し、本学の強み、更には地域が持つ強みを活かすことで、「地域のニーズに応える人材育成・研究を推進」する教育組織に改めるため、学年進行を考慮して、令和6年4月に現在の医学薬学教育部博士課程3専攻及び博士後期課程2専攻を総合医薬学研究科総合医薬学専攻の博士（後期）課程1専攻に改組する。なお、博士（後期）課程の設置に併せ、現在の「総合医薬学研究科（修士課程）」の一部は、「総合医薬学研究科（博士前期課程）」に改める。

総合医薬学研究科（博士（後期）課程）を設置の際は、社会的背景・地域における医療・創薬分野への貢献を目指し、医師、専門医療人、看護職、薬剤師、医薬品研究開発といった、出口を明確化した教育課程へと組織を再構築するとともに、その教育内容を踏まえて、総合医薬学専攻の下に「看護科学プログラム」「先端薬科学プログラム」「生命・臨床医学プログラム」「臨床薬学プログラム」の4プログラムを整備する。

（2）人材養成目的及び修了後の進路

総合医薬学研究科は、医学、薬学及び看護学を総合した特色ある教育と研究を礎とし、幅広い知識を基盤とする高い専門性と人間尊重の精神を基本とする豊かな創造力を培い、学術研究の進歩や社会に積極的に貢献できる総合的な判断力を有する高度医療専門職業人又は教育研究者としての人材を育成することを目的としている。

現行の医学薬学教育部博士課程及び博士後期課程の医学・薬学・看護学分野からなる5専

攻を1専攻4プログラムに再編することにより、医療に関する実践的な多職種連携・協働とイノベーションにつながる包括的な医療的素養を身に付けさせる環境を整備する。これにより、本学が目指す医薬看融合を更に高いレベルにて実践し、基礎医薬学と臨床医薬学の環流が飛躍的に推進されることが見込まれ、高度に専門化した医療現場において、多職種連携能力や相互理解力、包括的かつ学際的な対応能力を十分に発揮できる卓越した医師、薬剤師、看護職、専門医療人、医薬学研究者などを育成する。

各プログラムの人材養成目的及び修了後の進路については、以下のとおりであり、いずれのプログラムの修了者も世界最先端の超高齢化社会を支える人材として重要であると考えられる。

○看護科学プログラム

人材養成目的	豊かで幅広い学識と高度な問題解決能力を有する人材育成を目指し、看護の教育・研究基盤を確立するため、知の統合・創生と実践を改革・開発・創造でき、国内外の生活文化に貢献しうる看護実践現場の問題を見出し、研究的な視点を持って解決が図れるよう研究力を獲得した実践的研究者を育成する。
修了後の進路	<ul style="list-style-type: none"> ・看護職（保健師・助産師・看護師） ・指導者・管理者（基幹・地域病院，保健所等行政機関） ・看護教育・研究者（大学・短大等看護職養成機関）

○先端薬科学プログラム

人材養成目的	薬科学領域の広範かつ先端的な知識や高い専門性ととともに、患者の病気や立場を理解できる医学的素養を醸成する。そして、人間尊重の精神を基本とする高い倫理観と、人々の健康と学術研究の進歩という、高度な社会的要請に応えるための創造力，判断力，課題解決力，発信力を兼ね備え、薬科学及び学際的領域で先導的に活躍できる研究者・教育者・技術者・専門家を育成する。
修了後の進路	<ul style="list-style-type: none"> ・企業（製薬企業創薬研究者，化学メーカー研究者） ・大学教員（薬学研究者，生命科学研究者） ・治験関連（臨床開発研究者）

○生命・臨床医学プログラム

人材養成目的	疾病の原因の解明及び治療・予防法に関して基礎・臨床の両面から総合的に教育研究を行い、基礎研究のみならず、臨床応用の橋渡しとなるトランスレーショナルリサーチの展開を行える人材を育成する。また、医学／薬学／看護学の連携を理解した世界の医学・医療をリードできる複眼的人材を育成する。
--------	--

修了後の進路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師（病院，行政機関） ・ 教員・研究者（大学，研究所等） ・ 企業（医薬品開発者） ・ 治験関連（治験責任医師）
--------	--

○臨床薬学プログラム

人材養成目的	臨床薬学領域の幅広い知識や高い専門性ととも、疾病を深く理解し患者に寄り添うことのできる医学的素養を教授することで、人間尊重の精神を基本とする高い倫理観と、人々の健康と学術研究の進歩という、高度な社会的要請に応えるための創造力，判断力，課題解決力，発信力を兼ね備え，臨床薬学領域で先導的に活躍できる教育者・研究者・高度職業人・専門家を育成する。
修了後の進路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 薬剤師（大学病院薬剤部，認定薬局，行政機関） ・ 大学教員・研究者（大学，研究所等） ・ 企業（医療研究開発者，臨床研究実施者）

（3）総合医薬学研究科の3つのポリシー

【総合医薬学研究科 修了認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)】

総合医薬学研究科は、医学、薬学及び看護学分野の学術の理論、技術及び応用を教授研究し、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の行動に専門的な業務に従事するために必要な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養い、さらにこれら分野間の連携、融合により人と地の健康文化の進展に寄与することを目的としている。

この目的に基づいて、博士課程・博士後期課程においては、医学、薬学及び看護学の分野横断的な専門知識と研究倫理を学び、また医学、薬学及び看護学における豊かな専門知識及び普遍的知識・技能、さらに他の教育研究分野と幅広い学問の基盤的能力を修得し、高度の専門的知識と倫理観を基礎に自ら考え行動し、新たな知を創り出す能力を身に付け、総合医薬学研究科が示す学修成果を上げた者に博士の学位を授与する。

【総合医薬学研究科 教育課程編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）】

〔教育課程編成方針〕

総合医薬学研究科では、修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に示した能力を修得させるため、体系的な教育課程を編成する。授業は講義・演習・実習の様々な方法・形態等により行い、学生が主体的・能動的に学ぶことができるものとする。また博士論文作成のための研究指導を行う。

〔教育課程実施方針〕

・大学院共通科目では、研究の内容やその価値を説明、議論できるコミュニケーション力、表現力、発信力を修得する。

- ・研究科共通科目では、医療に携わる者として身に付けるべき知識、スキル・リテラシーを修得する。
- ・プログラム専門科目では、先進的で高度な専門知識を修得する。
- ・特別研究では、研究の計画立案力・遂行能力・問題解決能力を修得する。

【総合医薬学研究科 入学者受入れの方針（アドミッションポリシー）】

〔入学者受入れの方針〕

総合医薬学研究科は、本研究科の目的、修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき医療系の研究分野についての強い関心と基礎的能力を有し、論理的思考力と創造性を持ち、人と地の健康文化の進展に寄与しようとする意欲を備えている者を受け入れる。

そのため入学者選抜の基本方針として、複数の受験機会や多様な学生を評価できる入試を提供する。

〔入学者選抜の基本方針(入試種別とその評価方法)〕

多様な学生を受け入れるため、4月入学と10月入学を認め、年2回の入学者選抜を実施する。また外国人留学生特別入試を実施する。

入学者の選抜は、プログラム毎に小論文・適性検査、外国語(英語)試験、口述試験及び成績証明書の成績等により、6年制学部卒業または大学院修士課程修了相当の学力、意欲、能力等について評価する。

各プログラムの3つのポリシーは、「総合医薬学研究科博士課程・博士後期課程で養成する人材像及び3つのポリシー（資料1）」を参照。

（４）研究対象とする主たる学問分野

各プログラムの研究対象とする主たる学問分野は表1のとおりである。

表1 各プログラムの研究対象とする主たる学問分野

プログラム	研究対象とする主たる学問分野
看護科学プログラム	基礎看護学，臨床・生体機能看護科学，地域ケアシステム看護科学
先端薬科学プログラム	薬剤学，応用薬理学，生体認識化学，がん細胞生物学，薬化学，薬品製造学，分子神経生物学，分子細胞機能学，分子合成化学，生体界面化学，構造生物学，薬物生理学，医療薬学，植物機能科学，病態制御薬理学・臨床薬品作用学，薬物治療学，実践薬学，臨床薬剤学，ゲノム機能解析，資源科学，天然物創薬学，神経機能学，生体防御学，複雑系解析学，未病学

プログラム	研究対象とする主たる学問分野
生命・臨床 医学プログラム	解剖学，生理学，生化学，システム機能形態学，病理学，病態・病理学，免疫学，微生物学，薬理学，疫学・健康政策学，公衆衛生学，法医学，システム情動科学，分子神経科学，医学教育学，臨床心理学・認知神経科学，遺伝子発現制御学，内科学，感染症学，皮膚科学，小児科学，神経精神医学，放射線医学，放射線腫瘍学，外科学，脳神経外科学，整形外科学，産科婦人科学，眼科学，耳鼻咽喉科学，泌尿器科学，麻酔科学，総合口腔科学，臨床検査医学，和漢診療学，脳神経内科学，救急医学，臨床腫瘍学，形成再建外科学・美容外科学，計算創薬・数理医学，リハビリテーション医学，医療安全学，先端医療研究開発学，行動生理学
臨床薬学 プログラム	薬剤学，応用薬理学，生体認識化学，がん細胞生物学，薬化学，薬品製造学，分子神経生物学，分子細胞機能学，分子合成化学，生体界面化学，構造生物学，薬物生理学，医療薬学，植物機能科学，病態制御薬理学・臨床薬品作用学，薬物治療学，実践薬学，臨床薬剤学，ゲノム機能解析，資源科学，天然物創薬学，神経機能学，生体防御学，複雑系解析学，未病学

2. 研究科，専攻等の名称及び学位の名称

(1) 研究科及び学位の名称並びにその理由

本研究科は，医学・薬学・看護学分野における基盤的研究の深化とこれら分野間の連携・融合の更なる強化を図り，医学・薬学・看護学分野の枠組みを超えて協同するため，医学・薬学・看護学分野を包括する「総合医薬学研究科」とし，英語では“Graduate School of Medicine and Pharmaceutical Sciences”とする。また専攻についても1専攻として組織することから「総合医薬学専攻」(英語名称：Medicine and Pharmaceutical Sciences)とする。学位については専門分野(看護学，薬科学，医学，薬学)ごとに学位プログラムを設ける。

(2) プログラム及び学位の名称並びにその理由

1) 看護科学プログラム

(英語名称：Program of Nursing Sciences)

学位名称：博士(看護学)

(英語名称：Doctor of Philosophy in Nursing Sciences)

本学位プログラムは、「人」と「地」の健康に関わる看護ケアの専門職として社会に貢献する看護師指導者，保健所等行政機関における指導者・管理者，看護教育・研究者の人材養成を主な目的とした修士課程における取組を深化させ，看護学と医学・薬学を中心とした学問分野の先端的融合を推進し，看護科学における幅広い学識と高度な問題解決能力を有する人材育成を目指し，看護の教育・研究基盤を確立するため，知の統合・創生と実践を改革・開発・創造でき，国内外の生活文化に貢献しうる実践的研究者の育成を目指す

していることから、名称を「看護科学プログラム」とし、英語名称については、“Program of Nursing Sciences”とする。

また本学位プログラムは、看護科学における幅広い知識や高い専門性を学ぶとともに医学・薬学・看護学領域の教育により横断的な医療人としての素養を併せ持つ、看護学領域で先導的に活躍できる人材を育成することから、学位に付記する専攻分野は「看護学」とする。また英語名称については、国際通用性の観点から、“Doctor of Philosophy in Nursing Sciences”とする。なお、“Doctor of Philosophy”と同様に国際的にコンセンサスのある看護学の博士の学位に、“Doctor of Nursing Science”がある。本プログラムの教育目標は、看護における高度な医療専門職業人を育成し輩出することを一義的に目指すものではなく、あくまでも看護学の研究者を輩出するものであるため、“Doctor of Philosophy”を採用する。

2) 先端薬科学プログラム

(英語名称：Program of Pharmaceutical Sciences)

学位名称：博士（薬科学）

(英語名称：Doctor of Philosophy in Pharmaceutical Sciences)

本学位プログラムは、薬科学分野の幅広い知識、高い専門性と人間尊重の精神を基本とする豊かな創造力、総合的な判断力を養成し、医学的素養を有する薬科学研究のスペシャリストとして高度な社会的要請に応える人材を育成することを目的とした修士課程における取組を深化させる。薬学と医学・看護学を中心とした学問分野の先端的融合を推進し、薬科学領域の広範かつ先端的な知識や高い専門性とともに、患者の病気や立場を理解できる医学的素養を醸成することで、人間尊重の精神を基本とする高い倫理観と、人々の健康と学術研究の進歩という、高度な社会的要請に応えるための創造力、判断力、課題解決力、発信力を兼ね備え、薬科学及び学際的領域で先導的に活躍できる研究者・教育者・技術者・専門家の育成を目指す。したがって、名称は「先端薬科学プログラム」とし、英語名称については、“Program of Pharmaceutical Sciences”とする。

また本学位プログラムは、薬科学領域の広範かつ先端的な知識や高い専門性を学ぶとともに医学・薬学・看護学領域の教育により横断的な医療人としての素養を併せ持つ、薬科学及び学際的領域で先導的に活躍できる人材を育成することから、学位に付記する専攻分野は「薬科学」とする。英語名称については、国際通用性の観点から、“Doctor of Philosophy in Pharmaceutical Sciences”とする。

3) 生命・臨床医学プログラム

(英語名称：Program of Medical Life Science)

学位名称：博士（医学）

(英語名称：Doctor of Philosophy in Medical Sciences)

本学位プログラムは、臨床医学領域の幅広い知識や高い専門性を基盤とし、疾病の原因の解明及び治療・予防法に関して基礎・臨床の両面から総合的に教育研究を行い、基礎研究のみならず、臨床応用の橋渡しとなるトランスレーショナルリサーチの展開を行える人材や、東洋医学と西洋医学の両方の知識を備え世界の医学・医療をリードできる複眼的人材の育成を目指していることから、名称を「生命・臨床医学プログラム」とし、英語名称については、“Program of Medical Life Science”とする。

また本学位プログラムは、臨床医学領域の幅広い知識や高い専門性を学ぶとともに医学・薬学・看護学領域の教育により横断的な医療人としての素養を併せ持つ、基礎医学及び臨床医学領域で先導的に活躍できる人材を育成することから、学位に付記する専攻分野は「医学」とする。また英語名称については、国際通用性の観点から、“Doctor of Philosophy in Medical Sciences”とする。

4) 臨床薬学プログラム

(英語名称：Program of Pharmacy)

学位名称：博士（薬学）

(英語名称：Doctor of Philosophy in Pharmacy)

本学位プログラムは、臨床薬学領域の幅広い知識や高い専門性ととともに、疾病を深く理解し患者に寄り添うことのできる医学的素養を醸成することで、人間尊重の精神を基本とする高い倫理観と、人々の健康と学術研究の進歩という、高度な社会的要請に応えるための創造力、判断力、課題解決力、発信力を兼ね備え、臨床薬学領域で先導的に活躍できる教育者・研究者・高度職業人・専門家の育成を目指す。したがって、名称は「臨床薬学プログラム」とし、英語名称については、“Program of Pharmacy”とする。

また本学位プログラムは、臨床薬学領域の幅広い知識や高い専門性を学ぶとともに医学・薬学・看護学領域の教育により横断的な医療人としての素養を併せ持つ、臨床薬学領域で先導的に活躍できる人材を育成することから、学位に付記する専攻分野は「薬学」とする。英語名称については、国際通用性の観点から、“Doctor of Philosophy in Pharmacy”とする。

(3) 学位の専攻分野の決定時期と方法

本研究科では、養成する人材像ごとにプログラムを設けており、プログラムごとに学位の専攻分野を定め、それぞれ入学者選抜を行い、入学時にプログラムを決定する。

入学志願者は、出願に当たってプログラムを選択することになるが、本学のウェブサイト等において情報提供を行うとともに、随時事前相談を受け付ける。

3. 教育課程の編成の考え方及び特色

(1) 教育課程の編成の考え方

総合医薬学研究科は、教育課程編成方針において、修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に示した能力である基盤的能力、専門的学識、倫理観及び創造力を修得させるため、体系的な教育課程を編成することとしている。

本研究科の教育課程編成方針及び教育課程実施方針（カリキュラム・ポリシー）は資料1において示しており、4つの能力に対応した学修内容は、以下のとおりである。

基盤的能力(研究遂行に必要な医学、薬学及び看護学関連領域に係る幅広い豊かな学識と総合的な判断力)を身に付けるため、本学博士課程・博士後期課程においては全学共通で、研究成果やその価値を異分野の研究者等に説明するとともに、異分野の研究者等と議論する能力を修得するため大学院共通科目に「学際融合発表演習Ⅰ」「学際融合発表演習Ⅱ」を設定する。また博士課程においては、博士前期課程で大学院共通で設定される大学院生の汎用的能力を高めるための科目（「科学技術と持続可能社会」など）も履修するものとする。さらに、大学院共通科目に加えて研究科共通科目「医薬学プロフェッショナル研究論」の講義を実施する。

倫理観(高度専門職業人又は教育研究者として活動する上で必要な研究倫理や関連する法令の規範意識及び人間尊重の精神)や創造力(専門知識、技術を統合、応用して創造性の高い研究を遂行し、医学、薬学及び看護学関連領域の諸課題を解決するための豊かな学識、並びに研究成果やその価値を説明、議論できる高度の能力を身に付け、自らが新たなる知を創造し、その知から更なる価値を生み出す能力)を身に付けるため、本研究科4プログラムに共通する科目として医薬学の分野横断的な専門知識と研究倫理を学修するため研究科共通科目を設定する。また、倫理観を身に付けるため、博士課程は大学院共通科目の「研究倫理」を履修するものとする。

専門的学識(医学、薬学及び看護学関連領域の発展に寄与する自立して研究活動を行う教育研究者、高度かつ専門的な業務に従事する職業人として活躍するのに必要な卓越した研究能力及びその基礎となる豊かな学識、技術、態度、並びに疾病の理解を含む医学的素養)及び創造力を身に付けるため、各プログラム専門科目として、それぞれのプログラムに対応した講義・演習・実習科目を設定し、また博士論文作成を行う特別研究を設定する。

なお各プログラムのカリキュラムマップは、資料2を参照。

(2) 教育課程の構成及び特色

本研究科は博士前期課程、博士後期課程の一貫教育及び博士課程の下、医学・看護学・薬学の3つの領域を教育研究の柱とし、「医学・薬学・看護学」、「医学・薬学」、「医学・看護学」、「薬学(薬科学・臨床薬学)」でそれぞれ連携した科目を設定することにより、関連分野に関する基礎的素養を涵養することとしている。

また各プログラムの出口が比較的明瞭であるため、医療に関する実践的な多職種連携・協

働とイノベーションにつながる包括的な医療的素養を身に付けさせる環境を再整備し、本学が目指す医薬看融合を更に高いレベルにて実践し、基礎薬学と臨床薬学の環流が飛躍的に推進されることが見込まれ、高度に専門化した医療現場において活躍できる多職種連携と相互理解、包括的かつ学際的な対応能力をもつ高度な医師、薬剤師、看護職、薬学研究者などを育成するため教育課程を編成する。

本研究科は年2回（4月入学と10月入学）の学生受入れを計画している。入学時期による定員設定について、4月入学は入学定員とし10月入学は若干人としている。教育課程の体系性について、本研究科の教育の根幹である特別研究については、1年次から最終年度にかけて通年で行っており、いずれの時期に入学しても入学直後から始まることから、4月入学と10月入学と異なったとしても大きな問題ではなく、十分な教育体制が整えられていると判断している。

科目の履修順序について、1～2年次で大学院共通科目及び研究科共通科目を履修するとともに、各プログラム専門科目の講義科目についても概ね2年次までに履修する。特別演習(特別実習)については、看護科学プログラムは2年次、先端薬科学プログラムは3年次、生命・臨床医学プログラムは1年次～最終年次、臨床薬学プログラムは4年次でそれぞれ履修し、特別研究については1年次～最終年次にかけて履修する。

1) 大学院共通科目

将来の研究リーダーや国際共同研究など多様な場で活躍できる研究者の育成の観点から、博士課程、博士後期課程の大学院共通科目として、他者への研究説明能力（プレゼンテーションスキル、コミュニケーションスキル、プロポーザル作成に関する能力）、研究を設計・デザインする能力（研究計画書、プロポーザル作成に関する能力）、すなわち基盤的能力を身に付けるための「学際融合発表演習Ⅰ」「学際融合発表演習Ⅱ」を大学院博士課程・博士後期課程共通の必修科目とする。なお、本研究科は当該科目を有職者に配慮して実施する。

また博士課程ではこれに加えて「研究倫理」「科学技術と持続可能社会」を必修とし、これ以外に汎用的な能力を身に付けるための科目として「地域共生社会特論」「研究者としてのコミュニケーション：基礎と応用」「アート・デザイン思考」「英語論文作成Ⅰ」「英語論文作成Ⅱ」「データサイエンス特論」「大学院生のためのキャリア形成」「知的財産法」を選択科目とする。なお、看護科学プログラムは「研究倫理」「科学技術と持続可能社会」「地域共生社会特論」「研究者としてのコミュニケーション：基礎と応用」「アート・デザイン思考」「英語論文作成Ⅰ」「英語論文作成Ⅱ」「データサイエンス特論」「大学院生のためのキャリア形成」「知的財産法」のうち博士前期課程において単位未修得の科目から1科目を履修する。

2) 研究科共通科目

自立的な研究者として必要な能力や技法を身に付けるための組織的な教育活動として「薬学プロフェッショナル研究論」を本研究科博士課程、博士後期課程共通の必修科目と

する。この科目はアクティブラーニング形式で教育を行い、専門分野(医学・薬学・看護学)の異なる学生や教員との相互討論を重視する。

また、本学社会学系教員及び医学系教員という異なる専門分野の担当者がそれぞれの見地から日本の医療制度と医療経営を論じる分野横断的な科目である「医療制度と医療経営特論」も本研究科博士課程、博士後期課程共通の必修科目とする。

3) 各プログラム専門科目

人の健康を直接的に支える「医療」は、医学(医師をはじめとする専門人材)、看護学(看護職をはじめとする専門人材)、薬学(薬剤師や創薬を支える専門人材など)の繋がりの中で発展を続けている。近年の更なる医療の高度化・複雑化に伴い、専門的な治療や様々な知識を統合した対応、療養生活の質を向上させるための専門的ケアが求められており、プログラム専門科目では各プログラム特有の専門的学識や創造力を深めるため、学修課題を複数の科目等を通して体系的に履修するコースワークを充実した教育課程を編成する。各プログラムの詳細は次の通り。

ア. 看護科学プログラム

看護科学プログラムでは「看護科学特別研究」を必修科目とする。また、医学と看護学が連携した「医学連携特論」及び「看護科学特論」から1科目を選択必修科目とする。さらに、「基礎看護科学分野」、「臨床・生体機能看護科学分野」、「地域ケアシステム看護科学分野」の3つの分野毎に開設される「基礎看護科学特論」・「基礎看護科学演習」、「臨床・生体機能看護科学特論」・「臨床・生体機能看護科学演習」、「地域ケアシステム看護科学特論」・「地域ケアシステム看護科学演習」のいずれかの組み合わせを選択必修とする。これらの組み合わせ科目には、研究能力の育成に必要な理論構築や技術開発に関する方法論のコースワークが含まれる。

イ. 先端薬科学プログラム

先端薬科学プログラムに薬科学と臨床薬学が幅広い視野を身に付けるため連携した「薬学連携特論」を設置し必修科目とする。また「先端薬科学特別演習」、「先端薬科学特別研究」も必修科目とする。

選択科目として、主指導教員の研究室以外において実習を行う、異分野での学内留学とも言える「先端薬科学特別実習」、長期インターンによる企業・研究機関(PMDAを含む)での開発・研究の実習を行う「先端薬科学インターンシップ」を開設する。

ウ. 生命・臨床医学プログラム

生命・臨床医学プログラムでは、各研究室がそれぞれ講義やセミナーを実施する「生命・臨床医学特論」、自分の所属する研究室とそれ以外の研究室の複数研究室において演習・実習を行う「生命・臨床医学特別実習」と「生命・臨床医学特別研究」を設定し、これらを必

修科目とする。

幅広い視野を身に付けるための関連領域に関する科目として、臨床と基礎が連携し幅広い分野からセミナーを行う「先進医学特論」、医学と看護学が連携した「医学連携特論」、各研究室がそれぞれの専門分野の最先端について講義する特論科目を選択科目とする。また、高度医学がん治療学特論Ⅰ～Ⅵも選択科目とする。

エ. 臨床薬学プログラム

臨床薬学プログラムでは、薬科学と臨床薬学が幅広い視野を身に付けるため連携した「薬学連携特論」、各研究室がそれぞれ講義やセミナーを実施する「臨床薬学特論」、自分の所属する研究室において演習を行う「臨床薬学特別演習」と「臨床薬学特別研究」を必修科目とする。

選択科目として、主指導教員の研究室以外において実習を行う、異分野での学内留学とも言える「臨床薬学特別実習」、長期インターンによる企業・研究機関（PMDAを含む）において開発・研究の実習を行う「臨床薬学インターンシップ」を開設する。また、高度薬物ががん治療学特論Ⅰ～Ⅷも選択科目とする。

4. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

(1) 教育方法

ア. 授業の方法

本学大学院は学年を前学期(4月1日から9月30日まで)と後学期(10月1日から翌年3月31日まで)をそれぞれ前半及び後半に分け、前学期の前半を第1ターム、後半を第2ターム、後学期の前半を第3ターム、後半を第4タームとするクォーター制を導入し、授業時間は、90分をもって1時限とする。

授業科目は、原則として、90分の授業を15回又は8回を単位として行うものとする。一の授業科目について、講義、演習、実験又は実習のうち一あるいは二以上の方法の併用により実施する。

総合医薬学研究科は現職医師や看護職等の社会人が多いことから、大学院共通科目の必修科目「学際融合発表演習Ⅰ・Ⅱ」「研究倫理」「科学技術と持続可能社会」、研究科共通科目「医薬学プロフェッショナル研究論」等はインターネットを介してライブまたはオンデマンドで遠隔受講できるようにし、学生の負担を軽減する。

イ. 授業方法に適した学生数の設定

看護科学プログラムは募集人員3名、先端薬科学プログラムは募集人員6名、生命・臨床医学プログラムは募集人員30名、臨床薬学プログラムは募集人員4名である。

多くの学生が受講する大学院共通科目等はインターネットを介してライブまたはオンデマンドで遠隔受講することから学生数については特に問題とならない。また、各プログラム専門科目についてはその多くが主・副指導教員の研究室等で受講するものであり少人数教

育になる。

ウ．配当年次の設定

博士課程では、原則としてプログラム専門科目の講義科目は1年次～2年次に配当する。博士後期課程では、原則としてプログラム専門科目の講義科目は1年次に配当する。

なお、研究専門分野が異なる者への説明能力向上や既存の枠組みを超えた挑戦的・融合的な研究への展開を目指す学際融合発表演習Ⅰ・Ⅱは博士課程、博士後期課程共に1～2年次に配当する。

研究科共通科目については、医学・薬学・看護学領域のプロの研究者となるための必須のスキルを修得するとともに臨床と基礎を横断した総合的な医療人材を育成するための「医薬学プロフェッショナル研究論」を1年次に配当する。

学位論文作成に直結する特別研究はいずれのプログラムも1～最終年次に配当する。このような配当年次の設定により、博士課程の場合は3～4年次、博士後期課程の場合は3年次において博士論文作成に集中することができる。

(2) 履修指導及び研究指導の方法

総合医薬学研究科博士課程・博士後期課程における研究指導は、学生1名に対し主指導教員と副指導教員1名を配置する複数指導体制とする。

入学から修了までのスケジュールは、以下のとおりである。また修了までのスケジュール表は【資料3】のとおり。

1. 総合医薬学研究科博士課程・博士後期課程では入学時に新入生オリエンテーションを行うとともに、主指導教員によるガイダンス、履修指導・研究テーマ設定を行う。
2. 1年次から主指導教員と副指導教員の協議による研究指導を開始する。
3. 博士課程2～3年次及び博士後期課程2年次では指導教員等による履修指導や研究進捗状況の確認及び指導を行う。
4. 博士課程4年次及び博士後期課程3年次は博士論文審査に向けて博士論文を完成させる。

博士課程・博士後期課程ともに、複数指導教員体制と3名以上の審査委員による学位論文審査により学位の質を担保する。プログラムの養成する具体的な人材像ごとに作成した履修モデルは【資料4】のとおり。

(3) 修了要件

本研究科はプログラムごとに定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上で、博士論文審査と最終試験に合格することを修了要件とする。なお、優れた研究業績を上げた者については、本研究科等の定めるところにより、在学すべき期間を短縮することができる。

次いで、本研究科の修了要件の考え方について述べる。

「大学院共通科目」に、他者への研究説明能力、研究を設計する能力を身に付けるための

科目「学際融合発表演習Ⅰ」「学際融合発表演習Ⅱ」(計2単位)を設定する。本科目はトランスファラブルスキルを養う科目でもあり、本学大学院博士課程・博士後期課程の学生は全員これを必修とする。また、博士課程の学生は大学院生の汎用的能力を高めるため全学の大学院共通で設定される「大学院共通科目」の「研究倫理」,「科学技術と持続可能社会」(各1単位)も必修科目とする。

「研究科共通科目」に、医学・薬学・看護学領域のプロの研究者として必須のスキルを修得するとともに、臨床と基礎を横断した総合的な医療人材を育成するための「医薬学プロフェッショナル研究論」(1単位)及び日本の医療制度や医療・福祉関連経済のしくみを理解するための「医療制度と医療経営特論」(1単位)を設定し、2科目共に必修科目とする。

専門分野特有の専門的学識や創造力を深めるための「プログラム専門科目」に、プログラムの専門の研究に関わる「特別研究」(10単位)を設定し必修とする。また、医学－看護学が連携した「医学連携特論」、薬科学と臨床薬学が連携した「薬学連携特論」、またそれぞれの分野にかかる特論、演習、実習等の科目を設定する。

看護科学プログラムでは選択した分野の特論(2単位)と演習(4単位)を必修とし、これらに選択科目1単位を加えた22単位以上の修得を修了要件とする。先端薬科学プログラムでは「薬学連携特論」(1単位)と「先端薬科学特別演習」(2単位)を必修とし、これらに選択科目1単位を加えた18単位以上の修得を修了要件とする。生命・臨床医学プログラムでは「生命・臨床医学特論」(6単位)と「生命・臨床医学特別実習」(2単位)を必修とし、これ以外にプログラム専門科目等から6単位以上選択し、合計30単位以上の修得を修了要件とする。臨床薬学プログラムでは「薬学連携特論」(1単位),「臨床薬学特論」(6単位)及び「臨床薬学特別演習」(2単位)を必修とし、これ以外に大学院共通科目,プログラム専門科目等から5単位以上選択し、合計30単位以上の修得を修了要件とする。

本研究科の各プログラムの修了要件は次のとおりである。

看護科学プログラム

		科目区分名・科目名	単位数
必修	講義	研究科共通科目 医薬学プロフェッショナル研究論, 医療制度と医療経営特論	2
	演習	大学院共通科目 学際融合発表演習Ⅰ, 学際融合発表演習Ⅱ	2
	実習	看護科学プログラム専門科目 看護科学特別研究	10
選択必修	講義	看護科学プログラム専門科目 医学連携特論, 看護科学特論, 基礎看護科学特論, 臨床・生体機能看護科学特論, 地域ケアシステム看護科学特論	3科目7単位 選択必修 ※1,2

		科目区分名・科目名	単位数
選 択 必 修	演習	看護科学プログラム専門科目 基礎看護科学演習, 臨床・生体機能看護科学演習, 地域ケアシステム看護科学演習	
選 択	講義	大学院共通科目 研究倫理, 科学技術と持続可能社会, 地域共生社会特論, 研究者としてのコミュニケーション:基礎と応用, アート・デザイン思考, 英語論文作成 I, 英語論文作成 II, データサイエンス特論, 大学院生のためのキャリア形成, 知的財産法のうち博士前期課程において単位未修得の科目	選択科目から1単位以上選択
自 由	講義	研究科共通科目 日本語・日本文化 (自由科目)	
	計		22

※1 「医学連携特論」, 「看護科学特論」 から1科目履修する。

※2 「基礎看護科学特論」・「基礎看護科学演習」, 「臨床・生体機能看護科学特論」・「臨床・生体機能看護科学演習」, 「地域ケアシステム看護科学特論」・「地域ケアシステム看護科学演習」のいずれかの組み合わせを履修する。

先端薬科学プログラム

		科目区分名・科目名	単位数
必 修	講義	研究科共通科目 医薬学プロフェッショナル研究論, 医療制度と医療経営特論 先端薬科学プログラム専門科目 薬学連携特論	3
	演習	大学院共通科目 学際融合発表演習 I, 学際融合発表演習 II 先端薬科学プログラム専門科目 先端薬科学特別演習	4
	実習	先端薬科学プログラム専門科目 先端薬科学特別研究	10
選 択	実習	先端薬科学プログラム専門科目 先端薬科学特別実習, 先端薬科学インターンシップ	選択科目から1単位以上選択
自 由	講義	研究科共通科目 日本語・日本文化 (自由科目)	
	計		18

生命・臨床医学プログラム

		科目区分名・科目名	単位数
必修	講義	大学院共通科目 研究倫理, 科学技術と持続可能社会 研究科共通科目 医薬学プロフェッショナル研究論, 医療制度と医療経営特論 生命・臨床医学プログラム専門科目 生命・臨床医学特論	10
	演習	大学院共通科目 学際融合発表演習 I, 学際融合発表演習 II	2
	実習	生命・臨床医学プログラム専門科目 生命・臨床医学特別実習, 生命・臨床医学特別研究	12
選択	講義	大学院共通科目 地域共生社会特論, 研究者としてのコミュニケーション:基礎と応用, アート・デザイン思考, 英語論文作成 I, 英語論文作成 II, データサイエンス特論, 大学院生のためのキャリア形成, 知的財産法	生命・臨床医学プログラム専門科目の選択科目から4単

		科目区分名・科目名	単位数
選 択	講義	生命・臨床医学プログラム専門科目 先進医学特論, 医学連携特論, 解剖学・神経科学特論, 統合 神経科学特論, 分子脳科学特論, システム機能形態学特論, 病理診断学特論, 分子神経病態学特論, 分子免疫学特論, 微 生物学特論, 分子医科薬理学特論, 疫学・健康政策学特論, 公衆衛生学特論, 法医学特論, 医学教育学特論, システム情 動科学特論, 分子神経科学特論, 臨床心理学・認知神経科学 特論, 遺伝子発現制御学特論, 代謝・免疫・呼吸器病学特論, 循環器・腎臓内科学特論, 消化器内科学特論, 感染症学特論, 皮膚科学特論, 小児発達医学特論, 神経精神医学特論, 放射 線診断治療学特論, 放射線腫瘍学特論, 循環・呼吸器・総合 外科学特論, 呼吸器外科学特論, 消化器・腫瘍・総合外科学 特論, 脳神経外科学特論, 整形外科・運動器病学特論, 産科 婦人科学特論, 眼科学特論, 耳鼻咽喉科・頭頸部外科学特論, 腎泌尿器科学特論, 麻酔・周術期管理学特論, 総合口腔科学 特論, 臨床分子病態検査学特論, 和漢診療学特論, 救急医学 特論, 血液内科学特論, 脳神経内科学特論, 臨床腫瘍学特論, 医療安全学特論, 形成再建外科学・美容外科学特論, 計算創 薬・数理医学特論, リハビリテーション医学特論, 先端医療 研究開発学特論, 行動生理学特論, 高度医学がん治療学特論 I, 高度医学がん治療学特論II, 高度医学がん治療学特論III, 高度医学がん治療学特論IV, 高度医学がん治療学特論V, 高 度医学がん治療学特論VI	位以上, 大 学院共通科 目及び生 命・臨床医 学プログラ ム専門科目 の選択科目 から2単位 以上
自 由	講義	研究科共通科目 日本語・日本文化(自由科目)	
	計		30

臨床薬学プログラム

		科目区分名・科目名	単位数
必 修	講義	大学院共通科目 研究倫理, 科学技術と持続可能社会 研究科共通科目 医薬学プロフェッショナル研究論, 医療制度と医療経営特論 臨床薬学プログラム専門科目 薬学連携特論, 臨床薬学特論	11

		科目区分名・科目名	単位数
必修	演習	大学院共通科目 学際融合発表演習Ⅰ，学際融合発表演習Ⅱ 臨床薬学プログラム専門科目 臨床薬学特別演習	4
	実習	臨床薬学プログラム専門科目 臨床薬学特別研究	10
選択	講義	大学院共通科目 地域共生社会特論，研究者としてのコミュニケーション:基礎と応用，アート・デザイン思考，英語論文作成Ⅰ，英語論文作成Ⅱ，データサイエンス特論，大学院生のためのキャリア形成，知的財産法 臨床薬学プログラム専門科目 高度薬物がん治療学特論Ⅰ，高度薬物がん治療学特論Ⅱ，高度薬物がん治療学特論Ⅲ，高度薬物がん治療学特論Ⅳ，高度薬物がん治療学特論Ⅴ，高度薬物がん治療学特論Ⅵ，高度薬物がん治療学特論Ⅶ，高度薬物がん治療学特論Ⅷ	選択科目から5単位以上選択※
	実習	臨床薬学プログラム専門科目 臨床薬学特別実習，臨床薬学インターンシップ	
自由	講義	研究科共通科目 日本語・日本文化（自由科目）	
	計		30

※博士前期課程先端薬科学プログラムのプログラム専門科目（序論及び特論）からも選択可能。

（４）学位論文審査体制，学位論文及び学位論文に係る評価の基準の公表方法

・学位論文審査体制，学位論文及び学位論文に係る評価の基準の公表方法等について，概ね次のとおりである。

【看護科学プログラム，先端薬科学プログラム，臨床薬学プログラム】

（審査体制）

○学位論文予備審査委員

- ・学位論文予備審査委員は，3人のうち2人以上を当該プログラムにおいて研究指導を行う教員とする。
- ・主指導教員は，学位論文予備審査委員として1人を推薦する。
- ・当該プログラムを所管する学系部会は，学位論文予備審査委員として2人を推薦する。
- ・研究科長が必要があると認めたときは，他の大学の大学院又は研究所等の教員等を学位論文予備審査委員とすることができる。

- ・研究科長が必要があると認めたときは、提出論文の内容に応じた関連分野担当の准教授（1人に限る。）を学位論文予備審査委員とすることができる。
- ・学位論文予備審査委員長は、当該プログラムを所管する教務委員会において、当該学生の主指導教員を除く当該プログラムにおいて研究指導を行う教授の中から推薦する。

○学位論文本審査委員

- ・学位論文本審査委員は、3人のうち2人以上を当該プログラムにおいて研究指導を行う教員とする。
- ・学位論文本審査委員は、原則として学位論文予備審査委員から3人を選出する。ただし、研究科長が必要があると認めたときは、学位論文予備審査委員以外から学位論文本審査委員を選出することができる。
- ・研究科長が必要があると認めたときは、副査として、他の大学の大学院又は研究所等の教員等を学位論文本審査委員とすることができる。
- ・研究科長が必要があると認めたときは、提出論文の内容に応じた関連分野担当の准教授（1人に限る。）を学位論文本審査委員とすることができる。
- ・主査は、当該学生の主指導教員を除く当該プログラムにおいて研究指導を行う教授の中から選出する。

【生命・臨床医学プログラム】

（審査体制）

○学位論文予備審査委員

1. 学位論文予備審査委員は、3人以上により構成する。ただし、指導教員を加えない。
 - ・主指導教員は、学位論文予備審査委員として1人以上推薦する。
 - ・医学系部会は、学位論文予備審査委員として2人以上を推薦する。
2. 研究科長が必要があると認めたときは、他の大学の大学院又は研究所等の教員等や提出論文の内容に応じた関連分野担当の准教授（審査委員の半数以内に限る。）を学位論文予備審査委員とすることができる。
3. 学位論文予備審査委員長は、医学系部会において推薦する。

○学位論文本審査委員

1. 学位論文本審査委員は、原則として学位論文予備審査委員から3人以上を選出する。ただし、指導教員を加えない。
2. 研究科長が必要があると認めたときは、他の大学の大学院又は研究所等の教員等を加えることができる。

ただし、次に該当する者は学位論文予備審査委員及び学位論文本審査委員として選出しない。

 - ・学位論文の基礎となる論文の共著者である場合。

- ・ 研究科長が学位申請者と利益相反がある者又は利益相反があるように見える者と認める場合。

【全プログラム共通】

(審査方法)

1. 学位論文の審査を申請しようとする者は、あらかじめ学位論文の提出の可否について、学位論文予備審査を受けなければならない。
2. 学位論文予備審査申請を受けて、当該プログラムを所管する学系部会は学位論文予備審査委員を選出する。
3. 学位論文予備審査委員は、学位論文予備審査として、論文申請者の発表する論文について内容を審査するとともに、論文審査申請者が学位論文の審査申請の資格要件等を満たしているか確認する。また論文の掲載先（掲載予定も含む。）の査読システムが機能し、学術的価値が十分に担保されたデータベースに登録された学術雑誌に該当するか確認する。
4. 学位論文予備審査の後、当該プログラムを所管する学系部会において学位論文本審査への移行の可否を審議する。審議の結果、研究科長が博士論文提出を可とした者は、学位論文本審査申請を行う。また当該プログラムを所管する学系部会は学位論文本審査委員を選出する。
5. 学位論文本審査及び試験を行う。
6. 当該プログラムを所管する学系部会において、論文審査、試験の合否、学位及び修了判定を行う。

(評価項目)

1. 法令・研究倫理の遵守
 - ・ 研究の内容は、研究倫理や関連する法令を遵守していること
 - ・ 必要に応じ、関連する委員会の承認を得ていること
2. 論文の体裁
 - ・ 題目が内容を適切に説明していること
 - ・ 明解で論理的な構成がとられていること
 - ・ 関連の先行研究を適切に引用していること
3. 研究目的
 - ・ 医学／薬学／薬科学／看護学領域あるいは関連領域における研究の背景と目的が記述されていること
4. 研究方法
 - ・ 目的に沿った方法であること
 - ・ 実験を含む場合、研究結果を再現できるだけの具体的な情報を含んでいること

5. 研究成果

- ・新規性・独創性があること
- ・結果が明確に記述されていること
- ・得られた結果に基づいて、整合性・説得性のある結論が導かれていること
- ・学術的または社会的な意義を有すること

(評価基準)

上記の評価項目すべてについて博士学位論文として水準に達しており、かつ、学位論文本審査及び試験の合格をもって博士の学位論文として合格とする。

(学位論文及び学位論文に係る評価の基準の公表方法)

博士学位論文については本学ホームページにおいて公表する。また学位論文に係る評価の基準については本学ホームページ及び「履修の手引き」に掲載し、公表する。

(5) 研究の倫理審査体制

「富山大学医の倫理に関する規則【資料5】」、「富山大学倫理委員会の専門委員会に関する細則【資料6】」、「国立大学法人富山大学臨床研究審査委員会規則【資料7】」及び「富山大学人間を対象とし医療を目的としない研究の倫理に関する規則【資料8】」に基づき、各種倫理委員会を設置し、人間を直接対象とした医学の研究や医療行為や医療を目的としない人間を対象とする研究を行う場合は、ヘルシンキ宣言の趣旨に沿った倫理的配慮のもとに計画・実施されているかどうかを審査している。

また、研究において動物実験、病原体及び遺伝子組換え生物等が必要になる場合もあるが、それぞれ「国立大学法人富山大学動物実験取扱規則【資料9】」、「国立大学法人富山大学病原体等安全管理規則【資料10】」及び「国立大学法人富山大学遺伝子組換え生物等使用実験安全管理規則【資料11】」に基づき学生が教育訓練を受けるとともに、所定の審査を行っている。

(6) 研究活動の単位数

本研究科では、博士論文を作成するために実践的に研究することを通して、医療関係専門職、医・薬・看護系研究を担う能力を備えた人材を育成する。博士論文研究には単に指導教員の研究室における実験等だけでなく、医療・福祉の現場観察や関係者との対話、社会調査などが含まれ、座学の授業科目と同等あるいはそれ以上に深い学識を得る場として期待される。したがって、博士論文に関わる研究活動の学修成果を評価することが適切と認められるので、文部科学省省令第28号「大学設置基準」第21条第3項（「大学院設置基準」第15条）を踏まえ、看護科学プログラムについては「看護科学特別研究」、先端薬科学プログラムについては「先端薬科学特別研究」の授業科目として単位を与える。これらの特別研究は博士後期課程1年次～3年次の通年科目であり、その学修時間は各学生の全学修活動のお

よそ 2 分の 1 を占めると考えられることから、単位数は修了要件合計単位数（看護科学プログラム 22 単位以上、先端薬科学プログラム 18 単位以上）の約 2 分の 1（10 単位）とする。

また博士課程生命・臨床医学プログラムについては「生命・臨床医学特別研究」、同臨床薬学プログラムについては「臨床薬学特別研究」の授業科目として単位を与える。これらの特別研究は博士課程 1 年次～4 年次の通年科目であり、その学修時間は各学生の全学修活動のおよそ 3 分の 1 を占めると考えられることから、単位数は修了要件合計単位数（30 単位以上）の 3 分の 1（10 単位）とする。

（7）留学生の指導等について

留学生に対しては大学・研究科として新入生オリエンテーションを行う。入学後の研究指導、生活指導等については指導教員が主として行い、事務職員も履修指導を行うとともに TA・RA に従事した際などに適宜学業や生活状況について確認し、標準修業年限内で修了できるようにしている。

（8）多様なメディアを利用した授業について

大学院共通科目については、オンデマンド型の多様なメディアを利用した授業を行う。研究科共通科目及びプログラム専門科目については、原則として本学の杉谷キャンパスで授業を実施することとし、学生はキャンパスに通学して対面で授業を履修する。ただし、企業等に勤務する社会人であっても可能な限り標準修業年限内に修了できるよう、授業をインターネットを介して遠隔受講できるようにする。また、必要に応じてそれら学生の休業期間等を活用した集中講義等を実施する。

なお、大学院課程であるため修了要件単位数に対する多様なメディアを利用した授業の単位数の制限は無い。

5. 基礎となる修士課程との関係

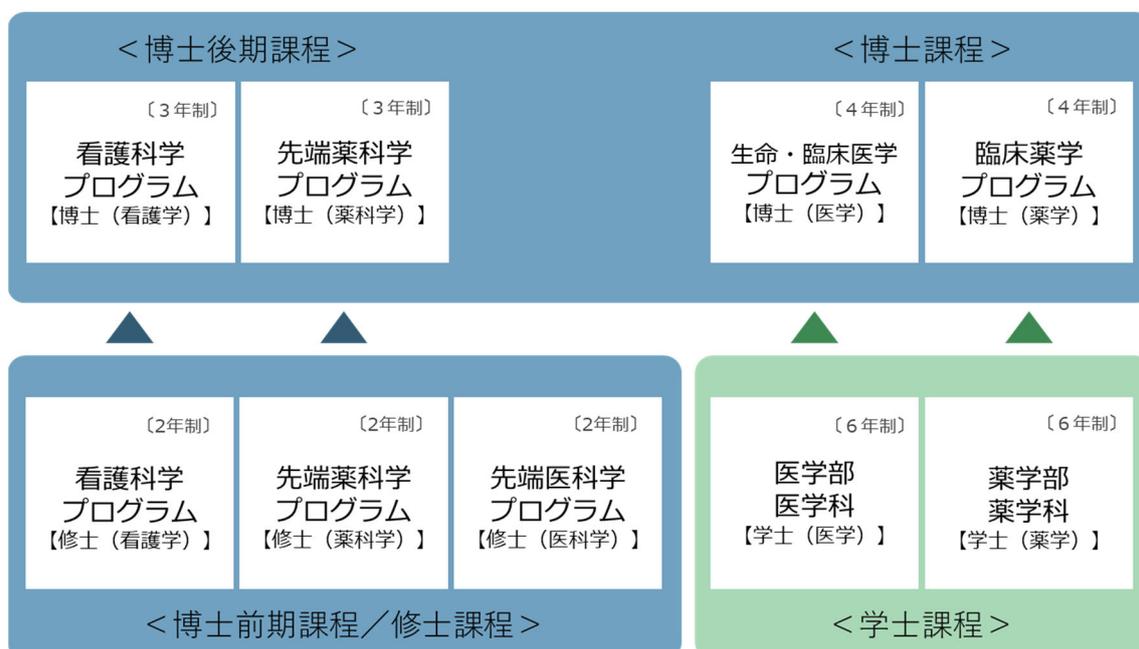
総合医薬学研究科においては、高度に専門化した医療現場において活躍できる多職種連携と相互理解、包括的かつ学際的な対応能力を持つ高度な医師、薬剤師、看護職、医療の専門職業人、医薬学研究者などを育成することとしており、博士前期課程及び博士後期課程の一貫教育の下、医学・看護学・薬学の 3 つの領域を教育研究の柱としている。また、各領域の下に学問分野区分を設け、教育課程ごとに必要な体制を構築している。

	領域	学問分野
博士前期課程	医学領域	解剖学，生理学，生化学，システム機能形態学，病理学，免疫学，微生物学，薬理学，疫学・健康政策学，公衆衛生学，法医学，分子神経科学，臨床心理学・認知神経科学，遺伝子発現制御学，内科学，感染症学，皮膚科学，神経精神医学，放射線医学，放射線腫瘍学，外科学，脳神経外科学，整形外科学，産科婦人科学，がん科学，耳鼻咽喉科学，泌尿器科学，麻酔科学，総合口腔科学，臨床検査医学，和漢診療学，脳神経内科学，救急・災害医学，臨床腫瘍学，医療安全学，先端医療研究開発学，形成再建外科学・美容外科学，行動生理学，医学教育学，東西融合・計算医学，リハビリテーション医学
	看護学領域	基礎看護学，成人看護学，母性看護学，老年看護学，精神看護学，地域看護学，人間科学，行動科学
	薬学領域	薬剤学，応用薬理学，生体認識化学，がん細胞生物学，薬化学，薬品製造学，分子神経生物学，遺伝情報制御学，分子細胞機能学，薬用生物資源学，分子合成化学，生体界面化学，構造生物学，薬物生理学，医療薬学，病態制御薬理学，医療安全性学，薬物治療学，実践薬学，臨床薬品作用学，臨床薬剤学，製剤設計学，生物学，ゲノム機能解析，資源科学，天然物創薬学，神経機能学，生体防御学，複雑系解析学，未病学，漢方診断学



	領域	学問分野
博士後期課程	医学領域	解剖学，生理学，生化学，システム機能形態学，病理学，病態・病理学，免疫学，微生物学，薬理学，疫学・健康政策学，公衆衛生学，法医学，システム情動科学，分子神経科学，医学教育学，臨床心理学・認知神経科学，遺伝子発現制御学，内科学，感染症学，皮膚科学，小児科学，神経精神医学，放射線医学，放射線腫瘍学，外科学，脳神経外科学，整形外科学，産科婦人科学，眼科学，耳鼻咽喉科学，泌尿器科学，麻酔科学，総合口腔科学，臨床検査医学，和漢診療学，脳神経内科学，救急医学，臨床腫瘍学，形成再建外科学・美容外科学，計算創薬・数理医学，リハビリテーション医学，医療安全学，先端医療研究開発学，行動生理学
	看護学領域	基礎看護学，臨床・生体機能看護科学，地域ケアシステム看護科学
	薬学領域	薬剤学，応用薬理学，生体認識化学，がん細胞生物学，薬化学，薬品製造学，分子神経生物学，分子細胞機能学，分子合成化学，生体界面化学，構造生物学，薬物生理学，医療薬学，植物機能科学，病態制御薬理学・臨床薬品作用学，薬物治療学，実践薬学，臨床薬剤学，ゲノム機能解析，資源科学，天然物創薬学，神経機能学，生体防御学，複雑系解析学，未病学

＜総合医薬学研究科 総合医薬学専攻＞



6. 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合

（1）実施場所及び実施方法

本学では、多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる方法として、ビデオ会議システムを利用した同時双方向型の授業と学習管理システム（LMS）のMoodleを利用したオンデマンド型の授業を行っている。

（2）学則等における規定

国立大学法人富山大学学則及び富山大学大学院学則において以下のとおり規定している。

国立大学法人富山大学学則（平成17年10月1日制定）

（授業の方法等）

第61条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 学部等及び教養教育院において、教育上有益と認めるときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 学部等及び教養教育院は、第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

国立大学法人富山大学大学院学則（平成 17 年 10 月 1 日制定）

（授業の方法）

第 23 条の 2 授業の方法については、本学学則第 61 条第 1 項から第 3 項までの規定を準用する。

授業を教室以外の場所で履修させる場合には、遠隔授業システムを利用した大学からの資料や映像の配信など多様なメディアを活用して行い、企業の会議室等の職場又は住居に近い場所を含む教室以外の場所で受講できるものとする。本講義形態においては、同時かつ双方向に行われるか、そうでない場合は、当該授業の終了後すみやかに十分な指導を併せ行うとともに、当該授業に関する学生等の意見の交換の機会が確保されているものとし、大学院設置基準第 15 条（大学設置基準第 25 条第 2 項）の規定の要件を満たすものとする。

7. 「大学院設置基準」第 14 条による教育方法の実施

本研究科では、社会人が在職のまま大学院で学修し、高度の専門的知識と能力を獲得する機会を提供するため、大学院設置基準第 14 条に基づく教育方法を実施する。

（1）修業年限

博士後期課程は 3 年、博士課程は 4 年とする。なお、申し出があった場合、事前に履修計画を確認し、個別審査を行った上、博士後期課程は 4～6 年間、博士課程は 5～8 年間の長期履修を認めることとする。

（2）履修指導及び研究指導の方法

主指導教員及び副指導教員は、履修科目及び研究活動全般について学生の相談に応じ、学生の学修及び研究の遂行に必要な助言を行う。

（3）授業の実施方法

「大学院設置基準第 14 条に定める教育方法の特例」を受ける者は、昼間における履修のほかに、指導教員と相談して履修計画書を提出した場合、研究指導や授業を夜間に受けることができるようにする。その時間帯は原則として月曜日から金曜日の 18 時 10 分から 21 時 20 分とするが、この時間帯以外にも研究指導、対面指導が必要な科目については、土曜日又は夏季休業等に受けることができるようにする。なお、大学院共通科目については、オンデマンド型で履修する。研究科共通科目及びプログラム専門科目については、原則として本学の杉谷キャンパスで授業を実施することとし、学生はキャンパスに通学して対面で授業を履修するが、企業等に勤務する社会人に対しては授業をインターネットを介した遠隔受講等、多様なメディアを利用した形式でも実施する。

(4) 教員の負担の程度

本学の大学院においてはクォーター制（1カ年当たり4期）で授業を実施する。従来の Semester 制と比較して短い学期ごとの時間割設定が可能になるため、学生の履修進度と教員の教育業務に係る負担の両方を考慮した柔軟なカリキュラムを編成することができる。

また、各教員のエフォートを教員が所属する教員組織である学術研究部の各学系で管理し、教育業務に係る負担が一部の教員に集中しないように調整する。

(5) 図書館・情報処理施設等の利用方法や学生の厚生に対する配慮、必要な職員の配置

本学附属図書館は、中央図書館、医薬学図書館、芸術文化図書館からなり、それらのうち、医薬学図書館が本研究科の教育活動拠点である杉谷キャンパスに設置されている。また、情報処理施設についても、杉谷キャンパスにおいては3部屋整備している。各図書館や情報処理施設には専任の職員が配置され、社会人学生を含めた学生のサポートを行っている。

また、特に時間の制約を受けることの多い社会人学生を始め、夜間や休日にも学生の勉学を妨げることがないように、医薬学図書館では、平日は9:00~20:00、土日は9:00~17:00にかけて開館していることに加え、「特別利用」としてICチップ付の学生証を図書館入り口のリーダーに認識させることによってゲートが開錠されるよう設計されており、24時間にわたって施設を利用することができる。さらに、医薬学図書館の実質的な休館日は開学記念日と年末年始のみであり、これら数日を除いて図書館と自習室が24時間利用可能な体制が整えられている。

校地	設置部局	利用可能時間帯	備考
杉谷キャンパス	情報処理実習室（大）	7:00~24:00	パソコン：130台
	情報処理実習室（中）	24時間	パソコン：58台
	情報処理実習室（小）	24時間	パソコン：10台

(6) 入学者選抜の概要

多様な学生を受け入れるため、4月入学と10月入学を認め、年2回の入学者選抜を実施する。また外国人留学生特別入試を実施する。

なお、入学者選抜はプログラムごとに行う。各プログラムのアドミッション・ポリシー（入学者受け入れの方針、入学者選抜の基本方針（入試種別とその評価方法））は【資料1】のとおりである。

また、有職者等が修学する場合、「大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例」を適用し、有職者が離職することなく修学できるよう特別措置を行う。

(7) 必要とされる分野であること

改組元の教育研究組織である医学薬学教育部博士課程生命・臨床医学専攻、東西統合医学専攻、博士後期課程看護学専攻等は外国人留学生を除けばほとんどの学生が医療関係の職に従事しながら博士の学位を目指している。改組後の総合医薬学研究科においても有職者

がステップアップのため博士課程・博士後期課程に進学する状況は変わらないと考えられ、有職者が博士の学位を取得するために14条特例の適用は必須である。

(8) 大学院を専ら担当する専任教員を配置するなどの教員組織の整備状況

本研究科の専任教員のほとんどが学部教育も担当することとしている。そのため、いわゆる「14条特例」を適用することを学生が希望した場合、夜間や休日における研究指導等の実施が必要となり、担当する教員の負担増が予想されるが、本学では、教員の教育負担が過剰とならないよう、基準時間数を定めるとともに、毎年教育負担の管理・点検を行うことを定めている。また、基準時間数を越えた専任教員がいた場合は、教員が所属する学系長と教育組織の研究科長等で当該教員の負担調整をすることとしている。そのため、大学院設置基準第14条に基づく教育方法を実施する体制は整備されている。

8. 入学者選抜の概要

総合医薬学研究科及び各プログラムの入学者受入れの方針及び入学者選抜の基本方針(入試種別とその評価方法)(アドミッション・ポリシー)は資料1に示す。

本研究科は、本研究科の目的、修了認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)に基づき、医療系の研究分野についての強い関心と基礎的能力を有し、論理的思考力と創造性を持ち、人と地の健康文化の進展に寄与しようとする意欲を備えている者を受け入れる。

アドミッション・ポリシーにおいて示す資質・能力を評価し、複数の受験機会を提供するとともに多様な学生を評価できるようにするために、以下の入試を行う。

一般入試、外国人留学生特別入試

プログラム毎に小論文・適性検査、外国語(英語)試験、口述試験及び成績証明書の成績等により、6年制学部卒業または大学院修士課程修了相当の学力、意欲、能力等について評価する。また、多様な学生を受け入れるため、一般入試、外国人留学生特別入試ともに4月入学と10月入学を認め、年2回の入学者選抜を実施する。

各プログラムの入試種別とその評価方法は表2のとおりである。

表2 各プログラムの入試種別とその評価方法

区分	プログラム	内容
入試種別	看護科学プログラム 先端薬科学プログラム 臨床薬学プログラム	多様な学生を受入れるため、4月入学と10月入学を認め、年2回の入学者選抜を実施する。また外国人留学生特別入試を実施する。
	生命・臨床医学プログラム	一般学生の他、外国人留学生等の多様な学生を受け入れるため、4月入学と10月入学を認め、年2回の入学者選抜を実施する。

区分	プログラム	内容
評価方法	看護科学プログラム	一般入試，外国人留学生特別入試では，小論文・適性検査，外国語(英語)試験，口述試験及び成績証明書の成績等により，大学院修士課程修了相当の学力，意欲，能力等，看護研究遂行能力を評価する。
	先端薬科学プログラム	一般入試，外国人留学生特別入試では，小論文・適性検査，外国語(英語)試験，口述試験及び成績証明書の成績により，大学院修士課程修了相当の学力，意欲，能力等について評価する。
	生命・臨床医学プログラム	一般入試では，外国語試験(外部英語試験)，口述試験及び成績証明書の成績により，6年制医学部卒業相当の学力，意欲，能力等について評価する。
	臨床薬学プログラム	一般入試，外国人留学生特別入試では，小論文・適性検査，外国語(英語)試験，口述試験及び成績証明書の成績により，6年制薬学部卒業相当の学力，意欲，能力等について評価する。

それぞれの入試方法の区分ごとの募集人員は表3のとおりである。

表3 各プログラムの募集人員

プログラム名	募集人員	入試区分ごとの募集人員	
		一般入試	外国人留学生特別入試
看護科学プログラム	3	3	若干名
先端薬科学プログラム	6	6	若干名
生命・臨床医学プログラム	30	30	—
臨床薬学プログラム	4	4	若干名
計	43	43	若干名

また，本研究科では留学生の受入れを予定している。留学生の語学力に関し，入試において英語の筆記試験(外部英語試験を含む)を課すとともに口述試験においてもその能力を確認する。留学生の日本語能力については，研究科共通科目「日本語・日本文化」(自由科目)を最大4単位まで履修できるようにし，在学中に日本語能力が向上するよう配慮している。

9. 教員組織の編制の考え方及び特色

(1) 教員組織編制の考え方

本学においては，令和元年10月から教育組織と教員組織を分離する，いわゆる「教教分

離」体制を全学的に実施し、全学の教員が一元的に所属する新たな教員組織として「学術研究部」を設置した。学術研究部は、具体的な専門分野等により、人文科学系、教育学系、社会学系、芸術文化学系、理学系、都市デザイン学系、工学系、医学系、薬学・和漢系、教養教育学系、教育研究推進系の11学系により大まかに区分しており、各教育組織は教員の所属組織の枠にとらわれずに、各学系から、各教育組織におけるカリキュラムの教育内容にふさわしい教員を派遣し、教育に当たることが可能となる。また、学術研究部会議を置き、学長を議長として、学長のリーダーシップの下に、教員業績評価や教員のエフォート管理に関する全学的な教員人事マネジメント機能を担わせている。同様に、各学系に学系会議を置き、学長が統括する学術研究部会議の決定に従って、学系における具体的な教員人事に係る事項を審議している。

総合医薬学研究科博士（後期）課程の各プログラムでは、医学・薬学・看護学の領域において、多職種連携をはじめとしたメディカルスタッフに必要となる教育や患者の病気や立場を理解できる医学的素養を醸成させるための教育を実施するため、医学系及び薬学・和漢系を中心に教員が参画し、医学、薬学及び看護学の素養を横断的に身に付け、またこれらの学問領域の先端的連携を推進できるよう教員組織を編成する。

表4 総合医薬学研究科（博士課程・博士後期課程）担当教員の所属一覧
（完成年度（令和10年3月31日）時点）

医学系	薬学・和漢系	その他	計
88人	36人	1人	125人

（2）教育上主要と認める授業科目の教員配置状況

本研究科の各プログラムの教育上主要と認める授業科目は、次に掲げるプログラム専門科目である。これらの授業科目は専任の教授又は准教授が担当する。また、本学の大学院においてはクォーター制（1カ年当たり4期）で授業を実施する。従来の Semester 制と比較して短い学期ごとの時間割設定が可能になるため、同一教員が担当する複数の授業科目を4期に分散させて実施することにより、各教員に教育業務に係る負担を過大にかけられることを防ぐことができる。各教員の教育研究に関するエフォートは各教員が所属する教員組織（各学系）で一括管理し、必要に応じて担当科目分散による負担軽減を行う。

科目区分	授業科目の名称
看護科学プログラム専門科目	医学連携特論，看護科学特論，基礎看護科学特論，基礎看護科学演習，臨床・生体機能看護科学特論，臨床・生体機能看護科学演習，地域ケアシステム看護科学特論，地域ケアシステム看護科学演習，看護科学特別研究
先端薬科学プログラム専門科目	先端薬科学特別実習，薬学連携特論，先端薬科学インターンシップ，先端薬科学特別演習，先端薬科学特別研究

科目区分	授業科目の名称
生命・臨床医学プログラム専門科目	先進医学特論, 医学連携特論, 解剖学・神経科学特論, 統合神経科学特論, 分子脳科学特論, システム機能形態学特論, 病理診断学特論, 分子神経病態学特論, 分子免疫学特論, 微生物学特論, 分子医科薬理学特論, 疫学・健康政策学特論, 法医学特論, 医学教育学特論, システム情動科学特論, 分子神経科学特論, 臨床心理学・認知神経科学特論, 遺伝子発現制御学特論, 代謝・免疫・呼吸器病学特論, 循環器・腎臓内科学特論, 消化器内科学特論, 感染症学特論, 皮膚科学特論, 神経精神医学特論, 放射線診断治療学特論, 放射線腫瘍学特論, 循環・呼吸器・総合外科学特論, 呼吸器外科学特論, 消化器・腫瘍・総合外科学特論, 整形外科・運動器病学特論, 産科婦人科学特論, 眼科学特論, 耳鼻咽喉科・頭頸部外科学特論, 腎泌尿器科学特論, 総合口腔科学特論, 臨床分子病態検査学特論, 和漢診療学特論, 救急医学特論, 血液内科学特論, 脳神経内科学特論, 臨床腫瘍学特論, 医療安全学特論, 形成再建外科学・美容外科学特論, 計算創薬・数理医学特論, リハビリテーション医学特論, 先端医療研究開発学特論, 行動生理学特論, 高度医学がん治療学特論 I, 高度医学がん治療学特論 II, 高度医学がん治療学特論 III, 高度医学がん治療学特論 IV, 高度医学がん治療学特論 V, 高度医学がん治療学特論 VI, 生命・臨床医学特論, 生命・臨床医学特別実習, 生命・臨床医学特別研究
臨床薬学プログラム専門科目	高度薬物がん治療学特論 I, 高度薬物がん治療学特論 II, 高度薬物がん治療学特論 III, 高度薬物がん治療学特論 IV, 高度薬物がん治療学特論 V, 高度薬物がん治療学特論 VI, 高度薬物がん治療学特論 VII, 高度薬物がん治療学特論 VIII, 薬学連携特論, 臨床薬学特論, 臨床薬学特別演習, 臨床薬学特別実習, 臨床薬学インターンシップ, 臨床薬学特別研究

(3) 教員組織の研究分野

総合医薬学研究科の専任教員の教育研究領域は以下に示す通り多岐に渡っている。これら医学・薬学・看護学を中心とした広い学問分野の教員が結集することにより、特色ある総合医薬学研究を实践する。

1) 看護科学プログラム

基礎看護学, 臨床・生体機能看護科学, 地域ケアシステム看護科学

2) 先端薬科学プログラム

薬剤学, 応用薬理学, 生体認識化学, がん細胞生物学, 薬化学, 薬品製造学, 分子神経生

物学，分子細胞機能学，分子合成化学，生体界面化学，構造生物学，薬物生理学，医療薬学，植物機能科学，病態制御薬理学・臨床薬品作用学，薬物治療学，実践薬学，臨床薬剤学，ゲノム機能解析，資源科学，天然物創薬学，神経機能学，生体防御学，複雑系解析学，未病学

3) 生命・臨床医学プログラム

解剖学，生理学，生化学，システム機能形態学，病理学，病態・病理学，免疫学，微生物学，薬理学，疫学・健康政策学，公衆衛生学，法医学，システム情動科学，分子神経科学，医学教育学，臨床心理学・認知神経科学，遺伝子発現制御学，内科学，感染症学，皮膚科学，小児科学，神経精神医学，放射線医学，放射線腫瘍学，外科学，脳神経外科学，整形外科，産科婦人科学，眼科学，耳鼻咽喉科学，泌尿器科学，麻酔科学，総合口腔科学，臨床検査医学，和漢診療学，脳神経内科学，救急医学，臨床腫瘍学，形成再建外科学・美容外科学，計算創薬・数理医学，リハビリテーション医学，医療安全学，先端医療研究開発学，行動生理学

4) 臨床薬学プログラム

薬剤学，応用薬理学，生体認識化学，がん細胞生物学，薬化学，薬品製造学，分子神経生物学，分子細胞機能学，分子合成化学，生体界面化学，構造生物学，薬物生理学，医療薬学，植物機能科学，病態制御薬理学・臨床薬品作用学，薬物治療学，実践薬学，臨床薬剤学，ゲノム機能解析，資源科学，天然物創薬学，神経機能学，生体防御学，複雑系解析学，未病学

(4) 教員の年齢構成

総合医薬学研究科（看護科学プログラム／先端薬科学プログラム／生命・臨床医学プログラム／臨床薬学プログラム）の完成年度（令和10年3月31日）における職位別専任教員年齢は，表5のとおりとなっている。50代がボリュームゾーンとなっているが，40代と60代においても一定規模を有しており適切な分布となっていることから，継続的に教育研究の活性化，水準の維持・向上を図ることが可能である。

本学の教育職員の定年年齢は「国立大学法人富山大学職員就業規則【資料12】」の第17条第2項において，65歳と定めている。なお，本研究科には「国立大学法人富山大学教育職員の定年の特例に関する規則【資料13】」に基づき，定年を延長している教員が1名いるが，完成年度までは引き続き任用することとし，退職後は公募により後任教員を補充する予定であり，教育組織の継続性に問題はない。

表5 総合医薬学研究科総合医薬学専攻（博士課程／博士後期課程）完成年度（令和10年3月31日）における専任教員の年齢構成

年齢	教授	准教授	講師	助教	計
70代	1人	0人	0人	0人	1人
60代	21人	4人	0人	1人	26人
50代	31人	31人	12人	4人	78人
40代	2人	7人	2人	7人	18人
30代	0人	0人	0人	2人	2人

10. 研究の実施についての考え方、体制、取組

（1）研究の実施についての考え方、実施体制

本学では、研究に関する目標として、「学問の継承・発展と基礎的な研究を重視するとともに、現代社会の諸問題に積極的に取り組み、融合領域の研究を推進する。また、基礎研究を充実するとともに、「地域と世界に向けて先端的研究情報を発信する総合大学」を目指す。」と掲げている。

目標を実現させるため、特色ある研究の推進と多様な分野での研究推進を支援するとともに、世界と地域に向けて研究成果を発信し、将来を担う人材を育成することを目的とした研究推進機構を設置している。中でも研究推進機構の研究推進総合支援センターでは、自然科学研究や生命科学研究に関する施設設備の管理や共同利用の先端技術利用の推進を行うだけでなく、優れた設備オペレーション技能を有する人材の育成により、学内の研究支援にとどまらず地域企業・業界団体との連携・共同研究を促進させており、研究環境を整備する体制が整っている。

（2）技術職員やURAの配置状況

研究活動をサポートするために、技術職員68名、URA・コーディネーター19名を配置している。

URA・コーディネーターは、①研究者と企業等との連携推進・創出及びコーディネート、②技術移転や共同研究の交渉、企業等のマッチング、③産学連携関連の競争的資金（事業化・産業化支援）獲得支援及び進捗管理、④共同研究等大型プロジェクト（公的競争的資金事業等）の企画及び進捗管理、⑤知財（商標権、著作権等を含む）創出支援、管理、活用の促進、⑥企業への知財・技術シーズ移転コーディネート活動、⑦企業等を訪問し、組織的連携、地域振興を含めた産業界との連携構築活動、⑧国際連携支援、外国特許権に関する業務により、研究者の研究活動の活性化や研究開発マネジメントの強化等を担っている。

11. 施設、設備等の整備計画

（1）校地、運動場

総合医薬学研究科の教育研究は、杉谷キャンパスで実施する。杉谷キャンパスでは、2学

部（医学部，薬学部），1 研究科（総合医薬学研究科），2 教育部（医学薬学教育部，生命融合科学教育部），1 学環（医薬理工学環）の他，附属病院，和漢医薬学総合研究所を設置している。また，運動場34,645㎡，体育館1,495㎡を有し，テニスコート，武道場，プール等のほか，学生が休息するスペースとして，食堂，売店等が備えられている。

（2）校舎等施設

本研究科の校舎等施設は既存のスペースを利用する。そのため，現行の大学院医学薬学教育部及び生命融合科学教育部が使用している全ての施設，設備が，新たに設置される総合医薬学研究科に引き継がれる。その中には講義等を実施するための講義室群と研究機材が含まれている。このため，総合医薬学研究科では，引き継いだ施設や設備を利用することで，計画している教育研究の全てを実施することが可能である。

また，教員の研究室に関しても，医学部研究棟，看護学科研究棟，薬学部研究棟，共同利用研究棟を主として，専任の教員に対し十分な数を設けており，当該研究室に実験室や演習室を近接させることにより，大学院生の演習や特別研究に際して，施設を共用し，指導することができるように整備している。なお，研究棟には研究室と近接し，学生やスタッフが利用できる部屋を備えており，学生は自習スペースや控室としても利用できるようにしている。

（3）図書等の資料及び図書館

本学附属図書館は，中央図書館，医薬学図書館，芸術文化図書館からなり，それらのうち医薬学図書館が本研究科の教育活動拠点である杉谷キャンパスに設置されている。

医薬学図書館には，医学・薬学・看護学などの医療系を中心に幅広い図書・資料を収集している。電子ジャーナルは，全学で，Natureを始めとして，生命科学，材料科学，情報科学及びナノテク分野や大規模パッケージを契約，科学・技術・医学を中心に広く購入しており，約1万タイトルを利用することができる。医薬学図書館の閲覧スペースは，3,285㎡，座席数は580席である。加えて2部屋のグループ学習室が備えられており，それぞれ24名，12名程度での利用が可能であって大型ディスプレイ，ホワイトボード，レーザーポインター，マイク等が利用可能であるほか，2階スペースの閲覧座席はその一部がラーニングコモンズ用として設計されており机や椅子が自由に移動可能であることから，グループでの学修・研究のほか授業・ミーティング等にも利用することができる。

校地	設置部局	利用可能時間帯	備考
杉谷 キャンパス	附属図書館 医薬学図書館	平日 9:00～20:00 土日 9:00～17:00 (特別利用により 24 時間使用可能)	図書：約 20 万冊 雑誌：約 4400 タイトル 電子ジャーナル：1 万タイトル

12. 管理運営及び事務組織

(1) 全学体制

富山大学では、教育研究組織と教員組織を分離し、教員が一元的に所属する組織として「学術研究部」を設け、戦略的な人事計画の立案・実施と高度で特色ある分野横断的な教育研究を推進している。

学術研究部には、分野ごとに 11 の学系を設け、本学の教員はいずれかの学系に所属し、その専門性に応じて学部、研究科等の教育研究組織に配置され、教育・研究等の業務に従事している。

(2) 研究科委員会等

総合医薬学研究科長は、総合医薬学研究科の授業及び研究指導を担当する専任の教授の中から学長が任命する。研究科長は、研究科の管理運営（教育課程、入試等）、教員配置、予算配分の責任者となり、研究科長の下に、総合医薬学研究科委員会、総合医薬学研究科代議員会、総合医薬学研究科医学系・看護学系・薬学系部会及び総合医薬学研究科（医学・看護学・薬学）教務委員会を置く。

1) 総合医薬学研究科委員会

教授会に代わり、総合医薬学研究科における重要な事項を審議するため、「総合医薬学研究科委員会」を置く。

- 構 成 員：(1) 大学院総合医薬学研究科長
(2) 大学院総合医薬学研究科副研究科長
(3) 大学院総合医薬学研究科に研究指導配置される教員
(4) その他研究科長が必要と認めた者

開催頻度：審議事項の発生に伴い、都度不定期にて開催する。

- 審議内容：(1) 入学、課程の修了その他学生の身分に関する事項
(2) 学位の授与に関する事項
(3) 教育課程の編成に関する事項
(4) 大学院担当教員に関する事項
(5) 教員の配置に関する事項

に係る内容を審議し、決定を行う学長に意見を述べることとしている。

2) 総合医薬学研究科代議員会

総合医薬学研究科における審議事項のうち、総合医薬学研究科委員会から付託された事項について審議するため、「総合医薬学研究科代議員会」を置く。また、総合医薬学研究科代議員会の議決をもって総合医薬学研究科委員会の議決とすることができることとする。

- 構 成 員：(1) 大学院総合医薬学研究科長
(2) 大学院総合医薬学研究科副研究科長
(3) 大学院総合医薬学研究科の各部会から選出された教授 各2人

開催頻度：審議事項の発生に伴い、都度不定期にて開催する。

審議内容：総合医薬学研究科の管理運営に関する事項等、総合医薬学研究科委員会から付託された事項

3) 総合医薬学研究科（医学系・看護学系・薬学系）部会

総合医薬学研究科委員会に、各部会に係る事項を審議するため、次の部会を置く。（「博士後期課程医学系部会」「博士後期課程看護学系部会」「博士後期課程薬学系部会」）

構 成 員：大学院総合医薬学研究科の博士後期課程に研究指導配置される教員のうち、各プログラムを担当する教員及びその他研究科長が必要と認めた者

開催頻度：月1回を原則として定期開催する。

審議内容：学位審査や教員資格審査を始め、各プログラムに関する事項

4) 総合医薬学研究科（医学・看護学・薬学）教務委員会

総合医薬学研究科における教育課程及び教務等に関する事項を審議するため、次の教務委員会を置く。（「医学教務委員会」「看護学教務委員会」「薬学教務委員会」）

構 成 員：○医学教務委員会

- (1) 医学部副学部長
(2) 総合医薬学研究科総合医薬学専攻に専任配置される教員のうち、生命・臨床医学プログラムを担当する教員7人

○看護学教務委員会

- (1) 総合医薬学研究科総合医薬学専攻に専任配置される教員のうち、看護科学プログラムの研究指導を担当する教授
(2) 総合医薬学研究科博士後期課程の看護科学プログラムを担当する教授のうち、委員長が必要と認める者

○薬学教務委員会

総合医薬学研究科総合医薬学専攻に専任配置される教員のうち、先端薬科学プログラム、臨床薬学プログラムを担当する教員から選出して組織する。

- (1) 薬理系から選出された教員 1人
- (2) 薬剤系から選出された教員 1人
- (3) 化学系から選出された教員 1人
- (4) 生物系から選出された教員 1人
- (5) 物理系から選出された教員 1人
- (6) 和漢医薬学総合研究所から選出された教員 2人

開催頻度：月1回を原則として定期開催する。

審議内容：(1) 教務に関すること。

(2) 学生生活に関すること。

(3) 入学者選抜に関すること。

(4) その他学生の教育に関すること。

(3) 事務組織

本学の事務組織は監査課，総務部，財務施設部，学務部，研究推進部，五福高岡地区事務部，杉谷地区事務部で構成している。事務組織及び各部課の所掌事務の範囲は「国立大学法人富山大学事務組織規則【資料14】」で明確に定めている。

また，教育・学生支援機構に，全学的な立場から学生相談の対応，生活指導体制の充実や課外活動支援の企画・実施を行い，学生支援活動の充実発展に寄与するための「学生支援センター」及び学生の就職活動支援やキャリア形成支援を行うための「就職・キャリア支援センター」を設置しており，学生の厚生補導を行う体制が整っている。

13. 自己点検・評価

(1) 実施体制及び実施方法

本学では，国立大学法人富山大学大学評価規則第4条第2項の規定に基づき，国立大学法人富山大学計画・評価委員会を設置し，自己点検・評価を実施している。同委員会は，評価担当理事を委員長とし，各学系から選出された教授で構成されている。また，同委員会では主に，学校教育法第109条第1項に基づく組織及び運営等に係る自己点検・評価，国立大学法人評価委員会が行う中期計画の評価に関する事項等を審議している。また，令和4年度からは，自己点検・評価等の業務を更に充実するため，評価担当理事を室長とする国立大学法人富山大学計画・評価室を設置し，評価に関する業務を行っている。

そして，計画・評価委員会や計画・評価室と各部局が密接に連携し，自己点検・評価を実施するとともに，自己点検・評価報告書を作成している。

(2) 評価結果の公表及び活用

自己点検・評価結果については本学のウェブサイト等を通して大学内及び社会に対して広く公表・公開している。また，この評価を通じて，中期目標・中期計画の達成に向けた取

組の改善を検討することとしている。

14. 情報の公表

(1) 大学全体の公表体制

本学は、学校教育法第 113 条及び学校教育法施行規則第 172 条の 2 に基づき、公的な教育機関として、社会に対する説明責任を果たすとともに、その教育の質を向上させる観点から、広報担当理事を中心に、教育、研究、社会貢献等の大学運営の状況を積極的に公表している。

(2) 大学ウェブサイトにおける情報提供

公式 Web サイト (<https://www.u-toyama.ac.jp>) において、大学の理念と中期目標・中期計画等の大学が目指している方向性を発信するとともに、カリキュラム、シラバス等の教育情報、学則等の各種規程や定員、学生数、教員数等の大学の基本情報を公表している。具体的には以下のとおりである。

- ① 大学の教育研究上の目的及び 3 つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に関すること
- ② 教育研究上の基本組織に関すること
- ③ 教員組織、教員の数及び各教員が有する学位並びに業績に関すること
- ④ 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数、進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
- ⑤ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
- ⑥ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること（学位論文に係る評価に当たっての基準を含む）
- ⑦ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
- ⑧ 授業料、入学金その他の大学が徴収する費用に関すること
- ⑨ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
上記①～⑨

<https://www.u-toyama.ac.jp/outline/information/education-act/>

ホーム > 大学紹介 > 情報公開 > 教育情報の公開

⑩ その他

■学則等各種規程

<http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/index.htm>

HOME > 大学紹介 > 情報公開 > 大学運営に関する情報 > 国立大学法人富山大学規則集

■学部等の設置に係る情報

<https://www.u-toyama.ac.jp/outline/information/public/establish/>

HOME > 大学紹介 > 情報公開 > 大学運営に関する情報 > 学部等の設置に係る情報

■中期目標・中期計画

<https://www.u-toyama.ac.jp/outline/goal-plan/plan/>

HOME > 大学紹介 > 中期目標・中期計画・年度計画

■法人評価, 認証評価, 自己点検・評価

<https://www.u-toyama.ac.jp/outline/goal-plan/assessment/>

HOME > 大学紹介 > 中期目標・中期計画・年度計画 > 大学評価

また、学生はインターネットを介した「学務情報システム（ヘルン・システム）」により、学籍情報照会、シラバス閲覧、履修登録、成績照会を行うことが可能であるとともに、PC やスマートフォン等から休講・補講等の情報を確認することができるよう、アプリケーション「とみだい iNfo」を公開している。

15. 教育内容等の改善のための組織的な研修等

(1) 全学的な取組状況

本学では、教育・学生支援機構の下に、教育担当理事をセンター長とした、「教育推進センター」を設置し、教育の質保証や教育評価、全学的FDの企画立案・実施・評価等を行っている。

また、大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、全学的に職務関連研修を実施するほか、大学職員に必要な知識・技能を習得させ、必要な能力及び資質を向上させるために以下の取組を実施している。

- ① 個人情報保護に関する研修会（役員及び教職員を対象に個人情報保護管理への理解と意識向上を促すために講義形式で研修を実施するもの）
- ② コンプライアンス教育及び研究倫理教育（非常勤職員も含めた全研究者を対象に研究者の倫理観を醸成し、研究活動における不正行為及び研究費の不正使用を事前に防止するために、CITI Japan プロジェクトによるe-ラーニングを実施するもの）
- ③ 情報セキュリティ研修（本学において情報システム利用ユーザIDを使用する派遣社員を含めたすべての教職員を対象に、本学における組織的な情報セキュリティ水準の向上を促すために、e-ラーニングを実施するもの）
- ④ 事務系職員スキルアップ研修（事務系職員を対象に、本学職員における階層（フレッシュ～マネージャークラス）ごとに求められる必要な知識を学ぶために、e-ラーニングを実施するもの）

(2) 総合医薬学研究科における取組

総合医薬学研究科では、全学での取組に加え、独自にあるいは関係学部と合同してFD講演会・研修会等を開催し、本研究科教員に参加を義務付け、資質の維持向上に努めていくこ

ととしている。FD 講演会・研修会等により議論を深めるとともに、修了時アンケート、修了者アンケート、就職先調査等の各種アンケート調査結果も活用しながら、FD や教務委員会等において継続的に大学院教育のカリキュラムの改善を図っていく。令和4年度においては、8月19日(金)に「大学院教育における異分野融合の促進について」「大学院講義の在り方について」などをテーマとし、総合医薬学研究科構成員間で討論を行った。

資料目次
(設置の趣旨等を記載した書類)

資料1	総合医薬学研究科博士課程・博士後期課程で養成する人材像及び 3つのポリシー	02
資料2	各プログラムのカリキュラムマップ.....	07
資料3	履修指導・研究指導実施予定表.....	11
資料4	プログラムの養成する具体的な人材像ごとに作成した履修モデル	19
資料5	富山大学医の倫理に関する規則.....	27
資料6	富山大学倫理委員会の専門委員会に関する細則.....	31
資料7	国立大学法人富山大学臨床研究審査委員会規則.....	33
資料8	富山大学人間を対象とし医療を目的としない研究の倫理に関する規則.....	40
資料9	国立大学法人富山大学動物実験取扱規則.....	44
資料10	国立大学法人富山大学病原体等安全管理規則.....	53
資料11	国立大学法人富山大学遺伝子組換え生物等使用実験安全管理規則.....	99
資料12	国立大学法人富山大学職員就業規則	104
資料13	国立大学法人富山大学教育職員の定年の特例に関する規則.....	118
資料14	国立大学法人富山事務組織規則	119

総合医薬学研究科(総合医薬学専攻)の三つのポリシー(博士課程・博士後期課程)

<p>大学院の目的(大学院学則 第2条)</p> <p>本学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。</p>	<p>研究科(専攻・プログラム)・学環(プログラム)の教育研究上の目的</p> <p>総合医薬学研究科は医学、薬学及び看護学を総合した特色ある教育と研究を礎とし、幅広い知識を基盤とする高い専門性と人間尊重の精神を基本とする豊かな想像力を培い、学術研究の進歩や社会に積極的に貢献できる総合的な判断力を有する高度医療専門職業人又は教育研究者としての人材を育成することを目的とする。</p>
<p>研究科の養成する人材像</p> <p>高度に専門化した医療現場において、多職種連携能力や相互理解力、包括的かつ学際的な対応能力を十分に発揮できる卓越した医師、薬剤師、看護職、専門医療人、医薬学研究者</p>	

<p>ディプロマ・ポリシー</p> <p>【修了認定・学位授与の方針】 総合医薬学研究科は、医学、薬学及び看護学分野の学術の理論、技術及び応用を教授研究し、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の行動に専門的な業務に従事するために必要な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養い、さらにこれら分野間の連携、融合により人と地の健康文化の進展に寄与することを目的としている。 この目的に基づいて、博士課程・博士後期課程においては、医学、薬学及び看護学の分野横断的な専門知識と研究倫理を学び、また医学、薬学及び看護学における豊かな専門知識及び普遍的知識・技能、さらに他の教育研究分野と幅広い学問の基盤的能力を修得し、高度の専門的知識と倫理観を基礎に自ら考え行動し、新たな知を創り出す能力を身に付け、総合医薬学研究科が示す学修成果を上げた者に博士の学位を授与する。</p>	<p>カリキュラム・ポリシー</p> <p>【教育課程編成方針】 総合医薬学研究科では、修了認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)に示した能力を修得させるため、体系的な教育課程を編成する。授業は講義、演習、実習等の様々な方法・形態等により行い、学生が主体的・能動的に学ぶことができるものとする。また、博士論文作成のための研究指導を行う。 【教育課程実施方針】 ・大学院共通科目では、研究の内容やその価値を説明、議論できるコミュニケーション力、表現力、発信力を修得する。 ・研究科共通科目では、医療に携わる者として身に付けるべき知識、スキル、リテラシーを修得する。 ・プログラム専門科目では、先進的で高度な専門知識を修得する。 ・特別研究では、研究の計画立案力・遂行能力・問題解決能力を修得する。 各授業科目の評価基準・方法は、シラバスに示す。博士論文は、学位論文評価基準に基づき、論文審査と口頭試問によって評価する。</p>	<p>アドミッション・ポリシー</p> <p>【入学者受入れの方針】 総合医薬学研究科は、本研究科の目的、修了認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)に基づき、医療系の研究分野についての強い関心と基礎的能力を有し、論理的思考力と創造性を持ち、人との健康文化の進展に寄与しようとする意欲を備えている者を受け入れる。 そのため入学者選抜の基本方針として、複数の受験機会や多様な学生を評価できる入試を提供する。 【入学者選抜の基本方針(入試種別とその評価方法)】 多様な学生を受け入れるため、4月入学と10月入学を認め、年2回の入学者選抜を実施する。また外国人留学生特別入試を実施する。 入学者の選抜は、プログラム毎に小論文・適性検査、外国語(英語)試験、口述試験及び成績証明書(成績等)により、6年制学部卒業または大学院修士課程修了相当の学力、意欲、能力等について評価する。</p>
<p>【学修成果の到達指標】</p> <p>【学修成果】 研究遂行に必要な医学、薬学及び看護学関連領域に係る幅広い豊かな学識と総合的な判断力を身に付けている。 【到達指標】 大学院共通科目、研究科共通科目等の修了要件単位を修得していること。</p>	<p>【学修内容、学修方法及び学修成果の評価方法】</p> <p>【学修内容】 各プログラムにおける基盤的能力を修得させるため講義・演習を実施する。 また医学、薬学及び看護学領域を含む、博士として身に付けるべき幅広い知識の修得のために、大学院共通科目「医薬学プロフェッショナル研究論」の講義・演習を実施する。 【学修方法】 講義(対面又は多様なメディアを高度に利用)・演習により学修する。 【学修成果の評価方法】 試験やレポート等により成績評価基準に基づき総合的に評価する。</p>	<p>【求める資質・能力】</p> <p>【求める資質・能力】 医学、薬学及び看護学分野の6年制学部卒業または大学院修士課程修了相当の基礎知識及び語学力を身に付けている。 医学、薬学及び看護学関連領域に係る幅広い豊かな知識を修得したいという意欲を持っている。</p>
<p>基盤的能力</p>	<p>【学修内容】 医学、薬学及び看護学関連領域の高度専門職業人又は教育研究者として必要な高度の専門知識、技術を修得するために、プログラム専門科目の講義・演習及び実習・演習を実施する。 【学修方法】 講義(対面又は多様なメディアを高度に利用)により学修する。 演習では、各分野における最新の知見について紹介するとともに、それに基づく討論を行う。 融合型・分野横断的教育を目的として、分野を横断した他の研究室での実験・実習指導や他分野の教員を副指導教員とするシステムを導入する。 特別研究では、各分野における背景に基づいて設定された研究課題に取り組みながら、専門知識や技術について実践的に指導を受ける。 【学修成果の評価方法】 講義(対面又は多様なメディアを高度に利用)では、試験やレポート等により成績評価基準に基づき総合的に評価する。 演習・特別研究では、プレゼンテーションや質疑応答を行い、その成果を総合的に評価する。</p>	<p>【求める資質・能力】 高度の専門知識、技術の修得のために必要な基礎知識、語学力、理解力及び論理的思考能力を身に付けている。</p>
<p>専門的学識</p>	<p>【学修内容】 高度専門職業人又は教育研究者として活動する上で必要な研究倫理の規範意識や人間尊重の精神を養うために、研究倫理教育を実施する。 【学修方法】 研究科共通科目「医薬学プロフェッショナル研究論」では、講義(対面又は多様なメディアを高度に利用)により学修する。研究に関わる法令や各種申請の手続きについて、研究室で指導を受ける。 【学修成果の評価方法】 研究科共通科目「医薬学プロフェッショナル研究論」では、試験やレポート等により成績評価基準に基づき総合的に評価する。 法令・研究倫理の遵守に関する学位論文評価基準により評価する。</p>	<p>【求める資質・能力】 6年制学部卒業または大学院修士課程修了相当の倫理観、道徳観を身に付けている。</p>
<p>倫理観</p>	<p>【学修内容】 創造性の高い研究を遂行するための豊かな学識及び研究価値を説明、議論できる高度の能力の修得のために特別研究を実施し、その成果をまとめて博士論文を作成するとともに、博士(学位)論文発表会にて発表を行う。 【学修方法】 論文及び発表資料の作成法やプレゼンテーションの手法を研究室の教員から指導、添削を受け、博士論文を完成させる。 【学修成果の評価方法】 博士学位論文発表会のプレゼンテーションや質疑応答、博士学位論文評価基準に基づき博士論文の審査及び試験により総合的に評価する。</p>	<p>【求める資質・能力】 医学、薬学及び看護学関連領域の研究課題に取り組み、それを解決して社会に貢献したいという意欲を持っている。</p>
<p>創造力</p>	<p>【学修内容】 高度専門職業人又は教育研究者として活動する上で必要な研究倫理の規範意識や人間尊重の精神を養うために、研究倫理教育を実施する。 【学修方法】 研究科共通科目「医薬学プロフェッショナル研究論」では、講義(対面又は多様なメディアを高度に利用)により学修する。研究に関わる法令や各種申請の手続きについて、研究室で指導を受ける。 【学修成果の評価方法】 研究科共通科目「医薬学プロフェッショナル研究論」では、試験やレポート等により成績評価基準に基づき総合的に評価する。 法令・研究倫理の遵守に関する学位論文評価基準により評価する。</p>	<p>【求める資質・能力】 6年制学部卒業または大学院修士課程修了相当の倫理観、道徳観を身に付けている。</p>

総合医薬学研究所 博士後期課程 看護科学プログラムの三つのポリシー 【博士(看護学)】

大学院の目的 (大学院学則 第2条)

本学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

研究科(専攻・プログラム)・学環(プログラム)の教育研究上の目的

博士後期課程看護科学プログラムは、豊かで幅広い学識と高度な問題解決能力を有する人材育成を目指し、看護の教育・研究基盤を確立するため、知の統合・創生と実践を改革・開発・創造でき、国内外の生活文化に貢献する実践的研究者を育成することを目的とする。

プログラムの養成する人材像

看護の教育・研究基盤を確立するため、知の統合・創生と実践を改革・開発・創造でき、国内外の生活文化に貢献しうる豊かで幅広い学識と高度な問題解決能力を有する実践的研究者

- ① 社会の変化に即した「看護学」の学問発展に寄与できる看護学の教育研究者
- ② 個及びコミュニティの尊厳を重視した全人的・包括的な医療を看護学の切り口からアプローチできる看護実践者・指導者をエンパワーできる看護学研究者
- ③ 「東洋の知」と西洋医療の統合に立脚した看護実践知を開発・創造できる看護学研究者
- ④ 国内外地域住民の生活文化に寄与できる看護学研究者

ディプロマ・ポリシー		カリキュラム・ポリシー	アドミッション・ポリシー
<p>【修了認定・学位授与の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 看護学の研究者として一連の研究プロセスを自律して遂行・展開でき、又は高度な専門性が求められる看護実践の多様な領域で、研究マインドに基づいた実践・教育・管理能力とその基礎となる豊かな学識を身に付けている。 <p>上記の人材の育成を目的に、以下に示す「基盤的能力」、「専門的学識」、「倫理観」、「創造力」を身に付け、十分な学修成果を上げた者に博士(看護学)の学位を授与する。</p>		<p>【教育課程編成方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 看護科学プログラムでは、修了認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)に掲げる4つの能力を体系的に修得できる教育課程を編成する。 看護学専門領域における研究や学際的な動向について多角的に情報を収集し、普遍性の高い看護実践・教育を導く看護理論の構築に寄与するとともに、個人・家族・集団・コミュニティの尊厳を重視した全人的・包括的な看護の視点を踏まえた研究活動を自律して遂行・展開できる能力を修得する教育課程を編成する。 全人的・包括的な看護の専門的な職業人として、国際的にも信頼され通用し、卓越した実践能力を研鑽し、看護専門領域の高度専門職業人を教育・指導・管理できる能力を体系的に修得する教育課程を編成する。 <p>【教育課程実施方針】</p> <p>看護科学プログラムにおける教育は、授業科目の履修と学位論文の作成に関する指導により実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1年次より、学位論文の研究計画を検討・作成する。各自の研究課題に関する概念を明確にし、妥当性のある研究方法を立案する能力を獲得するために選択科目を置く。 2年次前期までに学位論文研究計画と倫理手続きを遵守し研究を遂行する。また3年次までに科学的根拠に基づき研究方法・研究成果の考察を踏まえた博士(看護学)学位論文を作成するために、研究計画審査、中間報告会及び論文審査(予備・本審査)を編成し実施する。 	<p>【入学者受入れの方針】</p> <p>看護科学プログラムは、豊かで幅広い学識と高度な問題解決能力を有する人材育成を目指し、看護の教育・研究基盤を確立するため、知の統合・創生と実践の改革・開発・創造でき、国内外の生活文化に貢献しうる実践的研究者を育成することを目的とする。この目的を理解し、次の資質をもつ学生を求める。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 看護学とその学際領域における幅広く深い学識を持ち、一連の研究プロセスを網羅的に立案・展開できる研究能力を身に付けている。 ② 看護の現状認識と将来の展望に立って保健医療福祉の課題を総合的・組織的に把握し、解決を図ることができ、看護の高度で専門的職業人として国際的にも信頼・通用する卓越した知識・能力を身に付けている。 <p>【入学者選抜の基本方針(入試種別とその評価方法)】</p> <p>多様な学生を受け入れるため、4月入学と10月入学を認め、年2回の入学者選抜を実施する。また外国人留学生特別入試を実施する。</p> <p>入学者の選抜は、小論文・適性検査、外国語(英語)試験、口述試験及び成績証明書等の成績等により、大学院修士課程修了相当の学力、意欲、能力等、看護学研究遂行能力を評価する。</p>
基盤的能力	<p>【学修成果の到達指標】</p> <p>【学修成果】</p> <p>幅広く豊かな学識と各々の専門分野における高度な知識・研究能力を基盤に、看護の対象者を全人的な観点から理解し、教育・研究・社会貢献に取り組むことができる能力を身に付けている。</p> <p>【到達指標】</p> <p>社会の変化に即した「看護学」の学問発展に寄与する。 「東洋の知」と西洋医療の統合に立脚した看護実践知を開発・創造できる。 国内外地域住民の生活文化に寄与する。 大学院共通科目、研究科共通科目の修了要件単位を修得していること。 学位論文本審査に合格すること。</p>	<p>【学修内容・学修方法及び学修成果の評価方法】</p> <p>【学修内容】</p> <p>看護対象を捉えるための看護理論、看護学を追究する研究方法を修得、統合医療の観点からのアプローチを修得できる教育課程を編成し、実施する。 また、博士として身に付けるべき幅広い知識の修得のために、大学院共通科目、研究科共通科目「医薬学プロフェッショナル研究論」の講義・演習を実施する。</p> <p>【学修方法】</p> <p>看護理論を実践の場での活用観点から理解し、各理論の考え方・発展させる方法を学修する。 看護理論構築に必要な、看護対象の捉え方、看護学体系に位置づける構築プロセスを学修する。 種々の看護研究方法の特徴及び適用範囲、限界等を理解し、看護学の研究的アプローチの方法を学修する。 大学院共通科目、研究科共通科目は講義(対面又は多様なメディアを高度に利用)・演習により学修する。</p> <p>【学修成果の評価方法】</p> <p>評価は、中間報告会及び論文審査(予備・本審査)において、自身の看護学研究としての厳密性(学術性)に関する論述内容と、自律した研究者に相応しい質疑応答、学位論文との一貫性により、達成度を総合的に評価する。 大学院共通科目、研究科共通科目は試験やレポート等により成績評価基準に基づき総合的に評価する。</p>	<p>【求める資質・能力】</p> <p>【求める資質・能力】</p> <p>看護学としての学術性の高い研究を実施することの意義を理解し、価値を置いている。 生涯学習能力を身に付け、自身のキャリア形成に研究的アプローチが意義づけられている。</p>
	<p>【学修成果】</p> <p>専門的な知識・技術の必要性が強調されるなか、個人・家族・集団・コミュニティの尊厳を重視し、看護の対象者を全人的な観点から理解でき、その知見を看護本来の機能に立ち返り、実践現場で活用し、教育研究に還元する能力を身に付けている。</p> <p>【到達指標】</p> <p>社会の変化に即した「看護学」の学問発展に寄与する研究課題が検討できる。 「東洋の知」と西洋医療の統合に立脚した看護実践知を開発・創造できる。 国内外地域住民の生活文化に寄与する研究課題が検討できる。</p>	<p>【学修内容】</p> <p>人間の本来の在り方から全人的な個としての在り方、環境との相互関係で成長発達している在り方、さらに、社会でのケアシステムの中での在り方、の三側面から看護対象を捉えることにより、研究課題・目的を設定、研究方法を選択の上、新規性、実践領域への応用性、厳密性(学術性)を備えた博士(看護学)学位論文を作成する教育課程を編成し、実施する。</p> <p>【学修方法】</p> <p>統合医療における看護学の役割を明らかにする方法を学修する。 個人・家族・集団・コミュニティの尊厳を重視し、全体性に対して看護が働きかけていくプロセスを学修する。 看護対象、研究課題に適した研究方法を選択・決定していくプロセスを学修する。</p> <p>【学修成果の評価方法】</p> <p>評価は、中間報告会及び論文審査(予備・本審査)において、自身の研究の実践領域への応用性に関する論述内容と、自律した研究者に相応しい質疑応答、学位論文との一貫性により、達成度を総合的に評価する。</p>	<p>【求める資質・能力】</p> <p>看護学領域の研究を自律して遂行するにあたり、倫理的配慮を貫く意思を有している。 これまでの研究実績のなか、研究倫理的疑義が無い、あるいは疑義に対して、他の研究者に納得のいく説明ができる。</p>
倫理観	<p>【学修成果】</p> <p>看護の学識者として責任と役割を果たす上での基盤となる看護哲学を身に付けている。 自らの看護及び人生経験を通過して看護観や世界観を深めていくと同時に、普遍性を有する看護哲学を追究し続けることができる能力を身に付けている。</p> <p>【到達指標】</p> <p>科学の歴史や哲学を看護(学)との関連で理解できる。 看護倫理について深く理解できる。 看護の学識者としての倫理観を備えられる。 研究科共通科目「医薬学プロフェッショナル研究論」の単位を修得していること。</p>	<p>【学修内容】</p> <p>普遍性を有する看護哲学を追究し続けるため、道徳を逸脱しない科学や看護の発展を見極める高い倫理観を培う教育課程を編成し、実施する。</p> <p>【学修方法】</p> <p>看護倫理、科学者の倫理について学修する。 地域の機関・専門職と共同して、社会的弱者に対する倫理的課題に向けた取り組みについて学修する。 個人や集団の持つ文化及び倫理的側面を理解した上での看護実践について学修する。 研究科共通科目「医薬学プロフェッショナル研究論」では、講義(対面又は多様なメディアを高度に利用)により学修する。</p> <p>【学修成果の評価方法】</p> <p>中間報告会及び論文審査(予備・本審査)において、自身の研究倫理に関する論述内容と、自律した研究者に相応しい質疑応答、学位論文との一貫性により、達成度を総合的に評価する。 研究科共通科目「医薬学プロフェッショナル研究論」では、試験やレポート等により成績評価基準に基づき総合的に評価する。</p>	<p>【求める資質・能力】</p> <p>看護学の実践的研究者として、生涯において研究を遂行していく意思を有している。</p>
創造力	<p>【学修成果】</p> <p>「実践の知を集積した学問」であるところの看護学の、学問体系構築に寄与する知見を蓄積し、研究手法について開発できる能力を身に付けている。</p> <p>【到達指標】</p> <p>高度な先端医療技術を中心とした看護実践と基礎教育に、個人・家族・集団・コミュニティの尊厳を重視した、より実践可能な方略を創造的、斬新で革新的な研究マインドで取り組む能力を醸成する。</p>	<p>【学修内容】</p> <p>看護や教育の実践現場における優れた技術の科学的な根拠を追究し、理論化に向けた分析方法を教授し、看護学教育方法を開発する教育課程を編成し、実施する。</p> <p>【学修方法】</p> <p>看護理論の創出、評価・尺度の開発、システム化を目指し、看護実践の質向上に寄与する教育研究を学修する。 ヒトの生体防御システムから、人間の健康、病氣、回復を捉え、看護の新たな知の創出を目指す教育研究を学修する。 コミュニティでの生活を支えるため、個人・家族・地域・政策等を総合的に捉え、人々の持つ力を引き出すマネジメントにより、看護の新たな知の創出を目指す教育研究を学修する。</p> <p>【学修成果の評価方法】</p> <p>評価は、中間報告会及び論文審査(予備・本審査)において、自身の研究の新規性に関する論述内容と、自律した研究者に相応しい質疑応答、学位論文との一貫性により、達成度を総合的に評価する。</p>	<p>【求める資質・能力】</p> <p>看護学の実践的研究者として、生涯において研究を遂行していく意思を有している。</p>

総合薬学研究科 博士後期課程 先端薬科学プログラムの三つのポリシー 【 博士(薬科学) 】

大学院の目的 (大学院学則 第2条)

本学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

研究科(専攻・プログラム)・学環(プログラム)の教育研究上の目的

博士後期課程先端薬科学プログラムでは、薬科学領域の広範かつ先端的な知識や高い専門性ととも、患者の病状や立場を理解できる医学的素養を教授することで、人間尊重の精神を基本とする高い倫理観と、人々の健康と学術研究の進歩という、高度な社会的要請に応えるための創造力、判断力、課題解決力、発信力を兼ね備え、薬科学及び学際的領域で先導的に活躍できる研究者・教育者・技術者・専門家を育成することを目的とする。

プログラムの養成する人材像

薬科学領域の広範かつ先端的な知識や高い専門性、患者の病状や立場を理解できる医学的素養、人間尊重の精神を基本とする高い倫理観を持ち、人々の健康と学術研究の進歩という高度な社会的要請に応えるための創造力、判断力、課題解決力、発信力を兼ね備え、薬科学及び学際的領域で先導的に活躍できる研究者・教育者・技術者・専門家

ディプロマ・ポリシー	カリキュラム・ポリシー	アドミッション・ポリシー
<p>【修了認定・学位授与の方針】 博士後期課程先端薬科学プログラムでは、医薬品の分野横断的な専門知識と研究倫理を学び、幅広い知識を基盤とする高い専門性と、医学的素養を含む豊かな創造力、人間尊重の精神を基本とする総合的な判断力を培い、薬科学及び学際的領域の最先端研究を遂行する研究者・教育者・技術者、及び医薬品の開発や普及を担う専門家としてその分野を先導し、人々の健康と学術研究の進歩に貢献できる人材の育成を目指す。</p> <p>この目的に基づき、下記の学修成果の到達目標に定める「基盤的能力」、「専門的学識」、「倫理観」、「創造力」を身に付け、所定の課程を修め必要な単位を修得し、かつ研究指導を受けた上で、博士論文の審査及び試験に合格した学生に、博士(薬科学)の学位を授与する。</p>	<p>【教育課程編成方針】 博士後期課程先端薬科学プログラムでは、修了認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)に掲げる4つの能力を修得させるため、大学院共通科目、研究科共通科目、プログラム専門科目を体系的に編成して、講義、演習、特別研究を適切に組み合わせた授業科目を開講するとともに、博士論文作成のための研究指導を行う。</p> <p>【教育課程実施方針】 ・大学院共通科目では、研究の内容やその価値を説明、議論できるコミュニケーション力、表現力、発信力を修得する。 ・研究科共通科目では、医療に携わる者として身に付けるべき知識、スキル、リテラシーを修得する。 ・プログラム専門科目では、先進的で高度な専門知識を修得する。 ・演習ではプレゼンテーション能力、論理的思考力、問題解決能力を修得する。 ・特別研究では、研究の計画立案力・遂行能力・問題解決能力を修得する。</p> <p>各科目の評価基準・方法はシラバスに示す。博士論文は、学位論文評価基準に基づき、論文審査と口頭試問によって評価する。</p>	<p>【入学受入れの方針】 博士後期課程先端薬科学プログラムでは、将来、薬科学及び学際的領域の最先端研究を遂行する研究者・教育者・技術者、及び医薬品の開発や普及を担う専門家としてその分野を先導し、人々の健康と学術研究の進歩に貢献できる人材を育成することを目的としている。そのためには、医薬品の分野横断的な専門知識と人間尊重の精神を基本とする高い倫理観の下で、薬科学に関する幅広い学識と高い専門性を備え、それらを統合、応用して創造性の高い研究を遂行し、新たな知見を見いだして課題を解決する能力を身に付けることが必要である。この目的に基づき、本プログラムでは以下のような学生を求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・薬科学及び学際的領域の最先端で活躍する研究者・教育者・技術者、及び医薬品の開発や普及を担う専門家を志す者。 ・創薬科学、生命科学に関する専門知識を有する者。 ・疾病を理解した上で、研究を通じて、薬科学関連領域の諸課題を解決し、分野を先導して人々の健康と学術研究の進歩に貢献したいという意欲を持つ者。 ・国内外の研究者に対して研究の内容やその価値を説明、議論できるコミュニケーション力、表現力、発信力を持つ者。 <p>【入学選抜の基本方針(入試種別とその評価方法)】 多様な学生を受け入れるため、4月入学と10月入学を認め、年2回の入学選抜を実施する。また外国人留学生特別入試を実施する。一般入試、外国人留学生特別入試では、小論文・適性検査、外国語(英語)試験、口述試験及び成績証明書の内容により、大学院修士課程修了相当の学力、意欲、能力等について評価する。</p>
【学修成果の到達指標】	【学修内容、学修方法及び学修成果の評価方法】	【求める資質・能力】
<p>基盤的能力</p> <p>【学修成果】 研究遂行に必要な最先端創薬に関する幅広い学識と総合的な判断力を身に付けている。</p> <p>【到達指標】 選択科目の修了要件単位を修得していること。</p>	<p>【学修内容】 領域横断的な最先端創薬に関する知識と技術の修得のために、特論、実習、インターンシップ等を実施する。</p> <p>【学修方法】 講義及び実習形式により学修する。</p> <p>【学修成果の評価方法】 試験やレポート等により成績評価基準に基づき総合的に評価する。</p>	<p>【求める資質・能力】 大学院修士課程修了相当の薬科学の専門知識及び語学力を身に付けている。 薬科学関連領域の幅広い知識を修得したいという意欲を持っている。</p>
<p>専門的学識</p> <p>【学修成果】 薬科学及び学際的領域で自立的に活躍する研究者・教育者・技術者、及び医薬品の創製、開発、生産、普及を担う専門家として必要な専門知識、技術を身に付けている。</p> <p>【到達指標】 プログラム専門科目「先端薬科学特別演習」及び「先端薬科学特別研究」の単位を修得していること。</p>	<p>【学修内容】 薬科学及び学際的領域で自立的に活躍する研究者・教育者・技術者、及び医薬品の創製、開発、生産、普及を担う専門家として必要な専門知識、技術を修得するために、プログラム専門科目の講義及び実習・演習・特別研究を実施する。</p> <p>【学修方法】 講義は、対面又は多様なメディアを高度に利用することにより学修する。演習では、各分野における背景、課題及び最新の知見について紹介するとともに、それに基づく討論を行う。 特別研究では、各分野における背景に基づいて課題を設定し、その研究課題に取り組みながら、先端的分野の専門知識や技術について実践的に指導を受ける。</p> <p>【学修成果の評価方法】 講義では、試験やレポート等により成績評価基準に基づき総合的に評価する。 演習・特別研究では、プレゼンテーションや質疑応答を行い、その成果を総合的に評価する。</p>	<p>【求める資質・能力】 高度な専門知識、技術の修得のために必要な基盤的専門知識、語学力、理解力及び論理的思考能力を身に付けている。</p>
<p>倫理観</p> <p>【学修成果】 研究倫理や関連する法令の規範意識及び人間尊重の精神を身に付けている。</p> <p>【到達指標】 研究科共通科目「医薬学プロフェッショナル研究論」の単位を修得していること。 剽窃検査ソフトによる学位論文のチェックで問題がないこと。</p>	<p>【学修内容】 研究倫理の規範意識や人間尊重の精神を養うために、研究科共通科目「医薬学プロフェッショナル研究論」を実施する。</p> <p>【学修方法】 研究科共通科目「医薬学プロフェッショナル研究論」については、多様なメディアを高度に利用することにより学修する。研究に関わる法令や各種申請の手続きについて、研究室で指導を受ける。</p> <p>【学修成果の評価方法】 研究科共通科目「医薬学プロフェッショナル研究論」を履修した上で、法令・研究倫理の遵守に関する学位論文評価基準により評価する。</p>	<p>【求める資質・能力】 医薬品に関わる者として適切な倫理観、道徳観を身に付けている。</p>
<p>創造力</p> <p>【学修成果】 薬科学関連領域における背景を理解した上で解決すべき課題を設定し、専門知識、技術を統合、応用して創造性の高い研究により新たな知見を見いだして課題を解決する能力、並びに研究成果の学術的、社会的意義を説明、議論し、国際社会に発信できる能力を身に付けている。</p> <p>【到達指標】 大学院共通科目「学際融合発表演習Ⅰ・Ⅱ」の単位を修得していること。 博士の学位論文の審査及び試験に合格していること。</p>	<p>【学修内容】 創造性の高い研究により薬科学関連領域の課題を解決する素養と、研究成果やその価値を説明、議論できる能力を養成するために、大学院共通科目「学際融合発表演習Ⅰ・Ⅱ」を実施する。またプログラム専門科目「先端薬科学特別研究」において研究成果をまとめて博士の学位論文を作成するとともに、研究業績発表会にて発表を行う。</p> <p>【学修方法】 論文及び発表資料の作成法やプレゼンテーションの手法を研究室の教員から指導、添削を受け、研究発表を行い、学位論文を完成させる。</p> <p>【学修成果の評価方法】 大学院共通科目「学際融合発表演習Ⅰ・Ⅱ」では、プレゼンテーションや質疑応答を行い、その成果を総合的に評価する。また研究業績発表会のプレゼンテーションや質疑応答、学位論文評価基準に基づく学位論文の審査及び試験により総合的に評価する。</p>	<p>【求める資質・能力】 薬科学関連領域の最先端研究に取り組み、研究成果を国際社会に発信し、社会に貢献したいという意欲を持っている。</p>

総合医薬学研究所 博士課程 生命・臨床医学プログラムの三つのポリシー 【 博士(医学) 】

大学院の目的 (大学院学則 第2条)	研究科(専攻・プログラム)・学環(プログラム)の教育研究上の目的
本学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。	博士課程生命・臨床医学プログラムでは、疾病の原因の解明及び治療・予防法に関して基礎・臨床の両面から総合的に教育研究を行い、基礎研究のみならず、臨床応用の橋渡しとなるトランスレーショナルリサーチの展開を行える人材を育成する。また、医学／薬学／看護学の連携を理解した世界の医学・医療をリードできる複眼的人材を育成する。

プログラムの養成する人材像
基礎研究のみならず臨床応用の橋渡しとなるトランスレーショナルリサーチの展開を行える人材及び医学／薬学／看護学の連携を理解した世界の医学・医療をリードできる複眼的人材

ディプロマ・ポリシー 【修了認定・学位授与の方針】 修了要件を満たした次の者に、博士(医学)の学位を授与する。 1) 基盤的能力: 基盤となる豊かな学識や俯瞰的、大局的視野 2) 専門的学識: 専攻分野における自立した研究者としての研究能力、および高度の専門性を要する職業に必要な卓越した研究能力 3) 倫理観: 研究倫理に関する規範意識 4) 創造力: 自ら新たな知を創造し、その知からさらなる価値を生み出す能力 5) 各臓器の障害や疾病の原因解明及び治療、予防に関する知識や開発能力 6) トランスレーショナルリサーチへの展開能力 7) 医学の知識とそれを活用した研究を行う能力	カリキュラム・ポリシー 【教育課程編成方針】 学生が所属する研究室における個人指導により医学研究の基礎専門知識と技術を修得させる。また、新規性、学術的重要性、臨床的発展性を含む学位論文の作成と発表を指導する。幅広い医学の基盤的能力、高度な専門的知識、倫理観を修得させるために、幅広い選択科目、学外講師による大学院特別セミナーなどを設置するとともに、研究倫理や医薬学のプロフェッショナルとして必要な研究方法論の受講・修了を義務付ける。また、各臓器の障害や疾病の原因解明及び治療、予防に関する知識、開発能力が身に付く教育課程、トランスレーショナルリサーチへの展開を行える教育課程、研究を行う能力が身に付く教育課程を編成する。 【教育課程実施方針】 所属研究室を中心に学生による能動的な学修を行う。1-3年次には、幅広い講義科目、実習科目を履修し、医学の基盤的能力、高度な専門的知識、倫理観を修得させる。4年次には学位論文の作成と発表を指導する。	アドミッション・ポリシー 【入学受入れの方針】 ・医学・医療の分野における最先端の研究に取り組みたい人材を求める。 ・医学・医療の教育研究に対する熱意と能力があり、将来の国内外の医療・医学に貢献する意欲のある人材を求める。 ・他分野の多彩な学問領域において高い基礎学力を身につけ、医学・医療の分野における最新の研究を志す人材を求める。 【入学選抜の基本方針(入試種別とその評価方法)】 一般学生その他、外国人留学生等の多様な学生を受け入れるため、4月入学と10月入学を認め、年2回の入学者選抜を実施する。 一般入試では、外国語試験(外部英語試験)、口述試験及び成績証明書の内容により、6年制医学部卒業相当の学力、意欲、能力等について評価する。
---	---	---

【学修成果の到達指標】		【学修内容、学修方法及び学修成果の評価方法】	【求める資質・能力】
基盤的能力	【学修成果】 研究分野における専門的な情報収集、課題発見と論理的思考、情報発信ができる。英語論文の専門的な読解と解説ができる。研究内容について他者と専門的な議論ができる。 【到達指標】 幅広い専門領域の中から選択科目を履修し、単位を修得している。研究室や履修科目において、研究分野の知識や論文内容について議論できる能力を身に付けている。専門分野の学会等において、情報収集、議論、情報発信ができる能力を身に付けている。 総合医薬学研究所で定める修了要件に必要な授業科目の単位を修得している。	【学修内容】 専門分野における知識の修得、課題発見、英語論文の読解と紹介を行う。 【学修方法】 能動的な学修による情報の収集、研究計画立案、関連論文の収集と読解を学修する。 カリキュラムの必要な単位数に応じて学修する。 【学修成果の評価方法】 各授業科目で実施する試験、レポート、プレゼンテーション等により、成績評価基準に基づいて評価する。執筆した学位論文の内容ならびに口頭発表について、学位論文評価基準に基づいて評価する。	【求める資質・能力】 研究分野に対する知的興味を持ち、能動的な学修を行い、基本的な英語論文読解力を有し、他者と論理的に基本的な議論をすることができる者
専門的学識	【学修成果】 自立した研究者として専門分野における研究課題を把握し、その解決方法が提案できる。研究成果を専門分野の論文や学会で発表できる。 【到達指標】 自立した研究者として専門分野の知識や論文内容について議論できる能力を身に付けている。専門分野の学会等において、専門的な情報収集、議論、情報発信ができる能力を身に付けている。	【学修内容】 専門分野における知識の収集、仮説検証のための調査や実験の実施を行う。 【学修方法】 プログラム専門科目の履修、研究室での論文の紹介や研究結果の発表、専門学会での研究成果の発表と議論を学修する。 【学修成果の評価方法】 執筆した学位論文の内容ならびに口頭発表を、学位論文評価基準に基づいて評価する。	【求める資質・能力】 能動的に学修し、関連分野の知識や論文内容について議論できる基本的な能力と、専門知識を収集する基本的な能力を有する者 社会及び生命科学に関する倫理と安全に対して高い意識を有する者
倫理観	【学修成果】 研究不正について説明でき、研究倫理に関する高い規範意識を身に付けている。 【到達指標】 大学院共通科目「研究倫理」、研究科共通科目「医薬学プロフェッショナル研究論」の単位を修得していること。研究に必要な研修(臨床研究、遺伝子組み換え実験、動物実験、放射線使用実験など)を受講していること。	【学修内容】 研究倫理の規範意識や人間尊重の精神を養うために、研究倫理教育を実施する。 【学修方法】 大学院共通科目「研究倫理」及び研究科共通科目「医薬学プロフェッショナル研究論」では、講義(多様なメディアを高度に利用)により学修する。研究に関わる法令や各種申請の手続きについて、研究室で指導を受ける。 【学修成果の評価方法】 大学院共通科目「研究倫理」、研究科共通科目「医薬学プロフェッショナル研究論」では、試験やレポート等により成績評価基準に基づき総合的に評価する。法令・研究倫理の遵守に関する学位論文評価基準により評価する。	【求める資質・能力】 研究倫理に関する基本的な規範意識を身に付け、プロフェッショナルとしての高い倫理観を志す者
創造力	【学修成果】 査読のある専門分野の学術雑誌に原著論文を発表できる。専門分野の学会で研究成果発表ができる。自分の研究成果をもとに、次の研究課題の設定と解決方法の考察ができる。 【到達指標】 大学院共通科目「学際融合発表演習Ⅱ」にて発表し、研究成果を広く伝える能力を身につけている。学術雑誌に投稿する論文を執筆できる能力を身に付けている。学会等で、議論できる。博士学位論文審査及び最終試験を受け、合格の判定を受けていること。	【学修内容】 原著論文の作成方法、学会等での発表準備方法を学修する。 【学修方法】 大学院共通科目「学際融合発表演習Ⅰ・Ⅱ」では、研究成果を広く伝える能力を学修する。能動的な学修による原著論文作成、学会発表の準備を行い、実践する。 【学修成果の評価方法】 執筆した学位論文の内容ならびに口頭発表について、学位論文評価基準に基づいて評価する。	【求める資質・能力】 幅広い知的興味と創造性を高く評価し、研究成果をもとに、次の研究課題の設定と解決方法の考察ができる者

総合医薬学研究所 博士課程 臨床薬学プログラムの三つのポリシー 【博士(薬学)】

大学院の目的 (大学院学則 第2条)

本学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

研究科(専攻・プログラム)・学環(プログラム)の教育研究上の目的

博士課程臨床薬学プログラムでは、臨床薬学領域の幅広い知識や高い専門性とともに、疾病を深く理解し患者に寄り添うことのできる医学的素養を教授することで、人間尊重の精神を基本とする高い倫理観と、人々の健康と学術研究の進歩という高度な社会的要請に応えるための創造力、判断力、課題解決力、発信力を兼ね備え、臨床薬学領域で先導的に活躍できる教育者・研究者・高度職業人・専門家を育成することを目的とする。

プログラムの養成する人材像

臨床薬学領域の幅広い知識や高い専門性と疾病を深く理解し患者に寄り添うことのできる医学的素養を持ち、かつ人間尊重の精神を基本とする高い倫理観と人々の健康と学術研究の進歩という高度な社会的要請に応えるための創造力、判断力、課題解決力、発信力を兼ね備え、臨床薬学領域で先導的に活躍できる教育者・研究者・高度職業人・専門家

ディプロマ・ポリシー	カリキュラム・ポリシー	アドミッション・ポリシー
<p>【修了認定・学位授与の方針】 博士課程臨床薬学プログラムでは、医薬品の分野横断的な専門知識と研究倫理を学び、多様で幅広い知識や造詣を基礎とする高い専門性と、医療者としての先端的な知識・技能・態度を含む豊かな創造力、人間尊重の精神を基本とする総合的な判断力と卓越したリーダーシップを涵養する。</p> <p>そして、臨床薬学を中心とした薬学領域の教育者・研究者、チーム医療を推進する薬剤師、社会的リーダーとして活躍する薬剤師、行政職員、医薬品製造・開発者及び医薬連携の実践や健康医療・公衆衛生科学の開拓を担う専門家としてその分野を先導し、人々の健康と学術研究の進歩に貢献できる人材の育成を目指す。</p> <p>この目的に基づき、下記の学修成果の到達目標に定める「基盤的能力」、「専門的学識」、「倫理観」、「創造力」を身に付け、所定の課程を修め必要な単位を修得し、かつ研究指導を受けた上で、博士論文の審査及び試験に合格した者に、博士(薬学)の学位を授与する。</p>	<p>【教育課程編成方針】 博士課程臨床薬学プログラムでは、修了認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)に掲げる4つの能力を修得させるため、大学院共通科目、研究科共通科目、プログラム専門科目を体系的に編成して、講義、演習、特別研究を適切に組み合わせた授業科目を開講するとともに、博士論文作成のための研究指導を行う。</p> <p>【教育課程実施方針】 ・大学院共通科目では、博士として身に付けるべき知識、スキル・リテラシーを修得するとともに、研究の内容やその価値を説明、議論できるコミュニケーション力、表現力、発信力を修得する。 ・研究科共通科目では、医療に携わる者として身に付けるべき知識、スキル・リテラシーを修得する。 ・プログラム専門科目では、先進的で高度な専門知識を修得する。 ・演習科目ではプレゼンテーション能力、論理的思考力・問題解決能力を修得する。 ・特別研究科目では、研究の計画立案力・遂行能力・問題解決能力を修得する。</p> <p>各科目の評価基準・方法はシラバスに示す。博士論文は、学位論文評価基準に基づき、論文審査と口頭試験によって評価する。</p>	<p>【入学者受入れの方針】 博士課程臨床薬学プログラムでは、将来、臨床薬学を中心とした薬学領域の教育者・研究者、チーム医療を推進する薬剤師、社会的リーダーとして活躍する薬剤師、行政職員、医薬品製造・開発者及び医薬連携の実践や健康医療・公衆衛生科学の開拓を担う専門家としてその分野を先導し、人々の健康と学術研究の進歩に貢献できる人材を育成することを目的としている。そのためには、医薬品の分野横断的な専門知識と人間尊重の精神を基本とする高い倫理観の下で、臨床薬学を中心とした薬学に関する多様で幅広い学識と高い専門性を備え、それらを統合、応用して創造性の高い研究を遂行し、新たな知見を見いだして課題を解決する能力を身に付けることが必要である。この目的に基づき、本プログラムでは以下のような学生を求めている。</p> <p>・地域から国際レベルに至る薬学系諸分野で活躍する高度薬剤師・医療職業人・研究者・教育者・行政職員・医薬品製造・開発者を志す者。 ・臨床薬学、生命科学および薬学関連領域に関する専門知識を有する者。 ・最先端の薬学研究を実践して、臨床薬学を中心とした薬学関連領域の諸課題を解決し、人々の健康と学術研究の進歩に貢献したいという意欲を持つ者。 ・国内外の研究者や医療従事者に対して研究や薬剤師業務の内容やその価値を説明、議論できるコミュニケーション力、表現力を持つ者。</p> <p>【入学者選抜の基本方針(入試種別とその評価方法)】 多様な学生を受入れるため、4月入学と10月入学を認め、年2回の入学者選抜を実施する。また、外国人留学生特別入試を実施する。一般入試、外国人留学生特別入試では、小論文・適性検査、外国語(英語)試験、口述試験及び成績証明書の成績により、6年制薬学部卒業相当の学力、意欲、能力等について評価する。</p>
【学修成果の到達指標】	【学修内容、学修方法及び学修成果の評価方法】	【求める資質・能力】
<p>【学修成果】 研究遂行に必要な基礎及び臨床薬学に関する知識、疾患に関する幅広い学識と総合的な判断力を身に付けている。</p> <p>【到達指標】 大学院共通科目及び研究科共通科目の修了要件単位を修得していること。</p>	<p>【学修内容】 臨床薬学領域を含む、博士として身に付けるべき幅広い知識の修得のために、大学院共通科目及び研究科共通科目の講義を実施する。</p> <p>【学修方法】 講義(対面又は多様なメディアを高度に利用)により学修する。</p> <p>【学修成果の評価方法】 試験やレポート等により成績評価基準に基づき総合的に評価する。</p>	<p>【求める資質・能力】 6年制薬学部卒業レベルの薬学の専門知識及び語学力を身に付けている。 臨床薬学関連領域の幅広い知識を修得したいという意欲を持っている。</p>
<p>【学修成果】 臨床薬学やデータサイエンス等を基盤とした先端医療に関連する領域で自立的に活躍する「研究者・教育者・薬剤師・行政職員、医薬品製造・開発者」として必要な専門知識、技術、態度、並びに疾病の理解を含む医学および薬学的素養を身に付けている。</p> <p>【到達指標】 プログラム専門科目の講義、実習・演習・特別研究の修了要件単位を修得していること。</p>	<p>【学修内容】 臨床薬学を中心とした薬学関連領域で自立的に活躍する研究者・教育者・技術者として必要な専門知識、技術を修得するために、プログラム専門科目の講義及び実習・演習・特別研究を実施する。</p> <p>【学修方法】 講義は、対面又は多様なメディアを高度に利用することにより学修する。演習では、各分野における背景、課題及び最新の知見について紹介するとともに、それに基づき討論を行う。特別研究では、各分野における背景に基づいて課題を設定し、その研究課題に取り組みながら、先端的分野の専門知識や技術について実践的に指導を受ける。</p> <p>【学修成果の評価方法】 講義では、試験やレポート等により成績評価基準に基づき総合的に評価する。演習・特別研究では、プレゼンテーションや質疑応答を行い、その成果を総合的に評価する。</p>	<p>【求める資質・能力】 高度な専門知識、技術の修得のために必要な基盤的専門知識、語学力、理解力及び論理的思考能力を身に付けている。</p>
<p>【学修成果】 研究倫理や関連する法令の規範意識及び人間尊重の精神を身に付けている。</p> <p>【到達指標】 大学院共通科目「研究倫理」の単位を修得していること。 研究科共通科目「医薬学プロフェッショナル研究論」の単位を修得していること。 剽窃検査ソフトによる学位論文のチェックで問題がないこと。</p>	<p>【学修内容】 研究倫理の規範意識や人間尊重の精神を養うために、研究倫理教育を実施する。</p> <p>【学修方法】 大学院共通科目「研究倫理」及び研究科共通科目「医薬学プロフェッショナル研究論」は、講義(多様なメディアを高度に利用)により学修する。研究に関わる法令や各種申請の手続きについて、研究室で指導を受ける。</p> <p>【学修成果の評価方法】 大学院共通科目「研究倫理」では、試験やレポート等により成績評価基準に基づき総合的に評価する。 研究科共通科目「医薬学プロフェッショナル研究論」を履修した上で、法令・研究倫理の遵守に関する学位論文評価基準により評価する。</p>	<p>【求める資質・能力】 医療者、医薬品に関わる者として適切な倫理観、道徳観を身に付けている。</p>
<p>【学修成果】 臨床薬学関連領域における背景を理解した上で解決すべき課題を設定し、専門知識、技術を統合、応用した創造性の高い研究により新たな知見を見いだして課題を解決する能力、並びに研究成果の学術的、社会的意義を説明、議論し、国際社会に発信できる能力を身に付けている。</p> <p>【到達指標】 大学院共通科目「国際融合発表演習Ⅰ・Ⅱ」の単位を修得していること。 博士の学位論文の審査及び試験に合格していること。</p>	<p>【学修内容】 創造性の高い研究により臨床薬学関連領域の課題を解決する素養と、研究成果やその意義、価値を説明、議論できる能力を養成するために、大学院共通科目「国際融合発表演習Ⅰ・Ⅱ」を実施する。また臨床薬学特別研究において研究成果をまとめて博士の学位論文を作成するとともに、研究業績発表会にて発表を行う。</p> <p>【学修方法】 論文及び発表資料の作成法やプレゼンテーションの手法を研究室の教員から指導、添削を受け、研究発表を行い、学位論文を完成させる。</p> <p>【学修成果の評価方法】 大学院共通科目「国際融合発表演習Ⅰ・Ⅱ」では、プレゼンテーションや質疑応答を行い、その成果を総合的に評価する。また研究業績発表会のプレゼンテーションや質疑応答、学位論文評価基準に基づく学位論文の審査及び試験により総合的に評価する。</p>	<p>【求める資質・能力】 臨床薬学関連領域の研究成果を国際社会に発信し、社会に貢献したいという意欲を持っている。</p>

大学院総合医薬学研究科総合医薬学専攻 博士後期課程 看護科学プログラム カリキュラムマップ (案)

<p>ディプロマ・ポリシーに掲げる身に付ける能力</p>	<p>基盤的能力 ●</p> <p>幅広く豊かな学識と各々の専門分野における高度な知識・研究能力を基盤に、看護の対象者を全人的な観点から理解し、教育・研究・社会貢献に取り組むことができる能力を身に付けている。</p>	<p>専門的学識 ■</p> <p>専門的な知識・技術の必要性が強調されるなか、個人・家族・集団・コミュニティの尊厳を重視し、看護の対象者を全人的な観点から理解でき、その知見を看護本来の機能に立ち返り、実践現場で活用し、教育研究に還元する能力を身に付けている。</p>	<p>倫理観 ◆</p> <p>看護の学識者として責任と役割を果たす上での基盤となる看護哲学を身に付けている。 自らの看護及び人生経験を通して看護観や世界観を深めていくと同時に、普遍性を有する看護哲学を追究し続けることができる能力を身に付けている。</p>	<p>創造力 ★</p> <p>「実践の知を集積した学問」であるところの看護学の、学問体系構築に寄与しうる知見を蓄積し、研究手法について開発できる能力を身に付けている。</p>
------------------------------	---	---	---	---

<p>博士後期課程</p>	3年次第4ターム	<p>博士論文作成</p>						
	3年次第3ターム							
	3年次第2ターム							
	3年次第1ターム							
	2年次第4ターム				<p>[10単位 必修]</p> <p>■ ◆ ★</p> <p>看護科学 特別研究</p>	<p>[3単位以上]</p> <p>● ◆ ★</p> <p>大学院共通科目</p> <p><必修></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学際融合 発表演習Ⅰ ・学際融合 発表演習Ⅱ 	<p>[2単位必修]</p> <p>● ◆ ★</p> <p>研究科 共通科目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医薬学プロフェッショナル研究論 ・医療制度と医療経営特論 	<p>[7単位 必修]</p> <p>■ ◆ ★</p> <p>看護科学プログラム専門科目</p> <p><いずれかの特論、演習を選択必修></p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎看護科学特論, 基礎看護科学演習 ・臨床・生体機能看護科学特論, 臨床・生体機能看護科学演習
	2年次第3ターム							
	2年次第2ターム							
	2年次第1ターム							
	1年次第4ターム							
	1年次第3ターム							
1年次第2ターム								
1年次第1ターム								

大学院総合医薬学研究科総合医薬学専攻 博士後期課程 先端薬科学プログラム カリキュラムマップ (案)

ディプロマ・ポリシーに掲げる身に付ける能力	基盤的能力 ● 研究遂行に必要な最先端創薬に関する幅広い学識と総合的な判断力を身に付けている。		専門的学識 ■ 薬科学及び学際的領域で自立的に活躍する研究者・教育者・技術者、及び医薬品の創製、開発、生産、普及を担う専門家として必要な専門知識、技術を身に付けている。		倫理観 ◆ 研究倫理や関連する法令の規範意識及び人間尊重の精神を身に付けている。		創造力 ★ 薬科学関連領域における背景を理解した上で解決すべき課題を設定し、専門知識、技術を統合、応用して創造性の高い研究により新たな知見を見いだして課題を解決する能力、並びに研究成果の学術的、社会的意義を説明、議論し、国際社会に発信できる能力を身に付けている。	
	博士論文作成							
博士後期課程	3年次第4ターム			● ■ ★ [2単位 必修] 先端薬科学特別演習				
	3年次第3ターム							
	3年次第2ターム							
	3年次第1ターム	[10単位 必修]						
	2年次第4ターム	● ■ ★		[2単位 必修] ● ◆ ★ 大学院共通科目 ・学際融合発表演習Ⅰ ・学際融合発表演習Ⅱ		先端薬科学プログラム専門科目 <必修> 薬学連携特論 [2単位以上] ● ■ ★		
	2年次第3ターム	先端薬科学特別研究						
	2年次第2ターム							
	2年次第1ターム							
	1年次第4ターム			[2単位必修] ● ◆ ★ 研究科共通科目 ・医薬学プロフェッショナル研究論 ・医療制度と医療経営特論				
	1年次第3ターム							
1年次第2ターム								
1年次第1ターム								

大学院総合医薬学研究科総合医薬学専攻(博士課程)生命・臨床医学プログラム カリキュラムマップ (案)

ディプロマ・ポリシーに掲げる身に付ける能力		基盤的能力 ● 研究分野における専門的な情報収集、課題発見と論理的思考、情報発信ができる。英語論文の専門的な読解と解説ができる。研究内容について他者と専門的な議論ができる。		専門的学識 ■ 自立した研究者として専門分野における研究課題を把握し、その解決方法が提案できる。研究成果を専門分野の論文や学会で発表できる。		倫理観 ◆ 研究不正について説明でき、研究倫理に関する高い規範意識を身に付けている。		創造力 ★ 査読のある専門分野の学術雑誌に原著論文を発表できる。専門分野の学会で研究成果発表ができる。自分の研究成果をもとに、次の研究課題の設定と解決方法の考察ができる。	
		4年次第4ターム 4年次第3ターム 4年次第2ターム 4年次第1ターム 3年次第4ターム 3年次第3ターム 3年次第2ターム 3年次第1ターム 2年次第4ターム 2年次第3ターム 2年次第2ターム 2年次第1ターム 1年次第4ターム 1年次第3ターム 1年次第2ターム 1年次第1ターム		[10単位 必修] ● ■ ★ 生命・臨床医学特別研究		[2単位 必修] ● ■ ★ 生命・臨床医学特別実習		博士論文作成 [4単位以上] ● ◆ ★ 大学院共通科目 <必修> ・学際融合発表演習Ⅰ ・学際融合発表演習Ⅱ ・研究倫理 ・科学技術と持続可能社会	
		● ◆ [2単位 必修] ★ 研究科共通科目 ・医薬学プロフェッショナル研究論 ・医療制度と医療経営特論							

大学院総合医薬学研究科総合医薬学専攻(博士課程)臨床薬学プログラム カリキュラムマップ (案)

ディプロマ・ポリシーに掲げる身に付ける能力	基盤的能力 ● 研究遂行に必要な基礎及び臨床薬学に関する知識、疾患に関する幅広い学識と総合的な判断力を身に付けている。		専門的学識 ■ 臨床薬学やデータサイエンス等を基盤とした先端医療に関連する領域で自立的に活躍する「研究者・教育者・薬剤師・行政職員、医薬品製造・開発者」として必要な専門知識、技術、態度、並びに疾病の理解を含む医学および薬学的素養を身に付けている。		倫理観 ◆ 研究倫理や関連する法令の規範意識及び人間尊重の精神を身に付けている。		創造力 ★ 臨床薬学関連領域における背景を理解した上で解決すべき課題を設定し、専門知識、技術を統合、応用した創造性の高い研究により新たな知見を見いだして課題を解決する能力、並びに研究成果の学術的、社会的意義を説明、議論し、国際社会に発信できる能力を身に付けている。	
	博士論文作成							
博士課程	4年次第4ターム	[10単位 必修] ● ■ ★ 臨床薬学特別研究	● ■ ★ [2単位 必修] 臨床薬学特別演習				[12単位以上] ● ■ ★ 臨床薬学プログラム専門科目、博士前期課程先端薬科学プログラム科目 <必修> ・薬学連携特論 ・臨床薬学特論	
	4年次第3ターム							
	4年次第2ターム							
	4年次第1ターム							
	3年次第4ターム							
	3年次第3ターム							
	3年次第2ターム							
	3年次第1ターム							
	2年次第4ターム		[4単位以上] ● ◆ ★ 大学院共通科目 <必修> ・学際融合発表演習Ⅰ ・学際融合発表演習Ⅱ ・研究倫理 ・科学技術と持続可能社会					
	2年次第3ターム		[2単位必修] ★ 研究科共通科目 ・医薬学プロフェッショナル研究論 ・医療制度と医療経営特論					
	2年次第2ターム							
	2年次第1ターム							
	1年次第4ターム							
1年次第3ターム								
1年次第2ターム								
1年次第1ターム								

履修指導・研究指導実施予定表(案)

総合医薬学研究科 博士課程

博士(医学)

(4月入学)

学年・時期	項目	内容	
1 年 次	4月	新生オリエンテーション 履修登録 研究内容決定	・大学院オリエンテーション ・主指導教員によるガイダンス、履修指導及び履修登録 ・研究テーマの設定 ・研究指導計画書の作成
	4月末		・研究指導計画書の提出
	第1ターム	研究倫理及び医薬学プロフェッショナル研究論	・研究倫理及び医薬学プロフェッショナル研究論の履修
	第3ターム	科学技術と持続可能社会及び学際融合発表演習Ⅰ	・科学技術と持続可能社会及び学際融合発表演習Ⅰの履修
	随時	研究進捗状況の確認及び指導	・主・副指導教員等による研究進捗状況の確認及び指導
	2 年 次	4月	履修登録
第3ターム		学際融合発表演習Ⅱ	・学際融合発表演習Ⅱの履修
随時		研究進捗状況の確認及び指導	・主・副指導教員等による研究進捗状況の確認及び指導
3 年 次	4月	履修登録	・主指導教員による履修指導及び履修登録
	随時	研究進捗状況の確認及び指導	・主・副指導教員等による研究進捗状況の確認及び指導
4 年 次	4月	履修登録	・主指導教員による履修指導及び履修登録
	随時	研究進捗状況の確認及び指導	・主・副指導教員等による研究進捗状況の確認及び指導
	11月	学位論文予備審査申請	・定められた期日までに、学位論文予備審査申請
		学位論文予備審査開催可否決定	・総合医薬学研究科委員会医学系部会において、学位論文予備審査の開催可否を決定
	12～1月	学位論文予備審査	・学位論文予備審査を実施
		学位論文提出可否決定	・総合医薬学研究科委員会医学系部会において、学位論文の提出の可否を決定
	12～1月	学位論文本審査申請	・学位論文の提出が可とされた場合、定められた期日までに、学位論文本審査申請
	12～2月中旬	学位論文本審査	・審査委員による学位論文本審査を行う
2月下旬	修了判定	・総合医薬学研究科委員会医学系部会において、学位及び修了認定	

※上記は予定であり、内容及び時期を変更する場合があります。

履修指導・研究指導実施予定表(案)

総合医薬学研究科 博士課程

博士(医学)

(10月入学)

学年・時期	項目	内容
1 年 次	10月	<ul style="list-style-type: none"> ・大学院オリエンテーション
		<ul style="list-style-type: none"> ・主指導教員によるガイダンス, 履修指導及び履修登録
		<ul style="list-style-type: none"> ・研究テーマの設定 ・研究指導計画書の作成
	10月末	<ul style="list-style-type: none"> ・研究指導計画書の提出
	第3ターム	<ul style="list-style-type: none"> ・科学技術と持続可能社会及び学際融合発表演習Ⅰの履修
	第1ターム	<ul style="list-style-type: none"> ・研究倫理及び医薬学プロフェッショナル研究論の履修
	<ul style="list-style-type: none"> ・主・副指導教員等による研究進捗状況の確認及び指導 	
2 年 次	10月	<ul style="list-style-type: none"> ・主指導教員による履修指導及び履修登録
	第3ターム	<ul style="list-style-type: none"> ・学際融合発表演習Ⅱの履修
	随時	<ul style="list-style-type: none"> ・主・副指導教員等による研究進捗状況の確認及び指導
3 年 次	10月	<ul style="list-style-type: none"> ・主指導教員による履修指導及び履修登録
	随時	<ul style="list-style-type: none"> ・主・副指導教員等による研究進捗状況の確認及び指導
4 年 次	10月	<ul style="list-style-type: none"> ・主指導教員による履修指導及び履修登録
	随時	<ul style="list-style-type: none"> ・主・副指導教員等による研究進捗状況の確認及び指導
	6月	<ul style="list-style-type: none"> ・定められた期日までに, 学位論文予備審査申請
		<ul style="list-style-type: none"> ・総合医薬学研究科委員会医学系部会において, 学位論文予備審査の開催可否を決定
		<ul style="list-style-type: none"> ・学位論文予備審査を実施
		<ul style="list-style-type: none"> ・総合医薬学研究科委員会医学系部会において学位論文の提出の可否を決定
	7～8月	<ul style="list-style-type: none"> ・学位論文の提出が可とされた場合, 定められた期日までに, 学位論文本審査申請
	7～8月	<ul style="list-style-type: none"> ・審査委員による学位論文本審査を行う
	8月下旬	<ul style="list-style-type: none"> ・総合医薬学研究科委員会医学系部会において, 学位及び修了認定

※上記は予定であり, 内容及び時期を変更する場合があります。

履修指導・研究指導実施予定表(案)

総合医薬学研究科 博士課程

博士(薬学)

(4月入学)

学年・時期	項目	内容	
1 年 次	4月	新入生オリエンテーション 履修登録 研究内容決定	・大学院オリエンテーション ・主指導教員によるガイダンス, 履修指導及び履修登録 ・研究テーマの設定 ・研究指導計画書の作成
	4月末		・研究指導計画書の提出
	第1ターム	研究倫理及び医薬学プロフェッショナル研究論	・研究倫理及び医薬学プロフェッショナル研究論の履修
	第3ターム	科学技術と持続可能社会及び学際融合発表演習Ⅰ	・科学技術と持続可能社会及び学際融合発表演習Ⅰの履修
	随時	研究進捗状況の確認及び指導	・主・副指導教員等による研究進捗状況の確認及び指導
	2 年 次	4月	履修登録
第3ターム		学際融合発表演習Ⅱ	・学際融合発表演習Ⅱの履修
随時		研究進捗状況の確認及び指導	・主・副指導教員等による研究進捗状況の確認及び指導
3 年 次	4月	履修登録	・主指導教員による履修指導及び履修登録
	随時	研究進捗状況の確認及び指導	・主・副指導教員等による研究進捗状況の確認及び指導
4 年 次	4月	履修登録	・主指導教員による履修指導及び履修登録
	随時	研究進捗状況の確認及び指導	・主・副指導教員等による研究進捗状況の確認及び指導
	1月	学位論文予備審査申請	・定められた期日までに, 学位論文予備審査申請
		学位論文予備審査開催可否決定	・総合医薬学研究科委員会薬学系部会において, 学位論文予備審査の開催可否を決定
		学位論文予備審査	・学位論文予備審査を実施
		学位論文提出可否決定	・総合医薬学研究科委員会薬学系部会において 学位論文の提出の可否を決定
		学位論文本審査申請	・学位論文の提出が可とされた場合, 定められた期日までに学位論文本審査申請
	2月	学位論文本審査	・審査委員による学位論文本審査を行う
	3月上旬	修了判定	・総合医薬学研究科委員会薬学系部会において, 学位及び修了認定

※上記は予定であり, 内容及び時期を変更する場合があります。

履修指導・研究指導実施予定表(案)

総合医薬学研究科 博士課程

博士(薬学)

(10月入学)

学年・時期	項目	内容
1 年 次	10月	<ul style="list-style-type: none"> ・大学院オリエンテーション
		<ul style="list-style-type: none"> ・主指導教員によるガイダンス, 履修指導及び履修登録
		<ul style="list-style-type: none"> ・研究テーマの設定 ・研究指導計画書の作成
	10月末	<ul style="list-style-type: none"> ・研究指導計画書の提出
	第3ターム	<ul style="list-style-type: none"> ・科学技術と持続可能社会及び学際融合発表演習Ⅰの履修
	第1ターム	<ul style="list-style-type: none"> ・研究倫理及び医薬学プロフェッショナル研究論の履修
	<ul style="list-style-type: none"> ・主・副指導教員等による研究進捗状況の確認及び指導 	
2 年 次	10月	<ul style="list-style-type: none"> ・主指導教員による履修指導及び履修登録
	第3ターム	<ul style="list-style-type: none"> ・学際融合発表演習Ⅱの履修
	随時	<ul style="list-style-type: none"> ・主・副指導教員等による研究進捗状況の確認及び指導
3 年 次	10月	<ul style="list-style-type: none"> ・主指導教員による履修指導及び履修登録
	随時	<ul style="list-style-type: none"> ・主・副指導教員等による研究進捗状況の確認及び指導
4 年 次	10月	<ul style="list-style-type: none"> ・主指導教員による履修指導及び履修登録
	随時	<ul style="list-style-type: none"> ・主・副指導教員等による研究進捗状況の確認及び指導
	6月	<ul style="list-style-type: none"> ・定められた期日までに, 学位論文予備審査申請
	7月	<ul style="list-style-type: none"> ・総合医薬学研究科委員会薬学系部会において, 学位論文予備審査の開催可否を決定
		<ul style="list-style-type: none"> ・学位論文予備審査を実施
		<ul style="list-style-type: none"> ・総合医薬学研究科委員会薬学系部会において 学位論文の提出の可否を決定
		<ul style="list-style-type: none"> ・学位論文の提出が可とされた場合, 定められた期日までに, 学位論文提出及び審査申請
	8月	<ul style="list-style-type: none"> ・審査委員による学位論文本審査を行う
9月上旬	<ul style="list-style-type: none"> ・総合医薬学研究科委員会薬学系部会において, 学位及び修了認定 	

※上記は予定であり, 内容及び時期を変更する場合があります。

履修指導・研究指導実施予定表(案)

総合医薬学研究科 博士後期課程

博士(看護学)

(4月入学)

学年・時期	項目	内容
1 年 次	4月	<ul style="list-style-type: none"> ・大学院オリエンテーション
		<ul style="list-style-type: none"> ・主指導教員によるガイダンス, 履修指導及び履修登録
		<ul style="list-style-type: none"> ・研究テーマの設定 ・研究指導計画書の作成
	4月末	<ul style="list-style-type: none"> ・研究指導計画書の提出
	第1ターム	<ul style="list-style-type: none"> ・医薬学プロフェッショナル研究論の履修
	第3ターム	<ul style="list-style-type: none"> ・学際融合発表演習Ⅰの履修
随時	<ul style="list-style-type: none"> ・主・副指導教員等による研究進捗状況の確認及び指導 	
2 年 次	4月	<ul style="list-style-type: none"> ・主指導教員による履修指導及び履修登録
	第3ターム	<ul style="list-style-type: none"> ・学際融合発表演習Ⅱの履修
	随時	<ul style="list-style-type: none"> ・主・副指導教員等による研究進捗状況の確認及び指導
3 年 次	4月	<ul style="list-style-type: none"> ・主指導教員による履修指導及び履修登録
	随時	<ul style="list-style-type: none"> ・主・副指導教員等による研究進捗状況の確認及び指導
	10月	<ul style="list-style-type: none"> ・定められた期日までに, 学位論文予備審査申請
		<ul style="list-style-type: none"> ・総合医薬学研究科委員会看護学系部会において, 学位論文予備審査の開催可否を決定
	11月	<ul style="list-style-type: none"> ・学位論文予備審査を実施
		<ul style="list-style-type: none"> ・総合医薬学研究科委員会看護学系部会において 学位論文の提出の可否を決定
	1月	<ul style="list-style-type: none"> ・学位論文の提出が可とされた場合, 定められた期日までに, 学位論文本審査申請
	2月	<ul style="list-style-type: none"> ・審査委員による学位論文本審査を行う
3月上旬	<ul style="list-style-type: none"> ・総合医薬学研究科委員会看護学系部会において, 学位及び修了認定 	

※上記は予定であり, 内容及び時期を変更する場合があります。

履修指導・研究指導実施予定表(案)

総合医薬学研究科 博士後期課程

博士(看護学)

(10月入学)

学年・時期	項目	内容
1 年 次	10月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学院オリエンテーション
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 履修登録
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究テーマの設定 ・ 研究指導計画書の作成
	10月末	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究指導計画書の提出
	第1ターム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医薬学プロフェッショナル研究論の履修
	第3ターム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学際融合発表演習Ⅰの履修
随時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究進捗状況の確認及び指導 	
2 年 次	10月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 履修登録
	第3ターム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学際融合発表演習Ⅱの履修
	随時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主・副指導教員等による研究進捗状況の確認及び指導
3 年 次	10月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 履修登録
	随時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主・副指導教員等による研究進捗状況の確認及び指導
	4月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学位論文予備審査申請
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合医薬学研究科委員会看護学系部会において、学位論文予備審査の開催可否を決定
	5月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学位論文予備審査を実施
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合医薬学研究科委員会看護学系部会において学位論文の提出の可否を決定
	7月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 博士論文の提出が可とされた場合、定められた期日までに、学位論文本審査申請
	8月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査委員による学位論文本審査を行う
	9月上旬	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合医薬学研究科委員会看護学系部会において、学位及び修了認定

※上記は予定であり、内容及び時期を変更する場合があります。

履修指導・研究指導実施予定表(案)

総合医薬学研究科 博士後期課程 博士（薬科学） （4月入学）

学年・時期	項目	内容
1 年 次	4月	新生オリエンテーション ・大学院オリエンテーション
		履修登録 ・主指導教員によるガイダンス，履修指導及び履修登録
		研究内容決定 ・研究テーマの設定 ・研究指導計画書の作成
	4月末	・研究指導計画書の提出
	第1ターム	医薬学プロフェッショナル研究論 ・医薬学プロフェッショナル研究論の履修
	第3ターム	学際融合発表演習Ⅰ ・学際融合発表演習Ⅰの履修
	随時 研究進捗状況の確認及び指導 ・主・副指導教員等による研究進捗状況の確認及び指導	
2 年 次	4月	履修登録 ・主指導教員による履修指導及び履修登録
	第3ターム	学際融合発表演習Ⅱ ・学際融合発表演習Ⅱの履修
	随時	研究進捗状況の確認及び指導 ・主・副指導教員等による研究進捗状況の確認及び指導
3 年 次	4月	履修登録 ・主指導教員による履修指導及び履修登録
	随時	研究進捗状況の確認及び指導 ・主・副指導教員等による研究進捗状況の確認及び指導
	1月	学位論文予備審査申請 ・定められた期日までに，学位論文予備審査申請
		学位論文予備審査開催可否決定 ・総合医薬学研究科委員会薬学系部会において，学位論文予備審査の開催可否を決定
		学位論文予備審査 ・学位論文予備審査を実施
		学位論文提出可否決定 ・総合医薬学研究科委員会薬学系部会において学位論文の提出の可否を決定
	1～2月	学位論文本審査申請 ・学位論文の提出が可とされた場合，定められた期日までに，学位論文本審査申請
	2月	学位論文本審査 ・審査委員による学位論文本審査を行う
3月上旬	修了判定 ・総合医薬学研究科委員会薬学系部会において，学位及び修了認定	

※上記は予定であり，内容及び時期を変更する場合があります。

履修指導・研究指導実施予定表(案)

総合医薬学研究科 博士後期課程 博士(薬科学) (10月入学)

学年・時期	項目	内容	
1 年 次	10月	新生オリエンテーション 履修登録 研究内容決定	・大学院オリエンテーション ・主指導教員によるガイダンス, 履修指導及び履修登録 ・研究テーマの設定 ・研究指導計画書の作成
	10月末		・研究指導計画書の提出
	第1ターム	医薬学プロフェッショナル研究論	・医薬学プロフェッショナル研究論の履修
	第3ターム	学際融合発表演習 I	・学際融合発表演習 I の履修
	随時	研究進捗状況の確認及び指導	・主・副指導教員等による研究進捗状況の確認及び指導
	2 年 次	10月	履修登録
第3ターム		学際融合発表演習 II	・学際融合発表演習 II の履修
随時		研究進捗状況の確認及び指導	・主・副指導教員等による研究進捗状況の確認及び指導
3 年 次	10月	履修登録	・主指導教員による履修指導及び履修登録
	随時	研究進捗状況の確認及び指導	・主・副指導教員等による研究進捗状況の確認及び指導
	6月	学位論文予備審査申請	・定められた期日までに, 学位論文予備審査申請
		学位論文予備審査開催可否決定	・総合医薬学研究科委員会薬学系部会において, 学位論文予備審査の開催可否を決定
	7月	学位論文予備審査	・学位論文予備審査を実施
		学位論文提出可否決定	・総合医薬学研究科委員会薬学系部会において 学位論文の提出の可否を決定
		学位論文本審査申請	・学位論文の提出が可とされた場合, 定められた期日までに, 学位論文本審査申請
	8月	学位論文本審査	・審査委員による学位論文本審査を行う
9月上旬	修了判定	・総合医薬学研究科委員会薬学系部会において, 学位及び修了認定	

※上記は予定であり, 内容及び時期を変更する場合があります。

資料4

総合医薬学研究科 総合医薬学専攻 博士後期課程 看護科学プログラム 履修モデル

養成する具体的な人材像 : 教育・研究者として、また管理者として研究的視点をもって看護実践現場の問題を見出し、研究的に解決が図れるよう研究力を獲得した人材

研究テーマ : 看護科学に新たな知見を付与する地域ケアシステムに関する研究

		大学院共通科目		研究科共通科目		プログラム専門科目			
						専門科目		研究指導	
1 年次	1T			医薬学プロフェッショナル研究論 医療制度と医療経営特論	1 1			看護科学特別研究	10
	2T					看護科学特論	1		
	3T	学際融合発表演習Ⅰ	1			地域ケアシステム看護科学特論	2		
	4T	英語論文作成Ⅱ	1						
2 年次	1T					地域ケアシステム看護科学演習	4		
	2T								
	3T	学際融合発表演習Ⅱ	1						
	4T								
3 年次	1T								
	2T								
	3T								
	4T								
修得単位数		3		2		7		10	

修得単位数合計 22 単位

総合医薬学研究科 総合医薬学専攻 博士後期課程 看護科学プログラム 履修モデル

養成する具体的な人材像 : 個及びコミュニティの尊厳を重視した全人的・包括的な医療を看護学の切り口からアプローチできる看護実践者・指導者を
エンパワーできる看護学研究者

研究テーマ : 乳幼児期から学童期の食物アレルギー児とその養育者への病態生理の教育に関する研究

		大学院共通科目		研究科共通科目		プログラム専門科目							
						専門科目		研究指導					
1 年次	1T			医薬学プロフェッショナル研究論 医療制度と医療経営特論	1 1	医学連携特論	1	看護科学特別研究	10				
	2T	研究者としてのコミュニケーション：基礎と応用	1										
	3T	学際融合発表演習Ⅰ	1			臨床・生体機能看護科学特論	2						
	4T												
2 年次	1T					臨床・生体機能看護科学演習	4			看護科学特別研究	10		
	2T												
	3T	学際融合発表演習Ⅱ	1										
	4T												
3 年次	1T											看護科学特別研究	10
	2T												
	3T												
	4T												
修得単位数		3		2		7		10					

修得単位数合計 22 単位

総合医薬学研究科 総合医薬学専攻 博士後期課程 先端薬科学プログラム 履修モデル

養成する具体的な人材像 : 製薬企業で新規医薬品の開発を推進する先駆的研究者

研究テーマ : 細胞内リン酸化調節機構の解明とそれに基づいた新規分子標的薬の開発

		大学院共通科目		研究科共通科目		プログラム専門科目			
						専門科目		研究指導	
1 年次	1T			医薬学プロフェッショナル研究論 医療制度と医療経営特論	1 1			先端薬科学特別研究	10
	2T					薬学連携特論	1		
	3T	学際融合発表演習Ⅰ	1						
	4T								
2 年次	1T								
	2T					先端薬科学インターンシップ	1		
	3T	学際融合発表演習Ⅱ	1						
	4T								
3 年次	1T					先端薬科学特別演習	2		
	2T								
	3T								
	4T								
修得単位数		2		2		4		10	
						14			

修得単位数合計 18 単位

総合医薬学研究科 総合医薬学専攻 博士後期課程 先端薬科学プログラム 履修モデル

養成する具体的な人材像 : 創薬科学の専門教育と先端研究を実施する大学教員

研究テーマ : 新規の生物活性化合物の創成と構造最適化研究

		大学院共通科目		研究科共通科目		プログラム専門科目			
						専門科目		研究指導	
1 年次	1T			医薬学プロフェッショナル研究論 医療制度と医療経営特論	1 1			先端薬科学特別研究	10
	2T					薬学連携特論	1		
	3T	学際融合発表演習Ⅰ	1						
	4T					分子設計学特論(博士前期科目)	1		
2 年次	1T								
	2T								
	3T	学際融合発表演習Ⅱ	1						
	4T								
3 年次	1T					先端薬科学特別演習	2		
	2T								
	3T								
	4T								
修得単位数		2		2		4		10	
						14			

修得単位数合計 18 単位

総合医薬学研究科 総合医薬学専攻 博士課程 生命・臨床医学プログラム 履修モデル

養成する具体的な人材像 : 医学/薬学/看護学の連携を理解した世界の医学・医療をリードできる複眼的人材

研究テーマ : 心不全の病態生理の解明とその臨床応用, 特に重症心不全の非薬物治療, 機械的補助循環についての研究

		大学院共通科目		研究科共通科目		プログラム専門科目					
						専門科目		研究指導			
1 年 次	1T	研究倫理	1	医薬学プロフェッショナル研究論 医療制度と医療経営特論	1	循環器・腎臓内科学特論	2	生命・臨床医学特論 生命・臨床医学特別実習 先進医学特論	6 2 1	生命・臨床医学特別研究	10
	2T					循環・呼吸器・総合外科学特論	2				
	3T	学際融合発表演習Ⅰ 科学技術と持続可能社会	1 1			医学連携特論	1				
	4T										
2 年 次	1T										
	2T										
	3T	学際融合発表演習Ⅱ	1								
	4T										
3 年 次	1T										
	2T										
	3T										
	4T										
4 年 次	1T										
	2T										
	3T										
	4T										
修得単位数	4		2		14				10		

修得単位数合計 30 単位

総合医薬学研究科 総合医薬学専攻 博士課程 生命・臨床医学プログラム 履修モデル

養成する具体的な人材像 : 基礎研究のみならず臨床応用の橋渡しとなるトランスレーショナルリサーチの展開を行える人材

研究テーマ : NAD 代謝による DOHaD 仮説のメカニズムを解明し、早期からの介入法開発

		大学院共通科目		研究科共通科目		プログラム専門科目					
						専門科目			研究指導		
1 年 次	1T	研究倫理	1	医薬学プロフェッショナル研究論 医療制度と医療経営特論	1	分子医科薬理学特論 小児発達医学特論	2	生命・臨床医学特論 生命・臨床医学特別実習 先進医学特論	6 2 1	生命・臨床医学特別研究	10
	2T										
	3T	学際融合発表演習Ⅰ 科学技術と持続可能社会	1 1			医学連携特論	1				
	4T										
2 年 次	1T										
	2T										
	3T	学際融合発表演習Ⅱ	1								
	4T										
3 年 次	1T										
	2T										
	3T										
	4T										
4 年 次	1T										
	2T										
	3T										
	4T										
修得単位数		4		2		14				10	

修得単位数合計 30 単位

総合医薬学研究科 総合医薬学専攻 博士課程 臨床薬学プログラム 履修モデル

養成する具体的な人材像 : 製薬企業で臨床関連研究や治験を実施する先駆的医療人

研究テーマ : 精神疾患関連分子の探索とその生理機能の解明

		大学院共通科目		研究科共通科目		プログラム専門科目					
						専門科目		研究指導			
1 年次	1T	研究倫理	1	医薬学プロフェッショナル研究論	1						
		データサイエンス特論	1	医療制度と医療経営特論	1						
	2T					薬学連携特論	1				
						薬理薬剤学序論(博士前期)	1				
	3T	学際融合発表演習Ⅰ	1			分子生理学特論(博士前期)	1				
	4T	科学技術と持続可能社会	1								
2 年次	1T					薬理学特論(博士前期)	1	臨床薬学特論	6	臨床薬学特別研究	
	2T										
	3T	学際融合発表演習Ⅱ	1								
	4T					臨床薬学特別実習	1				
3 年次	1T										
	2T										
	3T										
	4T										
4 年次	1T					臨床薬学特別演習	2				
	2T										
	3T										
	4T										
修得単位数		5		2		13				10	
						23					

修得単位数合計 30 単位

総合医薬学研究科 総合医薬学専攻 博士課程 臨床薬学プログラム 履修モデル

養成する具体的な人材像 : 公的病院でチーム医療を推進する先駆的薬剤師

研究テーマ : 個別化時間薬物療法の構築とその臨床応用

		大学院共通科目		研究科共通科目		プログラム専門科目					
						専門科目				研究指導	
1 年次	1T	研究倫理	1	医薬学プロフェッショナル研究論 医療制度と医療経営特論	1	薬理学特論(博士前期)	1	臨床薬学特論	6	臨床薬学特別研究	10
	2T					薬学連携特論	1				
	3T	学際融合発表演習Ⅰ 科学技術と持続可能社会	1			薬理薬剤学序論(博士前期)	1				
	4T					応用和漢医薬学序論(博士前期)	1				
2 年次	1T					分子設計学特論(博士前期)	1				
	2T					薬物動態学特論(博士前期)	1				
	3T	学際融合発表演習Ⅱ	1								
	4T										
3 年次	1T										
	2T										
	3T										
	4T										
4 年次	1T					臨床薬学特別演習	2				
	2T										
	3T										
	4T										
修得単位数		4		2		14				10	
						24					

修得単位数合計 30 単位

富山大学医の倫理に関する規則

平成18年1月19日制定 平成18年4月1日改正
 平成19年4月1日改正 平成20年4月1日改正
 平成21年4月1日改正 平成22年4月1日改正
 平成24年10月1日改正 平成26年6月24日改正
 平成27年4月1日改正 平成28年12月1日改正
 平成30年3月27日改正 令和元年9月24日改正
 令和3年6月30日改正 令和3年12月7日改正
 令和5年3月29日改正

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 倫理委員会（第2条～第4条）
- 第3章 倫理審査委員会（第5条～第7条）
- 第4章 委員会の議事等（第8条，第9条）
- 第5章 申請手続・異議申立手続・変更手続（第10条～第12条）
- 第6章 専門委員会（第13条）
- 第7章 雑則（第14条～第17条）附則

第1章 総則

（目的及び設置）

第1条 富山大学（以下「本学」という。）において行う人間を直接対象とした医学の研究及び医療行為（以下「研究等」という。）について、ヘルシンキ宣言の趣旨に沿った倫理的配慮を図るため、本学に、富山大学倫理委員会（以下「倫理委員会」という。）及び富山大学臨床・疫学研究等に関する倫理審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

第2章 倫理委員会

（所掌事項）

第2条 倫理委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 医の倫理の在り方について必要な事項の調査及び検討
 - (2) 本学で行う特定の医療行為に係る倫理基準等の制定・認定
 - (3) 医の倫理に係る広報・啓発・教育活動
 - (4) 患者の治療に直接関係のある医療行為（臨床研究及び病院臨床倫理委員会所掌事項を除く。）のうち、倫理的検討を必要とする実施計画に係る審査
 - (5) その他、本学の医の倫理に関し、学長から諮問された事項の調査及び検討
- （組織）

第3条 倫理委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 医学部長
- (2) 医学部教授会から選出された教授 4人
（基礎系1人，臨床系2人，看護系1人とする。）
- (3) 薬学部教授会から選出された教授 1人
- (4) 和漢医薬学総合研究所教授会から選出された教授 1人
- (5) 医学分野以外の学外の学識経験者 2人以上
- (6) 医学分野以外の学内の教授又は准教授（倫理委員会が必要と認めた場合）若干人
- (7) その他倫理委員会が必要と認めた者

2 前項第2号から第7号までの委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第4条 倫理委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故がある場合は、その職務を代行する。

第3章 倫理審査委員会

(所掌事項)

第5条 審査委員会は、第1条に規定する研究等に係る実施計画（第2条第4号に該当するものを除く。）及びその成果の出版・公表予定内容を倫理的・社会的観点から審査する。

(組織)

第6条 審査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 医学部教授会から選出された教授 4人
(基礎系1人、臨床系2人、看護系1人とする。)
 - (2) 薬学部教授会から選出された教授 1人
 - (3) 和漢医薬学総合研究所教授会から選出された教授 1人
 - (4) 医学分野以外の学外の学識経験者 2人以上
 - (5) 医学分野以外の学内の教授又は准教授（審査委員会が必要と認めた場合） 若干人
 - (6) その他審査委員会が必要と認めた者
- 2 前項第1号から第6号までの委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第7条 審査委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が審査の対象となる臨床研究に携わる場合又は委員長に事故がある場合は、その職務を代行する。

第4章 委員会の議事等

(議事等)

第8条 倫理委員会及び審査委員会（以下「各委員会」という。）は、委員の2分の1以上が出席し、かつ、第3条第1項第5号または第6条第1項第4号に掲げる委員が1人以上出席しなければ議事を開くことができない。

- 2 議決を要する事項（次条第1項の審査の判定を除く。）については、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決する。

(課題審査)

第9条 申請課題に係る審査の判定は、出席委員全員の合意によるものとし、次の各号に掲げる表示により行う。

- (1) 承認
 - (2) 修正した上で承認
 - (3) 条件付承認
 - (4) 不承認
 - (5) 保留(継続審査)
 - (6) 停止(研究の継続には更なる説明が必要)
 - (7) 停止(研究の継続は適当でない)
- 2 委員は、自己の申請課題に係る審査に加わることができない。
- 3 各委員会は、申請者に出席を求め、申請内容等の説明及び意見の聴取をすることができる。
- 4 審査経過及び判定は記録として保存し、原則として公表しない。ただし、各委員会が特に必要と認めた場合には、申請者及び個人の同意を得て審議経過及び結論の内容を公表することができる。

第5章 申請手続・異議申立手続・変更手続

(申請手続及び判定の通知)

第10条 審査を申請しようとする者は、倫理審査申請書に必要事項を記入し、学長に提出しなければならない。

- 2 委員長は、審議終了後速やかに、審査結果通知書により学長に報告しなければならない。
- 3 前項の通知に当たり、審査の判定結果が前条第1項第2号から第7号までの一に該当する場合には、理由等を記入しなければならない。

(異議申立手続及び判定の通知)

第11条 申請者は前条第2項の審査の判定結果に異議があるときは、異議申立書に必要事項を記入して、委員長に再度の審議を1回に限り申請することができる。

2 委員長は、審議終了後速やかに、異議申立に対する指針書により申請者に通知しなければならない。

(研究等実施計画の変更)

第12条 申請者が研究等実施計画を変更しようとするときは、遅滞なく委員長にその旨を報告するものとする。

2 委員長は、前項の変更に係る研究等実施計画について改めて審査の手続をとるものとする。

第6章 専門委員会

(専門委員会)

第13条 各委員会に、専門の事項を調査検討するため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の委員は、委員長が委嘱する。

3 委員長が、必要と認めるときは、専門委員会委員を委員会に出席させ、調査検討事項の報告を受け、又は討議に加えることができる。

4 専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第7章 雑則

(医薬品等の臨床研究及び組換えDNA実験等の取扱い)

第14条 本学附属病院において実施される医薬品等の臨床研究のうち、治験薬の取扱いについては、富山大学附属病院医薬品受託研究実施要領に定めるところによる。

2 本学において実施される生命科学領域における基礎研究等のうち、遺伝子組換え生物等の使用等の取扱いについては国立大学法人富山大学遺伝子組換え生物等使用実験安全管理規則の定めるところによる。

(委員以外の出席)

第15条 各委員会及び専門委員会の委員長が、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(事務)

第16条 委員会の事務は、杉谷地区事務部経営管理課において処理する。

(雑則)

第17条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に当たって必要な事項は各委員会が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成18年1月19日から施行する。

2 この規則施行の際、現に改正前の富山医科薬科大学医の倫理に関する規程第3条の規定により富山医科薬科大学倫理委員会委員である者は、この規則の第3条第1項の規定により選出された委員とみなす。ただし、その任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成19年10月31日までとする。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年2月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成24年8月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際、現に改正前の第3条第1項第2号から第8号により選出された第6条に規定する委員は、改正後の第6条第1項の規定により選出された委員とみなし、任期は、第6条第2項の規定にかかわらず、平成25年10月31日までとする。

附 則

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

2 この規則の施行日の前日において、医学薬学研究部教授会医学系部会及び薬学系部会から選出された倫理委員会委員及び審査委員会委員については、医学部教授会及び薬学部教授会から選出されたものとみなす。ただし、任期については、第3条第2項及び第6条第2項の規定にかかわらず、令和元年10月30日までとする。

3 令和元年11月1日に選出される倫理委員会委員及び審査委員会委員の任期は、第3条第2項及び第6条第2項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までとする。

附 則

この規則は、令和3年6月30日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年12月7日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

富山大学倫理委員会の専門委員会に関する細則

平成 18 年1月 19 日制定

平成 19 年4月 1 日改正

令和 3 年3月30日改正

第1条 この細則は、富山大学医の倫理に関する規則第13条第4項の規定に基づき、専門委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定める。

第2条 委員会は、倫理委員会委員長から付託された専門の事項について調査検討する。

第3条 委員会は、倫理委員会委員1人以上を含む本学の専任教員(助教を含む。)若干人の委員により組織する。

2 委員の任期は、倫理委員会委員長が必要と認めた期間とする。

第4条 委員会に委員長を置き、委員のうちから倫理委員会委員長が指名する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

第5条 委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ議事を開くことができない。

2 前項の出席委員のうち、1人以上は倫理委員会委員でなければならない。

第6条 委員会は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

第7条 委員会は、付託された専門の事項に係る調査検討を行った場合は、その概要及び所見を専門委員会調査検討報告書(別紙様式)により、速やかに倫理委員会委員長に報告しなければならない。

第8条 この細則の実施に関し疑義が生じたときは、倫理委員会がこれを決定する。

附 則

この細則は、平成 18 年1月 19 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 19 年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和 3 年4月1日から施行する。

(別紙様式)

専門委員会調査検討報告書

【付託事項】
【調査検討概要】
【総合所見】
富山大学倫理委員会委員長 殿 上記のとおり報告します。 年 月 日 (所属・職名) (氏 名) 専門委員会委員長 委員 委員 委員 委員 委員

国立大学法人富山大学臨床研究審査委員会規則

平成30年5月29日制定
令和3年7月26日改正

(趣旨)

第1条 この規則は、臨床研究法（平成29年法律第16号。以下「法」という。）の定めに基づき、国立大学法人富山大学（以下「本学」という。）に設置する富山大学臨床研究審査委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 本規則における用語の定義は、法及び臨床研究法施行規則（平成30年厚生労働省令第17号、以下「省令規則」という。）の定めるところによる。

(権限の委任)

第3条 国立大学法人富山大学長（以下「学長」という。）は、委員会の円滑な運営を目的として、委員会の管理運営に関する権限を富山大学附属病院長（以下「病院長」という。）に委任する。

(審査意見業務)

第4条 委員会は、特定臨床研究に関する次に掲げる業務（以下「審査意見業務」という。）を行う。

- (1) 特定臨床研究の実施に関する計画等（変更を含む。以下「実施計画等」という。）について研究責任医師（多施設共同研究の場合は研究代表医師。以下「研究責任医師等」という。）から意見を求められた場合に、臨床研究法施行規則に照らして審査を行い、倫理的及び科学的観点から実施の適否並びに実施に当たって留意すべき事項について意見を述べること。
 - (2) 特定臨床研究の実施に起因すると思われる疾病等報告及び不具合報告を受けた場合に、必要があると認めるときは、研究責任医師等に対し、当該報告に係る疾病等の原因の究明又は再発防止のために講ずべき措置について意見を述べること。
 - (3) 定期報告を受けた場合に、必要があると認めるときは、当該研究責任医師等に対し、当該報告に係る特定臨床研究の実施に当たって留意すべき事項又は改善すべき事項について意見を述べること。
 - (4) 利益相反管理基準及び利益相反管理計画について審査し、必要があると認めるときは、研究責任医師等に対し、利益相反に関する事項について意見を述べること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、必要があると認めるときは、研究責任医師等に対し、当該特定臨床研究を臨床研究実施基準に適合させるために改善すべき事項又は疾病等の発生防止のために講ずべき措置について意見を述べること。
- 2 委員会は、法第21条の規定により特定臨床研究以外の臨床研究に関する計画に係る意見を求められ、これに応じた場合は、審査意見業務に準じた業務を行うよう努めるものとする。

(組織)

第5条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。ただし、各号に掲げる者は当該各号以外の号に掲げる者を兼ねることができない。

- (1) 医学又は医療の専門家
 - (2) 臨床研究の対象者の保護及び医学又は医療分野における人権の尊重に関して理解のある法律に関する専門家又は生命倫理に関する識見を有する者
 - (3) 前2号に掲げる者以外の一般の立場の者
- 2 委員会の構成は、次に掲げる基準を満たすものとする。
- (1) 委員が5人以上であること。
 - (2) 男性及び女性がそれぞれ1人以上含まれていること。
 - (3) 同一の医療機関（当該医療機関と密接な関係を有するものを含む。）に所属している者が半数未満であること。

- (4) 本学の職員以外の者が2人以上含まれていること。
- 3 第1項各号の委員は、病院長が指名又は委嘱する。
- 4 委員の指名又は委嘱に当たっては、次の各号に掲げる者でないことを確認する。
- (1) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - (2) 法及び臨床研究法第24条第2号の国民の保健医療に関する法律等を定める政令（平成30年政令第 号）で定める法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

(任期)

- 第6条 第5条第1項に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第7条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。
- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を助け、委員長が審査意見業務の対象となる臨床研究の実施者である場合又は委員長に事故がある場合は、その職務を代行する。

(議事)

- 第8条 委員会は、次に掲げる要件を満たさなければ議事を開くことができない。
- (1) 5人以上の委員が出席していること。
 - (2) 男性及び女性の委員がそれぞれ1人以上出席していること。
 - (3) 第5条第1項各号に掲げる委員がそれぞれ1人以上出席していること。
 - (4) 同一の医療機関（当該医療機関と密接な関係を有するものを含む。）に所属している者が出席者の半数未満であること。
 - (5) 本学の職員以外の者が2人以上含まれていること。
- 2 審査意見業務の結論（以下「審査結果」という。）を得るに当たっては、出席委員全員から意見を聴いた上で、原則として、出席委員の全員一致をもって行うよう努めなければならない。ただし、委員会において議論を尽くしても、出席委員全員の意見が一致しないときは、出席委員の過半数の同意を得た意見を審査結果とすることができる。
- 3 審査結果は、承認、不承認又は継続審査のいずれかとする。
- 4 委員会は、原則として毎月1回開催する。ただし、必要があるときは、臨時に開催することができる。

(技術専門員)

- 第9条 病院長は、審査意見業務の対象となる特定臨床研究ごとに、審査意見業務の対象となる疾患領域の専門家を技術専門員に指名する。
- 2 前項に定めるもののほか、病院長は、必要に応じて審査意見業務の対象となる特定臨床研究ごとに、毒性学、薬力学、薬物動態学等の専門的な知識を有する臨床薬理学の専門家、生物統計家その他の臨床研究の特色に応じた専門家を、技術専門員に指名する。
- 3 委員会は、第4条第1項第1号に掲げる審査意見業務を行うときは、前2項の技術専門員からの評価書を確認しなければならない。
- 4 委員会は、第4条第1項第2号、第3号又は第5号に掲げる審査意見業務を行うときは、必要に応じて第1項及び第2項の技術専門員から意見を聴かなければならない。
- 5 技術専門員は、委員会に出席することを要しない。ただし、委員会が必要と認めた場合に、出席して意見を述べることを妨げない。

(審査意見業務への関与)

- 第10条 次に掲げる委員又は技術専門員は、審査意見業務に参加してはならない。ただし、第2号又は第3号に規定する委員又は技術専門員については、委員会の求めに応じて、当該委員会において意見を述べることを妨げない。
- (1) 審査意見業務の対象となる実施計画等に係る研究責任医師等

- (2) 審査意見業務の対象となる実施計画等に係る研究責任医師等と同一の医療機関の診療科に属する者又は過去1年以内に多施設で実施される共同研究(特定臨床研究に該当するもの及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第17項に規定する治験のうち、医師又は歯科医師が自ら実施するものに限る。)を実施していた者
- (3) 審査意見業務を依頼した研究責任医師等が属する医療機関の管理者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、審査意見業務を依頼した研究責任医師等又は審査意見業務の対象となる特定臨床研究に関与する医薬品等製造販売業者等と密接な関係を有している者であつて、当該審査意見業務に参加することが適切でないもの

(事前確認不要事項及び簡便審査の取扱い)

第11条 省令規則第80条第4項の業務規程に定める方法は、次項及び第3項に定めるとおりとする。

- 2 委員会が行う第4条第1項第1号に掲げる業務のうち、別表1に定める変更(審査方法が簡便審査であるものを除く。)については、委員会の事務が、当該変更が事前確認不要事項に該当することを確認することで、当該変更を承認したものとみなし、研究責任医師等に受付の押印をした「変更審査依頼書」の写しを交付する。なお、承認日は受付日とし、後日、審査結果を委員会において報告する。
- 3 委員会は、審査意見業務の対象となるものが、臨床研究の実施に重要な影響を与えないものであり、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合には、委員長のみ確認により、簡便審査を行うことができる。この場合、委員長は、後日、審査結果を委員会において報告する。
 - (1) 別表1に定める変更(審査方法が事前確認不要事項であるものを除く。)
 - (2) 委員会が簡便審査を行うことが適切であると判断した変更

(緊急審査)

第11条の2 委員会は、第4条第1項第2号又は第5号に規定する審査意見業務を行う場合であつて、臨床研究の対象者の保護の観点から緊急に当該臨床研究の中止その他の措置を講ずる必要がある場合には、委員会の開催を行うことなく委員長及び委員長が指名する1人の委員による審査意見業務を行い、結論を得ることができる。この場合において、後日、直近の委員会において結論の妥当性について審査し、再度結論を得なければならない。

(特定臨床研究の実施に係る手続)

第12条 研究責任医師等は、実施計画等を作成の上、委員会に提出しなければならない。

- 2 委員会は、前項の実施計画等を受理したときは、当該実施計画等について審査意見業務を行い、審査結果について意見を求めた研究責任医師等に対し、審査結果通知書により通知するものとする。

(報告)

第13条 委員長は、委員会の意見を速やかに病院長に報告する。

- 2 病院長は、委員会が第4条第1項第2号、第3号及び第5号の意見を述べたときは、遅滞なく、厚生労働大臣にその内容を報告しなければならない。

(委員会の活動の自由及び独立の保障)

第14条 病院長は、委員会の審査意見業務が適正かつ公正に行えるよう、その活動の自由及び独立を保障するものとする。

(審査料)

第15条 特定臨床研究に関する計画に係る審査を申請する者は、所定の期日までに別表2に定める審査に要する費用(以下「審査料」という。)を支払わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、病院長が特に認めた場合は、審査料を減免又は免除することができる。
- 3 既納の審査料は、返還しない。

(帳簿の備付け等)

第 16 条 病院長は、審査意見業務に関する事項を記録するための帳簿を備え、最終の記載の日から 5 年間保存しなければならない。

2 病院長は、委員会における審査意見業務の過程に関する記録を作成しなければならない。

3 病院長は、審査意見業務に係る実施計画等その他の審査意見業務を行うために研究責任医師等から提出された書類、前項の記録（技術専門員からの評価書を含む。）及び研究責任医師等に審査結果を通知した文書の写しを、当該実施計画等に係る特定臨床研究が終了した日から 5 年間保存しなければならない。

4 病院長は、臨床研究審査委員会の認定申請の際の申請書及びその添付書類並びにこの規則並びに委員名簿を、委員会の廃止後 5 年間保存しなければならない。

(委員等の教育又は研修)

第 17 条 病院長は、委員、技術専門員及び運営に関する事務を行う者（以下「委員等」という。）に対し、年 1 回以上、教育又は研修を受けさせなければならない。

2 病院長は、前項の教育又は研修の実施日、内容、講師及び受講者名に関する記録を整備し、受講状況を管理するものとする。

(情報の公表)

第 18 条 病院長は、研究責任医師等が、委員会に関する情報を容易に収集し、効率的に審査意見業務を依頼することができるよう、次の各号に掲げる内容を厚生労働省が整備するデータベースに記録することにより公表する。

(1) 審査料

(2) 委員会開催日

(3) 受付状況

(守秘義務)

第 19 条 委員等は、審査意見業務に関して知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。その業務に従事しなくなった後も同様とする。

(委員会の廃止)

第 20 条 病院長は、委員会を廃止するときは、あらかじめ、その旨を委員会に実施計画等を提出していた研究責任医師等に通知する。

2 前項の場合において、病院長は、委員会に実施計画等を提出していた研究責任医師等に対し、当該特定臨床研究の実施に影響を及ぼさないよう、他の認定臨床研究審査委員会を紹介するなど適切な措置を講じなければならない。

3 第 1 項の場合において、学長は、厚生労働大臣に届け出なければならない。

(相談窓口)

第 21 条 富山大学附属病院臨床研究管理センター（以下「臨床研究管理センター」という。）に、委員会に関する業務についての苦情及び問合せを受け付けるための窓口を設置する。

(事務)

第 22 条 委員会の事務は、臨床研究管理センターにおいて処理する。

2 委員会の運営に関する事務を行う者は、4 人以上とし、うち 2 人は臨床研究審査委員会等に関する業務について 1 年以上の経験年数を有する専従者とする。

(雑則)

第 23 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定めることができる。

附 則
この規則は、平成 30 年 5 月 29 日から施行する。

附 則
この規則は、令和 3 年 7 月 26 日から施行する。

別表1 (第11条関係) 事前確認不要事項及び簡便審査の取扱い

実施計画等に係る変更において、各事項と審査方法については次に示す通りとする。

審査方法：(事) 事前確認不要事項

(簡) 簡便審査

(1) 実施計画等について

以下の変更において研究計画書、説明同意文書等の変更を伴う場合は、簡便審査にて審査を行うことができる。

事前確認不要事項のうち*印は実施計画事項軽微変更届出書(様式第三)を提出。それ以外は実施計画事項変更届出書(様式第二)を提出。

	変更内容	審査方法
1	特定臨床研究に従事する者の氏名及び連絡先の変更であって、特定臨床研究に従事する者の変更を伴わない場合	(事) *
2	地域の名称の変更又は地番の変更	(事) *
3	研究計画書から読み取れる実施計画等の誤記	(事)
4	漢字、読み仮名等の誤記	(事)
5	実施医療機関の管理者及びその許可の有無	(事)
6	第1症例登録日の追加	(事)
7	進捗状況の変更(募集前→募集中、募集中→募集終了の変更)	(事)
8	契約締結日の追加	(事)
9	e-Rad 番号の変更	(事)
10	認定臨床研究審査委員会の承認日	(事)
11	JRCT (Japan Registry of Clinical Trials) のシステム変更に伴う修正事項	(事)
12	研究代表医師(単施設研究の場合は研究責任医師)の組織改編や人事異動による所属、役職や連絡先の変更	(簡)
13	研究代表医師・研究責任医師以外の研究を総括する者の組織改編や人事異動による所属、役職や連絡先の変更	(簡)
14	統計解析担当者の組織改編や人事異動による所属、役職や連絡先の変更	(事)
15	多施設共同研究における各機関の研究責任医師の組織改編や人事異動による所属、役職や連絡先の変更	(事)
16	データマネジメント担当機関、モニタリング担当機関、監査担当機関、研究・開発計画支援担当機関、調整・管理実務担当機関の担当責任者又は担当者並びにそれらの所属、役職や連絡先の変更	(事)

(2) 研究分担医師リストについて

	変更内容	審査方法
1	組織改編や人事異動による、所属部署や役職等の名称の変更	(簡)
2	研究分担医師の削除のみの変更	(簡)

別表2 (第15条関係)

(審査料表)

審査区分	金額 (税込)	
新規課題審査 (疾病等報告含む)		126,000 円
	上記以外	403,000 円
継続課題審査 (疾病等報告、定期報告含む)	研究責任医師等が 本学職員	120,000 円
	上記以外	220,000 円
経過措置にかかる再審査	50,000 円	

富山大学人を対象とし医療を目的としない研究の倫理に関する規則

平成27年12月17日制定

平成29年12月11日改正

平成30年3月27日改正

令和元年9月24日改正

令和5年2月22日改正

令和5年3月29日改正

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 委員会（第2条～第4条）

第3章 委員会の議事等（第5条～第7条）

第4章 申請手続・異議申立手続・変更手続（第8条～第10条）

第5章 雑則（第11条～第13条）

第1章 総則

（目的及び設置）

第1条 富山大学（以下「本学」という。）において行う人を対象とする研究（医療を目的とした研究を除く。以下「研究」という。）についてヘルシンキ宣言の趣旨に沿った倫理的配慮を図るため、本学に、富山大学人を対象とし医療を目的としない研究倫理審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2章 委員会

（所掌事項）

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

（1）倫理的・社会的観点からの研究の実施計画及びその成果の出版・公表予定内容の審査

（2）その他前号の審査に必要な事項

（組織）

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

（1）学部の教授又は准教授 各1人

（2）学外の学識経験者 若干人

（3）その他委員会が必要と認めた者

2 前項第1号から第3号までの委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行

第3章 委員会の議事等

(議事等)

第5条 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ議事を開くことができない。

2 議決を要する事項（次条第1項の審査の判定を除く。）については、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決する。

(課題審査)

第6条 申請課題に係る審査の判定は、出席委員全員の合意によるものとし、次の各号に掲げる表示により行う。

- (1) 非該当
- (2) 承認
- (3) 条件付承認
- (4) 変更の勧告
- (5) 不承認

2 委員は、自己の申請課題に係る審査に加わることができない。

3 委員会は、申請者に出席を求め、申請内容等の説明及び意見の聴取をすることができる。

4 審査経過及び判定は記録として保存し、原則として公表しない。ただし、委員会が特に必要と認めた場合には、申請者及び当該研究の実施に携わる者の同意を得て審議経過及び結論の内容を公表することができる。

(迅速審査)

第7条 委員会は、次の各号に掲げるいずれかに該当する審査について、委員会が指名する委員による審査（以下「迅速審査」という。）を行い、意見を述べることができる。迅速審査の結果は委員会の意見として取り扱うものとし、当該審査結果は全ての委員に報告しなければならない。

- (1) 他の研究機関と共同して実施される研究であって、既に当該研究の全体について共同研究機関において倫理審査委員会の審査を受け、その実施について適当である旨の意見を得ている場合の審査
- (2) 研究計画書の軽微な変更に関する審査
- (3) 侵襲を伴わない研究であって介入を行わないものに関する審査
- (4) 軽微な侵襲を伴う研究であって介入を行わないものに関する審査
- (5) その他委員長が認めた審査

2 前項の審査については、別に定める。

第4章 申請手続・異議申立手続・変更手続

(申請手続及び判定の通知)

第8条 審査を申請しようとする者は、倫理審査申請書に必要事項を記入し、学長（附属病院における研究に関しては附属病院長。以下「学長等」という。）に提出しな

なければならない。

- 2 学長等は、前項の審議を委員長に付託する。
- 3 委員長は、審議終了後速やかに、審査結果通知書により学長等に報告し、学長等は、申請者に結果を通知しなければならない。
- 4 前項の通知に当たり、審査の判定結果が第6条第1項第3号から第5号までの一に該当する場合は、その理由を付さなければならない。

(異議申立手続及び判定の通知)

第9条 申請者は、前条第3項の審査の判定結果に異議があるときは、異議申立書に必要事項を記入し、学長等に再度の審議を1回に限り申請することができる。

- 2 学長等は、前項の審議を委員長に付託する。
- 3 委員長は、審議終了後速やかに学長等に報告し、学長等は、申請者に結果を通知しなければならない。

(研究の実施計画の変更)

第10条 申請者が研究の実施計画を変更しようとするときは、遅滞なく学長等に報告するものとする。

- 2 学長等は、前項の変更に係る研究の実施計画について改めて審査の手続をとるものとする。

第5章 雑則

(委員以外の出席)

第11条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(事務)

第12条 委員会の事務は、研究推進部研究振興課において処理する。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に当たって必要な事項は委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年12月17日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成29年12月11日から施行する。
- 2 この規則の施行日において委員である者の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず平成30年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年2月22日から施行する。

附 則

この規則は, 令和5年4月1日から施行する。

国立大学法人富山大学動物実験取扱規則

平成19年10月1日制定
 平成19年11月15日改正
 平成20年4月1日改正
 平成21年4月1日改正
 平成24年10月1日改正
 平成26年6月24日改正
 平成27年4月1日改正
 平成30年3月27日改正
 令和元年9月24日改正
 令和4年8月24日改正
 令和5年3月29日改正

目次

- 第1章 総則（第1条～第3条）
- 第2章 適用範囲（第4条）
- 第3章 組織（第5条～第13条）
- 第4章 動物実験等の実施（第14条～第17条）
- 第5章 施設等（第18条～第23条）
- 第6章 実験動物の飼養及び保管（第24条～第32条）
- 第7章 安全管理（第33条・第34条）
- 第8章 教育訓練（第35条）
- 第9章 自己点検・評価及び検証（第36条）
- 第10章 情報公開（第37条）
- 第11章 補足（第38条～第41条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）（以下「法」という。）及び実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号）（以下「飼養保管基準」という。）に基づき、研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年6月文部科学省策定）（以下「基本指針」という。）を踏まえ、日本学術会議が作成した「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（平成18年6月）」（以下「ガイドライン」という。）を参考に、科学的観点、動物愛護の観点及び環境保全の観点並びに動物実験等を行う教職員・学生等の安全確保の観点から、国立大学法人富山大学（以下「本学」という。）における動物実験等を適正に行うため、必要な事項を定めるものとする。

2 本学における動物実験等については、法、その他の法令等に定めがあるもののほか、この規則の定めるところによるものとする。

（基本原則）

第2条 動物実験等の実施に当たっては、法及び飼養保管基準に則し、動物実験等の原則

である代替法の利用（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用することをいう。）、使用数の削減（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により実験動物を適切に利用することに配慮することをいう。）及び苦痛の軽減（科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によってしなければならないことをいう。）の3R（Replacement, Reduction, Refinement）に基づき、適正に実施しなければならない。

（定義）

第3条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 動物実験等 第5号に規定する実験動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。
- （2） 飼養保管施設 実験動物を恒常的に飼養若しくは保管又は動物実験等を行う施設・設備をいう。
- （3） 実験室 実験動物に実験操作（48時間以内の一時的保管を含む。）を行う動物実験室をいう。
- （4） 施設等 飼養保管施設及び実験室をいう。
- （5） 実験動物 動物実験等の利用に供するため、施設等で飼養又は保管している哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物（施設等に導入するために輸送中のものを含む。）をいう。
- （6） 動物実験計画 動物実験等の実施に関する計画をいう。
- （7） 動物実験実施者 動物実験等を実施する者をいう。
- （8） 動物実験責任者 動物実験実施者のうち、動物実験等の実施に関する業務を統括する者をいう。
- （9） 管理者 学長の命を受け、実験動物及び施設等を管理する者（部局長、センター長、分野長など）をいう。
- （10） 実験動物管理者 管理者を補佐し、実験動物に関する知識及び経験を有する実験動物の管理を担当する者（専任教員など）をいう。
- （11） 飼養者 実験動物管理者又は動物実験実施者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。
- （12） 管理者等 学長、管理者、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者をいう。
- （13） 指針等 動物実験等に関して行政機関の定める基本指針及びガイドラインをいう。

第2章 適用範囲

（適用範囲）

第4条 この規則は、本学において実施される全ての動物実験等に適用する。

- 2 動物実験責任者は、動物実験等の実施を本学以外の機関に委託等する場合、委託先において基本指針又は他省庁の定める動物実験等に関する基本指針に基づき、動物実験等が実施されることを確認しなければならない。

第3章 組織

(組織)

第5条 学長は、動物実験計画の承認、実施状況及び結果の把握、飼養保管施設及び実験室の承認、教育訓練、自己点検・評価、情報公開、その他動物実験等の適正な実施に関して報告又は助言を行う組織として、動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 学長が指名した理事は、本学における動物実験等の取扱いに関し学長を補佐し、必要に応じて学長の職務を代行する。

(審議事項)

第6条 委員会は、次の事項を審議又は調査し、学長に報告又は助言する。

- (1) 動物実験計画が指針等及び本規則に適合していること。
- (2) 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること。
- (3) 施設等及び実験動物の飼養保管状況に関すること。
- (4) 動物実験及び実験動物の適正な取扱い並びに関係法令等に関する教育訓練の内容又は体制に関すること。
- (5) 自己点検・評価に関すること。
- (6) その他動物実験等の適正な実施のための必要事項

(構成)

第7条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 理学部及び工学部から選出された教員 各1人
- (2) 医学部及び薬学部から選出された教員 各1人
- (3) 和漢医薬学総合研究所から選出された教員 1人
- (4) 附属病院から選出された教員 1人
- (5) 教育学部から選出された人文・社会科学系の教員 1人
- (6) 研究推進機構研究推進総合支援センター生命科学先端研究支援ユニット動物実験施設長
- (7) 研究推進機構研究推進総合支援センター生命科学先端研究支援ユニットの業務に従事する教員の中から学長が指名した者 1人
- (8) 動物実験を行わない教員の中から学長が指名した者 1人
- (9) 動物に関し専門的な知識を有する学外者で学長が委嘱した者 1人

(委員長等)

第8条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(任期)

第9条 第7条の委員（同条第6号の委員を除く。）の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議事)

第10条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員は、自らが動物実験責任者となる動物実験計画の審議には加わらないものとする。

(秘密の保持)

第11条 委員は、動物実験計画に関して知り得た情報を関係者以外に漏洩してはならない。

(委員以外の者の出席)

第12条 委員会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(事務)

第13条 委員会に関する事務は、研究推進部研究振興課が行う。

第4章 動物実験等の実施

(動物実験計画の立案及び審査の手続き)

第14条 動物実験責任者は、動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する観点から、次に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案し、委員会が別に定める動物実験計画書を所属する部局等の長を経て学長に提出しなければならない。

- (1) 研究の目的、意義及び必要性
- (2) 代替法を考慮して、実験動物を適切に利用すること。
- (3) 実験動物の使用数削減のため、動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度と再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮すること。
- (4) 苦痛の軽減により動物実験等を適切に行うこと。
- (5) 苦痛度の高い動物実験等、例えば、致死的な毒性試験、感染実験、放射線照射実験等を行う場合は、動物実験等を計画する段階で人道的エンドポイント（実験動物を激しい苦痛から解放するための実験を打ち切るタイミング）の設定を検討すること。

2 学長は、動物実験責任者から動物実験計画書の提出を受けたときは、委員会に審査を付議し、その結果を当該動物実験責任者の所属する部局等の長を経て、当該動物実験責任者に通知する。

3 動物実験責任者は、動物実験計画について学長の承認を得た後でなければ、実験を行うことができない。

(実験計画の変更又は追加の申請)

第15条 動物実験責任者は、承認を受けた動物実験計画に変更又は追加の必要が生じたときは、委員会が別に定める動物実験計画（変更・追加）承認申請書を部局等の長を経て学長に提出し、学長の承認を得た後でなければ、変更又は追加の実験を行うことができない。

(実験計画の終了又は中止の報告)

第16条 動物実験責任者は、実験を終了又は中止したときは、委員会が別に定める動物実験（終了・中止）報告書及び動物実験結果報告書を部局等の長を経て学長に提出しなければならない。

(実験操作)

第17条 動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たって、法、飼養保管基準、指針等に則するとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 適切に維持管理された施設等において動物実験等を行うこと。
- (2) 動物実験計画書に記載された事項及び次に掲げる事項
 - イ 適切な麻酔薬、鎮痛薬等の利用
 - ロ 実験の終了の時期（人道上エンドポイントを含む。）の配慮

- ハ 適切な術後管理
 - ニ 適切な安楽死の選択
- (3) 安全管理に注意を払うべき実験（物理的，化学的に危険な材料，病原体及び遺伝子組換え動物等を用いる実験）については，関係法令等及び本学における関連する規則等に従うこと。
 - (4) 前号に定める実験を行う場合は，安全のための適切な施設や設備を確保すること。
 - (5) 実験実施に先立ち必要な実験手技等の習得に努めること。
 - (6) 侵襲性の高い大規模な存命手術に当たっては，経験等を有する者の指導下で行うこと。

第5章 施設等

(飼養保管施設の設置)

第18条 管理者は，飼養保管施設を設置（変更を含む。）する場合は，委員会が別に定める飼養保管施設設置承認申請書を部局等の長を経て学長に提出し，学長の承認を得なければならない。

2 学長は，申請された飼養保管施設を委員会に調査させ，その助言により，承認または非承認を決定する。

3 飼養保管施設の管理者は，学長の承認を得た飼養保管施設でなければ，当該飼養保管施設での飼養若しくは保管又は動物実験等を行うことができない。

(飼養保管施設の要件)

第19条 飼養保管施設は，以下の要件を満たさなければならない。

- (1) 適切な温度，湿度，換気，明るさ等を保つことができる構造等とすること。
- (2) 動物種や飼養保管数等に応じた飼育設備を有すること。
- (3) 床や内壁などが清掃，消毒等が容易な構造で，器材の洗浄や消毒等を行う衛生設備を有すること。
- (4) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有すること。
- (5) 臭気，騒音，廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。
- (6) 動物実験管理者がおかれていること。

(実験室の設置)

第20条 管理者は，飼養保管施設以外において，実験室を設置（変更を含む。）する場合，委員会が別に定める実験室設置承認申請書を部局等の長を経て学長に提出し，学長の承認を得なければならない。

2 学長は，申請された実験室を委員会に調査させ，その助言により，承認又は非承認を決定する。

3 実験室の管理者は，学長の承認を得た実験室でなければ，当該実験室での動物実験等（48時間以内の一時的保管を含む。）を行うことができない。

(実験室の要件)

第21条 実験室は，以下の要件を満たさなければならない。

- (1) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有し，実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。
- (2) 排泄物や血液等による汚染に対して清掃や消毒が容易な構造であること。

(3) 常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。

(施設等の維持管理及び改善)

第22条 管理者は、実験動物の適正な管理並びに動物実験等の遂行に必要な施設等の維持管理及び改善に努めなければならない。

(施設等の廃止)

第23条 管理者は、施設等を廃止する場合、委員会が別に定める施設等廃止届を部局等の長を経て学長に届け出なければならない。

2 施設等を廃止する場合には、管理者は、必要に応じて、動物実験責任者と協力し、飼養保管中の実験動物を他の飼養保管施設に譲り渡すよう努めなければならない。

第6章 実験動物の飼養及び保管

(マニュアルの作成と周知)

第24条 管理者及び実験動物管理者は、飼養保管のマニュアルを定め、動物実験実施者及び飼養者に周知しなければならない。

(実験動物の健康及び安全の保持)

第25条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努めなければならない。

(実験動物の導入)

第26条 管理者は、実験動物の導入に当たり、関連法令や指針等に基づき適正に管理されている機関より導入しなければならない。

2 実験動物管理者は、実験動物の導入に当たり、適切な検疫、隔離飼育等を行わなければならない。

3 実験動物管理者は、実験動物の飼養環境への順化・順応を図るための必要な措置を講じなければならない。

(給餌及び給水)

第27条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物の生理、生態、習性等に応じて、適切に給餌及び給水を行わなければならない。

(健康管理)

第28条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験目的以外の傷害や疾病を予防するため、実験動物に必要な健康管理を行わなければならない。

2 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験目的以外の傷害や疾病にかかった場合、実験動物に適切な治療等を行わなければならない。

(異種又は複数動物の飼育)

第29条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養、保管する場合、その組み合わせを考慮した収容を行わなければならない。

(記録の保存及び報告)

第30条 管理者等は、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録を整備、保存しなければならない。

2 管理者は、年度ごとに飼養保管した実験動物の種類と数等について、学長に報告しなければならない。

(譲渡等の際の情報提供)

第31条 管理者等は、実験動物の譲渡に当たり、その特性、飼養保管の方法、感染性疾病等に関する情報を譲渡先に提供しなければならない。

(輸送)

第32条 管理者等は、実験動物の輸送に当たり、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の確保並びに人への危害防止に努めなければならない。

第7章 安全管理

(危害防止)

第33条 管理者は、逸走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定めなければならない。

2 管理者は、人に危害を加える等の恐れのある実験動物が施設等の外に逸走した場合には、速やかに関係機関へ連絡しなければならない。

3 管理者は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者の実験動物由来の感染症及び実験動物による咬傷等に対して、予防及び発生時の必要な措置を講じなければならない。

4 管理者は、毒へび等の有毒動物の飼養又は保管をする場合は、人への危害の発生の防止のため、飼養保管基準に基づき必要な事項を別途定めなければならない。

5 管理者は、実験動物の飼養や動物実験等の実施に関係のない者が実験動物等に接触しないよう、必要な措置を講じなければならない。

(緊急時の対応)

第34条 管理者は、地震、火災等の緊急時に執るべき措置の計画をあらかじめ作成し、関係者に対して周知を図らなければならない。

2 管理者は、緊急事態発生時において、実験動物の保護、実験動物の逸走による危害防止に努めなければならない。

第8章 教育訓練

(教育訓練)

第35条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、次に掲げる事項に関する所定の教育訓練を受けなければならない。

(1) 関連法令、指針等、本学の定める規定等

(2) 動物実験等の方法に関する基本的事項

(3) 実験動物の飼養保管に関する基本的事項

(4) 安全確保及び安全管理に関する事項

(5) その他、適切な動物実験等の実施に関する事項

2 管理者は、教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名の記録を保存しなければならない。

第9章 自己点検・評価及び検証

(自己点検・評価及び検証)

第36条 学長は、委員会に基本指針への適合性に関する自己点検・評価を行わせるものとする。

2 委員会は、動物実験等の実施状況等に関する自己点検・評価を行い、その結果を学長に報告しなければならない。

- 3 委員会は、管理者、動物実験実施者、動物実験責任者、実験動物管理者並びに飼養者等に、自己点検・評価のための資料を提出させることができる。
- 4 学長は、自己点検・評価の結果について、学外の者による検証を受けるよう努めるものとする。

第10章 情報公開

(情報公開)

第37条 学長は、次に掲げる本学における動物実験等に関する情報を毎年1回程度公表する。

- (1) 動物実験等に関する規則
- (2) 実験動物の飼養保管状況
- (3) 自己点検・評価及び検証の結果の公開方法等

第11章 補足

(準用)

第38条 第3条第5号に定める実験動物以外の動物を使用する動物実験等については、飼養保管基準の趣旨に沿って行うよう努めるものとする。

(適用除外)

第39条 畜産に関する飼養管理の教育若しくは試験研究又は畜産に関する育種改良を目的とした実験動物（一般に、産業用家畜と見なされる動物種に限る。）の飼養若しくは保管及び生態の観察を行うことを目的とした実験動物の飼養又は保管については、第27条、第28条、第30条、第33条及び第34条を除き本規則を適用しない。

(部分開示)

第40条 動物実験計画書は、開示請求があった場合、全面開示を原則とするが、やむを得ない理由により部分開示を求める場合には、動物実験責任者は、動物実験計画書提出時に開示しない箇所及びその理由を付して申し出ることとする。

(雑則)

第41条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。

2 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 国立大学法人富山大学動物実験取扱規則（平成17年10月1日制定）
- (2) 国立大学法人富山大学動物実験委員会規則（平成17年10月1日制定）
- (3) 国立大学法人富山大学動物実験委員会五福キャンパス専門部会要項（平成17年10月1日制定）
- (4) 国立大学法人富山大学動物実験委員会杉谷キャンパス専門部会要項（平成17年10月1日制定）

附 則

この規則は、平成19年11月15日から施行し、平成19年10月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、令和4年8月24日から施行する。

2 この規則の施行日の前日において、人間発達科学部から選出された委員であった者は、この規則により教育学部から選出されたものとみなす。ただし、任期については、第9条の規定にかかわらず、令和5年9月30日までとする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

国立大学法人富山大学病原体等安全管理規則

平成23年11月29日制定
平成24年4月1日改正
平成26年5月15日改正
平成26年7月8日改正
令和4年3月30日改正

目次

- 第1章 総則（第1条～第2条）
 - 第2章 安全管理体制（第3条～第9条）
 - 第3章 安全管理基準（第10条～第23条）
 - 第4章 健康管理（第24条～第28条）
 - 第5章 遵守義務と禁止等の措置（第29条～第30条）
 - 第6章 感染症発生予防（第31条）
 - 第7章 雑則（第32条～第33条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、国立大学法人富山大学（以下「本学」という。）において取り扱う病原体等の安全管理について定めることにより、本学における病原体等に起因して発生するばく露及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号、以下「感染症法」という。）に規定する事故の未然防止を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 病原体等 ヒト若しくは動物の生体内に入った場合にヒト若しくは動物を発病させ、又は死亡させるものであって、ウイルス、細菌、真菌、原虫、寄生虫等の生物、プリオン、及び前記の生物によって産生される毒素（人工的に合成された物質で、その構造式がいずれかの毒素の構造式と同一であるものを含む。）をいう。ヒト若しくは動物に接種することを目的に使用されるワクチンについては、その目的に使用する場合は除外するものとする。
- (2) 特定病原体等 感染症法で規定する一種病原体等、二種病原体等、三種病原体等及び四種病原体等をいう。
- (3) 安全管理 病原体等へのばく露等を予防すること（バイオセーフティ）及び病原体

等の紛失，盗難，濫用・悪用等を防止すること（バイオセキュリティ）をいう。

- (4) 職員等 本学の職員，学生及び大学院生等で本学において病原体等を取り扱う者，管理区域に立入る者，その他病原体等に係わる業務等に従事する者をいう。
- (5) 病原体等取扱者 病原体等を研究，教育，診療の目的で取り扱う者をいう。
- (6) 病原体等取扱責任者 病原体等取扱者のうち，病原体等取扱実験又は検査の実施に関する業務を統括する者をいう。
- (7) 病原体等取扱主任者 学長が任命し，感染症法が定める特定病原体等を含む病原体等の本学における安全管理を行う者をいう。
- (8) 病原体等取扱副主任者 学長が任命し，本学環境衛生マネジメント規則で定める各事業場のうち病原体等を取り扱う事業場における病原体等の安全管理を行い，本学病原体等取扱主任者を補佐する者をいう。
- (9) 実験室管理者 病原体等を取扱う実験室を管理する者をいう。
- (10) 病原体等取扱実験室 別表1に定める病原体等を取扱う実験室をいう。
- (11) 病原体等取扱検査室 附属病院内において別表1に定める病原体等を取扱う検査室をいう。

第2章 安全管理体制

(学長の責務)

第3条 学長は，病原体等の取扱いに関して「届出」及び「申請」の受理又は承認，実施状況及び結果の把握，施設等の認可，「教育訓練」及び「健康管理」等を行う。

2 学長は，特定病原体等の所持者として，感染症法に基づき，次に掲げる任務を行うものとする。

- (1) 特定病原体等の所持に係る「許可申請」及び「届出」
- (2) 「病原体等安全管理規則」（「感染症発生予防規程」を含む）の見直し及び届出
- (3) 「病原体等取扱主任者」の選任及び届出並びに「病原体等取扱副主任者」の選任
- (4) 特定病原体等を取り扱う者に対する「教育訓練」の実施
- (5) 特定病原体等の保管，使用，滅菌等に関する事項及び感染症の発生の予防及びまん延の防止に関し必要な事項の「記帳」の義務化
- (6) 滅菌譲渡義務者として「滅菌等」の実施
- (7)
- (8) 事故発生時（盗取，所在不明等）の「事故届」の届出
- (9) 災害時の応急措置

(病原体等安全管理区域)

第4条 病原体等安全管理区域（以下「管理区域」という。）とは，病原体等取扱実験室，

病原体等取扱検査室及びその他病原体等の安全管理に必要な区域をいう。この場合において、管理区域には、病原体等取扱実験室、病原体等取扱検査室の監視に係わる区域、空調及び排水に係わる設備区域及び病原体等を保管または滅菌する区域（以下「実験室等」という。）が含まれる。

- 2 前項の管理区域の安全性を確保するため、立入りの制限、病原体等の保管、使用、運搬及び滅菌、記帳の義務、関連情報等に関しては、別に定める病原体等安全管理区域運営基準を満たさなければならない。

（病原体等取扱主任者及び病原体等取扱副主任者）

第5条 病原体等取扱主任者（以下「主任者」という。）は、感染症の発生の予防及びまん延の防止について監督し、立入検査等の立会い及び職員等への教育訓練等その職務を遂行する。

- 2 病原体等取扱副主任者（以下「副主任者」という。）は、各事業場において、感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等取扱申請及び届出等（様式1～12）についての取りまとめを行い、主任者を補佐しなければならない。

（病原体等取扱責任者）

第6条 病原体等取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）は、第20条で定める教育訓練を必ず受講しなければならない。

- 2 取扱責任者は、病原体等の適切な取扱い等を病原体等取扱者（以下「取扱者」という。）に遵守させなければならない。
- 3 取扱責任者は、主任者の指示に従わなければならない。
- 4 取扱責任者は、管理区域内で行われる実験又は検査等の業務の調整と統括を行わなければならない。
- 5 取扱責任者は、第24条に定める定期の健康診断を受診しなければならない。

（病原体等取扱者）

第7条 取扱者は、取り扱う病原体等に関し、その本質、人体に対する病原性、実験中に起こり得るバイオハザードの範囲及び安全な取扱い方法並びに実験室等の構造、使用方法及び事故発生などの緊急時処置等について、十分な知識を有し、かつ技術的修練を積まなければならない。

- 2 取扱者は、第20条に定める教育訓練を受講しなければならない。ただし、カリキュラムの学生実習等において、教育訓練受講前に病原体等を取り扱う必要のある場合は、取扱責任者の監督・指導の下で取り扱わなければならない。
- 3 取扱者は、第24条に定める定期の健康診断を受診しなければならない。

（実験室管理者）

第8条 実験室管理者は、病原体等を取扱う実験室等の設置基準、構造及び使用方法について十分な知識を有し、実験室の設置申請及び安全管理について行わなければならない。

（委員会の設置）

第9条 学長は、本規則の適正な実施に関して報告または助言を行う組織として富山大学病原体等安全管理委員会（以下「管理委員会」という。）を設置する。

2 管理委員会に関して必要な事項は、別に定める。

第3章 安全管理基準

（病原体等の取扱い基準及び分類）

第10条 病原体等の取扱いに係わる基準は、別表2から別表4に定める。

2 病原体等のバイオセーフティレベル（以下「BSL」という。）の分類は、別表1に定める。

3 病原体等を用いた動物実験のバイオセーフティレベル（以下「ABSL」という。）の分類は、別に定める。

4 病原体等のリスクによる分類・評価項目は別表1に定める。

5 学長は、病原体等のBSL分類及びABSL分類を変更する必要がある場合、管理委員会に諮り、実験方法及び取扱いの量等により当該病原体等の取扱い分類を別に決定する。

（特定病原体等の分類）

第11条 感染症法に基づいて、特定病原体等の分類を別表1に定める。

2 本学では、一種病原体等を所持してはならない。二種病原体等の所持には厚生労働大臣への許可申請が必要である。三種病原体等の取扱いは所持後7日以内の厚生労働大臣への届出が必要である。四種病原体等は許可申請及び届出は不要であるが、施設の基準、保管、使用、運搬、滅菌等の基準の遵守が求められる。

（実験室等の安全設備及び運営に関する基準等）

第12条 実験室管理者は、病原体等の取扱いにおいて、実験室又は検査室を設置する場合は、学長に申請して承認を得なければならない。

2 病原体等を取り扱う実験室等は、別に定める基準に従って必要な設備を備え、運営しなければならない。

3 特定病原体等の保管、使用又は滅菌等を行う実験室等は、感染症法施行規則の定める施設の基準を満たし、かつ保管、使用又は滅菌等の基準に従って運営しなければならない。

4 実験室管理者は、病原体等（特定病原体等を含む）を取り扱う実験室等としての使用を終了するときは、学長に届出なければならない。

5 事故（盗取、所在不明等）等のために、職員等以外の者が立入る必要がある場合は、管理委員会に予め申出て、その指示に従わなければならない。

6 前5号に規定する以外に立入る必要がある場合は、実験室管理者及び取扱責任者の指示に従わなければならない。

（病原体等の取扱い、分与・譲渡、滅菌廃棄の手続き）

第13条 本学ではBSL4の病原体等の所持及び取扱いはできないものとする。

- 2 取扱責任者は、BSL 1 及びBSL 2のうち病原体等（特定病原体等及び監視伝染病病原体を除く。）を保管して実験を行うときは、学長に届出なければならない。（様式12）
- 3 取扱責任者は、BSL 3のうち、病原体等（特定病原体等及び監視伝染病病原体を除く。）を新たに保管して実験を行おうとするときは、予め学長に申請して承認を得なければならない。（様式9）
- 4 取扱責任者は、BSL 3のうち、病原体等（特定病原体等及び監視伝染病病原体を除く。）を本学以外の機関に分与若しくは譲渡するときは、予め学長に申請して承認を得なければならない。（様式10）
- 5 取扱責任者は、BSL 3のうち、病原体等（特定病原体等及び監視伝染病病原体を除く。）を滅菌して廃棄するときは、学長に届出なければならない。（様式11）
- 6 取扱責任者は、病原体等（特定病原体等及び監視伝染病病原体を除く。）の保有状況について、毎年、学長に報告しなければならない。

（特定病原体等及び監視伝染病病原体の取扱い、分与・譲渡、滅菌廃棄の手続き）

第14条 本学では一種病原体等の所持及び取扱いはできないものとする。

- 2 取扱責任者は、特定病原体等及び監視伝染病病原体を新たに保管して実験を行おうとするときは、予め学長に申請して承認を得なければならない。（様式3，様式6）
- 3 取扱責任者は、特定病原体等及び監視伝染病病原体の本学以外の機関へ分与若しくは譲渡するときは、予め学長に申請して承認を得なければならない。（様式4，様式7）
- 4 取扱責任者は、特定病原体等及び監視伝染病病原体を滅菌して廃棄するときは、予め学長に届出なければならない。（様式5，様式8）
- 5 取扱責任者は、第2項の申請事項に変更の必要が生じた場合は、新たに申請しなければならない。
- 6 取扱責任者は、第2項から第4項までの特定病原体等及び監視伝染病病原体の保有状況について、毎年、学長に報告しなければならない。
- 7 学長は、第2項から第5項に関する承認をした場合、感染症法及び家畜伝染病予防法に基づく手続きを遅滞なく行わなければならない。

（病原体等の運搬の制限等）

第15条 取扱責任者は、二種病原体等又は三種病原体等の事業所外への運搬については、国家公安委員会規則に基づき、公安委員会（管轄の富山県警察本部生活安全企画課）に「届出対象病原体等運搬届出書」を提出し、「届出対象病原体等運搬証明書」の交付を受けなければならない。

- 2 取扱責任者は、厚生労働省告示による特定病原体等、BSL 2 及びBSL 3の病原体等を事業所外へ運搬する時は容器包装等の基準を遵守しなければならない。
- 3 取扱責任者は、特定病原体等、BSL 2 及びBSL 3の病原体等を事業所外へ運搬する時は取扱方法や交通事故や火災の発生の時の措置等の留意事項を記載した書類を携行しなければならない。（別表6，別表7）

(バイオハザード標識の表示)

第16条 特定病原体等，BSL 2及びBSL 3の病原体等を取扱う管理区域の出入口には厚生労働大臣が指定する国際バイオハザード標識（以下「バイオハザード標識」という。）を表示しなければならない。

2 特定病原体等，BSL 2及びBSL 3の病原体等を取扱う実験室等及び保管施設の出入口にバイオハザード標識を表示しなければならない。

(取扱い病原体等の滅菌等の処置)

第17条 取扱責任者は，BSL 2及びBSL 3の病原体等（これらに汚染されたおそれのある物品を含む。次項において同じ。）の廃棄にあたっては，当該病原体に最も有効な滅菌等（滅菌及び無害化）の方法に従って処置しなければならない。

(記帳)

第18条 学長は，特定病原体等について受入れ又は払出し，保管，使用及び滅菌等に関する事項の帳簿を整え，実験室等への入退室等，施設の点検，教育訓練の実施等の事項について記帳し，それを5年間保存しなければならない。（別表8）

(情報管理)

第19条 学長は，各様式(様式1～様式12)で提出した病原体等の情報セキュリティ管理を適切に行わなければならない。

2 電子媒体に保存する場合には，データが勝手に修正又は，外部からの不正アクセス等により改ざんされたり，更には不注意で削除してしまったりする等のないように管理を行わなければならない。

(教育訓練)

第20条 学長は，職員等を対象として，病原体等の安全管理に必要な知識及び技術の向上を図り，安全管理に係る社会的責任を周知させるために，教育訓練を毎年実施しなければならない。

2 カリキュラムの中で行われる実習等のための教育訓練は教科担当の教員等による教育訓練をもって代えるものとする。

(ばく露と対応)

第21条 次に掲げる場合は，これをばく露として取り扱うものとする。

- (1) 外傷，吸入，粘膜ばく露等により，BSL 2及びBSL 3の病原体等が職員等の体内に入ったおそれのある場合
- (2) 実験室等内の安全設備の機能に重大な異常が発見された場合
- (3) BSL 2及びBSL 3の病原体等により，実験室等内が広範に汚染された場合
- (4) 職員等の健康診断の結果，管理区域内で取り扱う病原体等によると疑われる異常が認められた場合

2 前項のばく露を発見した者は，速やかに管理委員会に連絡するとともに学長に報告しなければならない。

3 学長は、前項の報告を受けたときは、管理委員会の助言を得て、直ちに適切な措置を講じなければならない。

(事故と対応)

第22条 特定病原体等の盗取、所在不明等は感染症法で規定する「事故」とし、事故を発見した者は、直ちに管理委員会に連絡するとともに学長に報告しなければならない。

2 学長は、前項の報告を受けたときは、遅滞なく警察署等に届出なければならない。

(災害時の応急措置)

第23条 学長は、地震又は火災等による災害が発生し、病原体等の安全管理に関して、この規則の定めによることができないと認めたときは、感染症法で定める災害時の応急措置を講じなければならない。なお、必要に応じて国立大学法人富山大学危機管理規則に基づく危機対策本部を設置するものとする。

第4章 健康管理

(定期の健康診断及び血清保存)

第24条 学長は、職員等の健康管理について定期の健康診断を実施し、BSL 2及びBSL 3の病原体等の取扱いに係わる職員等は受診しなければならない。

2 学長は、BSL 2及びBSL 3の病原体等の取扱いに係わる職員等には、必要に応じてワクチン接種等の措置を行うものとする。

3 BSL 2及びBSL 3の病原体等を取り扱う職員等については、定期の健康診断の際に原則として血清を採取して保存することとし、ばく露等が発生した場合は、当該職員の了解のもとに必要に応じて公的な第三者機関による血清学的検査を受けることとする。

(臨時の健康診断)

第25条 学長は、必要と認める場合には、職員等に対して臨時の健康診断を受けさせなければならない。

(健康診断の記録)

第26条 学長は、健康診断の結果、健康管理上必要と認められる事項について、職員等ごとに記録を作成しなければならない。

2 前項の記録は、職員等の離職又は卒業、退学若しくは除籍後5年間、これを保存しなければならない。

(健康診断後の措置)

第27条 学長は、健康診断の結果、職員等に管理区域内の病原体等による感染が疑われるときは、管理委員会の助言を得て、直ちに必要な感染防止の措置を講ずるものとする。

(病気等の届出等)

第28条 BSL 2及びBSL 3の病原体等を取り扱う職員等は、第21条第1項に該当しない場合においても、当該病原体等による感染が疑われる場合は、直ちに取扱責任者にその旨を届け出なければならない。

- 2 前項の届出を受けた取扱責任者は管理委員会に届出るとともに、その指示に従って、直ちに当該病原体等による感染ばく露の有無について詳細な調査をしなければならない。
- 3 管理委員会は、前項の調査の結果、当該病原体等に感染したと認められる場合又は医学的に不明瞭である場合は、直ちに学長に報告しなければならない。
- 4 学長は、前項の報告を受けた場合、管理委員会の助言を得て、直ちに適切な感染防止の措置を講じなければならない。

第5章 遵守義務と禁止等の措置

(遵守義務)

第29条 職員等は、病原体等の取扱いについて、安全管理の重要性を十分に理解し、この規則を遵守するとともに、感染症法、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）、輸出貿易管理令（昭和24年政令378号）、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律97号）、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）等の関連法規に定められた規定を遵守しなければならない。

- 2 職員等は、この規則の定めるところによらなければ病原体等を取り扱うことはできない。
- 3 職員等は、「国立大学法人富山大学動物実験取扱規則」、「国立大学法人富山大学遺伝子組換え生物等使用実験安全管理規則」等の関連規則を遵守しなければならない。
- 4 職員等のうち、取扱者以外の者が特定病原体等の管理区域に立入るときは実験室管理者及び取扱責任者の指示に従わなければならない。
- 5 職員等は、この規則に反する重大な事項に気づいた場合は、管理委員会に報告しなければならない。

(立入り禁止等の措置)

第30条 学長は、この規則の各条項に違反した職員等に対し、管理区域への立入り及び実験室等の使用等について禁止又は制限等の措置をとることができる。

第6章 感染症発生予防

(感染症発生予防)

第31条 この規則は、感染症法に基づく二種病原体等許可所持者が作成し厚生労働大臣に届出る感染症発生予防規程を含むものとする。

第7章 雑則

(点検及び規則の見直し)

第32条 管理委員会は、この規則に基づき安全管理が行われていることを点検し、学長に報告しなければならない。

- 2 学長は、前項の報告に基づき、必要な措置を講じるとともに、必要に応じて、この規

則の見直しを行わなければならない。

(その他)

第33条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年12月1日から施行する。ただし、第4条及び第11条から第18条の規定については、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年5月15日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年7月8日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年7月8日から施行する。

別表一覧

別表 1	病原体等の BSL/ABSL 分類 感染症法に基づく特定病原体等の分類 監視伝染病病原体の分類	
別表 2	病原体等のリスクによる分類・評価項目	
	付表 1	病原体等のリスク群による分類
	付表 2	リスク評価項目
	付表 3	動物実験におけるリスク評価項目
	付表 4	病原体等安全管理区域運営基準
別表 3	付表 1	病原体等取扱実験室の安全設備及び運営基準
	付表 2	病原体等取扱実験室の安全設備基準
	付表 3	病原体等のリスク群分類と、実験室の B S L 分類、 実験室使用目的、実験手技及び安全機器との関連
別表 4	付表 1	病原体等取扱動物実験施設の安全設備及び運営基準
	付表 2	病原体等取扱動物実験室の ABSL 分類、実験手技、 安全機器および設備基準
別表 5	付表 1	特定病原体等の適正な管理を含めた総合的な感染症対策の概要
	付表 2	一種～四種病原体等所持者と法律上の義務一覧
別表 6	特定病原体等の運搬体制	
別表 7	病原体等の運搬のための容器包装	
別表 8	記帳事項に関する一覧（感染症法 56 条 23 項）	
別表 9	病原体等を取扱うに必要な教育訓練	
別表 10	災害時の対応内容（感染症法 56 条 29 項）	
別表 11	感染症発生予防規程対照表（感染症法 56 条 18 項）	

様式一覧

様式 1	病原体等取扱実験室等設置承認申請書
様式 2	病原体等取扱実験室等使用終了届
様式 3	監視伝染病病原体取扱申請書
様式 4	監視伝染病病原体分与・譲渡申請書
様式 5	監視伝染病病原体滅菌廃棄届
様式 6	特定病原体等取扱申請書
様式 7	特定病原体等分与・譲渡申請書
様式 8	特定病原体等滅菌廃棄届
様式 9	BSL 3 病原体等取扱届
様式 10	BSL 3 病原体等分与・譲渡届
様式 11	BSL 3 病原体等滅菌廃棄届
様式 12	病原体等取扱・保管報告書
様式 13	バイオハザード表示

別表 1

(参考)

病原体等の BSL/ABSL 分類	国立感染症研究所 「病原体等安全管理規程別冊 1 病原体等」 参照
感染症法に基づく特定病原体等の分類	厚生労働省 「病原体等の名称と疾患名称の対照表」参 照
監視伝染病病原体の分類	農林水産省 「監視伝染病病原体と伝染病の名称の対 照表」参照

※病原体等の分類に関して上記に参照がない場合は適宜根拠となる資料を参照のこと

別表 2

病原体等のリスクによる分類・評価項目

病原体の取扱いにおいては、病原体等のリスク群分類（付表 1）を基準として、付表 2 に示した各項目をリスク評価し、病原体等のバイオセーフティレベル（BSL）分類を定め、これに対応する実験手技と安全機器及び実験室の設備（別表 3）を適用することで、病原体等取扱者と以下に掲げる関連者の安全を確保する。また、実験動物における病原体等の取扱いについても同様とする。

別表2 付表1

病原体等のリスク群による分類

本表においては、検定・検査・研究活動を行う実験室における通常取扱量及び取扱方法を考慮し、ヒトへのリスクを基準として、病原体等を4つのリスク群に分類したものであり、家畜、環境、大量生産、バイオテロリズム対策など、それ以外の条件下における病原体等のリスク群分類としては利用できない。「病原体等取扱者」及び「関連者」（病原体等取扱者と感染の可能性がある接触が直接あるいは間接的に起こりうるその他の人々。）の健康への影響に基づき、国際保健機関（WHO）の示す「実験室バイオセーフティ指針第3版」の考え方をもとにして分類されている。

リスク群1

（「病原体等取扱者」及び「関連者」に対するリスクがないか低リスク）

ヒトあるいは動物に疾病を起こす見込みのないもの。

リスク群2

（「病原体等取扱者」に対する中等度リスク、「関連者」に対する低リスク）

ヒトあるいは動物に感染すると疾病を起こし得るが、病原体等取扱者や関連者に対し、重大な健康被害を起こす見込みのないもの。また、実験室内のばく露が重篤な感染を時に起こすこともあるが、有効な治療法、予防法があり、関連者への伝播のリスクが低いもの。

リスク群3

（「病原体等取扱者」に対する高リスク、「関連者」に対する低リスク）

ヒトあるいは動物に感染すると重篤な疾病を起こすが、通常、感染者から関連者への伝播の可能性が低いもの。有効な治療法、予防法があるもの。

リスク群4

（「病原体等取扱者」及び「関連者」に対する高リスク）

ヒトあるいは動物に感染すると重篤な疾病を起こし、感染者から関連者への伝播が直接または間接に起こり得るもの。通常、有効な治療法、予防法がないもの。

別表 2 付表 2

リスク評価項目

病原体等を実験室内で取扱う場合の病原体等の取扱いの具体的なバイオセーフティレベル(BSL)分類は、付表 1 (病原体等のリスク群による分類)を参照に、国際保健機関 (WHO) の示す「実験室バイオセーフティ指針第 3 版」の考え方をもとにして、以下の各項目をリスク評価して決定する。

1. 取扱う病原体等の病原性（量，取扱い条件も考慮する）。
2. 病原体等の取扱い様式（エアロゾル発生の有無を考慮する）。
3. 取扱う病原体等が国内に常在するか否か。
4. 取扱う病原体等の伝播様式と宿主域（取扱い病原体等に対する免疫状況，宿主集団の密度及び移動，媒介動物の存在，衛生状況も考慮する）。
5. 有効な予防対策法をとることができるか否か（予防接種等による予防，衛生対策，宿主動物または媒介動物対策も考慮する）。
6. 有効な治療法がありそれを受けることができるか否か（血清療法，ばく露後ワクチン接種及び，抗菌剤，抗ウイルス剤，その他の化学療法剤も考慮する）。
7. 薬剤耐性株の出現の可能性。
8. 院内感染の重要な病原体等であるか否か。

註：本学安全管理規則では、

- ① 国内に常在しない病原体等については、より高い BSL に分類する場合がある。
- ② 臨床検体及び診断用検体の取扱いは通常 BSL 2 で行う。ただし、臨床診断等からよりリスクの高い病原体等が原因として疑われるときは、より高い BSL で扱うことを考慮する。
- ③ この分類において、「動物」は実験動物とする。

別表 2 付表 3

動物実験におけるリスク評価項目

病原体等を用いた動物実験においては、付表 2 に以下の項目を加え、実験動物およびヒトへの感染のリスク評価を行い、動物バイオセーフティレベル（ABSL）分類を決定する。

1. 取扱う病原体の実験動物間での感染・伝播様式
2. 取扱う病原体を実験動物に接種する場合の感受性
3. 接種した病原体の体外への排出機構およびその量
4. 感染動物が野外へ出た場合、同種野生動物への感染およびヒトへの伝播

註：感染を伴わない毒素接種による検査については別途考慮する。

別表 2 付表 4

病原体等安全管理区域運営基準

1. BSL2, 3 及び 4 実験室の設備及び運営は, 別表 3 及び別表 4 の条件に適合すること。
2. 本学安全管理規則に適合する安全管理体制, 実験室の使用を整備すること。
3. その他, 本規則の内容に適合する安全設備のメンテナンス, 事故(盗取, 所在不明等)等の処理方法, 連絡系統を整備すること。
4. 病原体等を取扱う実験においては, 標準微生物実験手技に従うこと。
5. 病原体等及びこれを含む可能性のある実験材料を廃棄するに当たっては, 別に定める方法で滅菌すること。
6. 実験室での飲食, 喫煙, 化粧及び食物を含む私物の保管等を禁止すること。
7. BSL 2, 3 及び 4 実験室の範囲を外部より容易に知りうるように明確に把握し, バイオハザード標識を表示すること。
8. BSL 2, 3 及び 4 病原体等の保管場所は当該病原体等の BSL 実験室と同一の安全基準を満たし, 保管容器は施錠し, 保管及び出し入れの記録を整備すること。
9. BSL2, 3 及び 4 実験室において, 病原体等を取扱う者の健康管理について定め, 予防接種その他の予防法がある場合は, 実施すること。
10. 如何なる状況の下にあっても, 15 歳以下の小児の実験室への立入り許可をしてはならないこと。
11. 事故(盗取, 所在不明等), 機械のメンテナンス等のために, 職員等以外の者が立入る必要が生じた場合は, 病原体等取扱責任者に予め申出て, その指示に従うこと。
12. その他 BSL2, 3 及び 4 実験室の安全管理(バイオセーフティ及びバイオセキュリティ)に必要な事項を遵守すること。

別表 3 付表 1

病原体等取扱実験室の安全設備及び運営基準

- BSL 1 (1) 通常の微生物学実験室を用い、特別の隔離の必要はない。
(2) 一般外来者は当該部の管理者（病原体等取扱責任者等）の許可及び管理者が指定した者の立会いのもと立ち入ることができる。
- BSL 2 (1) 通常の微生物学実験室を限定した上で用いる。
(2) エアロゾル発生のおそれのある病原体等の実験は必ず生物学用安全キャビネットの中で行う。
(3) オートクレーブは実験室内、ないし前室（実験室につながる隣室）あるいは周囲の部屋に設置し使用する。できるだけ実験室内に置くことが望ましい。
(4) 実験室の出入口は施錠できるようにする。
(5) 実験室のドアは常時閉め、一般外来者の立入りを禁止する。
(6) 実験室の出入口にはバイオハザード標識を表示する。
- BSL 3 (1) BSL 3 区域は、他の区域から実質的、機能的に隔離し、二重ドアにより外部と隔離された実験室を用いる。
(2) 実験室の壁、床、天井、作業台等の表面は洗浄及び消毒可能なようにする。
(3) ガス滅菌が行える程度の気密性を有すること。
(4) 給排気系を調節することにより、常に外部から実験室内に空気の流入が行われるようにする。
(5) 実験室からの排気はヘパフィルターで濾過してから大気中に放出する。
(6) 実験室からの排水は消毒薬またはオートクレーブで処理してから排出する。

(7) 病原体を用いる実験は、生物学用安全キャビネットの中で行う。
(8) オートクレーブは実験室内に置く。
(9) BSL 3 区域の出入口は施錠できるようにする。
(10) 入室を許可された職員名簿に記載された者及び管理に関わる者以外の立入りを禁止する。
(11) BSL3 区域の出入口にはバイオハザード標識を表示する。
- BSL 4 本学では取扱いしない。

* 上位の BSL レベルでは下位の BSL レベルも含め満たすこと。

別表3 付表2 (実験室の安全設備)

病原体等取扱実験室の安全設備基準

	BSL			
	1	2	3	4
実験室の独立性*1	不要	不要	必要	必要
汚染除去時の実験室気密性	不要	不要	必要	必要
換気：				
内側への気流	不要	不要	必要	必要
制御換気系	不要	不要	必要	必要
排気のHEPA濾過	不要	不要	必要	必要
入口部二重ドア (インターロック*2)	不要	不要	必要	必要
エアロック*3	不要	不要	不要	必要
エアロック+シャワー	不要	不要	不要	必要
前室*4	不要	不要	必要	必要*5
排水処理*6	不要	不要	必要	必要
オートクレーブ：				
管理区域内	不要	必要	必要	必要
実験室内	不要	望ましい	必要	必要
両面オートクレーブ	不要	不要	望ましい	必要
生物学用安全キャビネット	不要	必要*7	必要	必要
作業従事者の安全監視機能*8	不要	不要	必要	必要

- * 1 施設内の通常の人の流れからの実質的、機能的隔離
- * 2 二重ドアで構成される部屋は前室に相当する。なお、インターロックドアとは同時に2枚の扉が開放されないような機構を有するドアのことをいう。
- * 3 エアロックとは気圧を保つために設ける機構のこと。通常は複数の扉を設け、インターロックドアとなっている。
- * 4 実験室につながる隣室。
- * 5 BSL4実験室の前室は、入口部二重ドア、エアロック、エアロック+シャワーが相当する。
- * 6 一般排水処理とは異なる消毒滅菌処理のことをいう。
- * 7 エアゾルの発生のおそれがある場合は、安全キャビネットが必要。
- * 8 たとえば、観察用窓、監視カメラ、インターフォン、双方向性モニター設備など。

別表 3 付表 3 (実験手技と安全機器)

病原体等のリスク群分類と、実験室の BSL 分類、実験室使用目的、
実験手技及び安全機器との関連

病原体等を取扱う実験室は、基本的なバイオセーフティレベルである実験室 (BSL 1 及び BSL 2) と、封じ込め実験室 (BSL 3)、高度封じ込め実験室 (BSL 4) のいずれかに分類される。BSL 1～4 実験室の分類は、実験室の設計上の特徴、建築法、封じ込め設備、実験室内に設置される機器、実験手技や機器の運用方法に基づき決定される。実験手技と安全機器は、病原体等を取扱う際に必要な実験室の BSL を決定するための基準と、病原体等のリスク群との関連性を示したものである。ただし、病原体等の取扱い BSL は複数の要因を複合的に判断して決定するため、病原体等のリスク群と使用すべき実験室の BSL は、厳密に 1 対 1 対応するものではない。

病原体等のリスク群	実験室の BSL	実験室の使用目的	実験手技及び運用	実験室の安全機器
1	基本実験室 －BSL 1	教育、研究	GMT	特になし (開放型実験台)
2	基本実験室 －BSL 2	一般診断検査、 研究	GMT、個人防護具、 バイオハザード標識表示	開放型作業台＋エアロ ゾル発生の可能性があ る場合は BSC で行う
3	封じ込め実験 室 －BSL 3	特殊診断検査、 研究	上記 BSL 2 の各項目、 専用防護服、立入厳重 制限、一方向性の気流	病原体の取扱いの全操 作を BSC あるいは、そ の他の一次封じ込め装 置を用いて行う
4 (本学では取 扱わない)	高度封じ込め 実験室 －BSL 4	高度診断検査	上記 BSL 3 の各項目、 エアロックを通過しての 入室、退出時シャワー、 専用廃棄物処理	クラス III BSC または、 陽圧スーツとクラス II BSC に加え、両面オー トクレーブ、給排気は フィルター濾過

*略語：BSC：生物学用安全キャビネット、GMT：標準微生物学実験手技

別表 4 付表 1

病原体等取扱動物実験施設の安全設備及び運営基準

ABSL 1 の動物実験は通常の動物実験施設，ABSL 2 以上の動物実験は動物実験施設内病原体等安全管理区域（動物安全管理区域）で行う。

ABSL 1

- (1) 通常の実験室とは独立していること。一般外来者の立入りを禁止する。
- (2) 防護服等を着用する。
- (3) 従事者は微生物及び動物の取扱い手技に習熟していること。
- (4) 動物実験施設への昆虫や野ネズミの侵入を防御する。
- (5) 動物実験施設からの動物逸走防止対策を講じる。
- (6) 実験施設の壁・床・天井，作業台，飼育装置等の表面は洗浄及び消毒可能なようにする。

ABSL 2

- (1) 入室は認可された者に限る。
- (2) 入口は施錠できるようにする（動物実験施設の入口でも可）。
- (3) 動物安全管理区域内の飼育室等には動物種に応じた逸走防止対策を講じる。
- (4) エアロゾル発生のおそれのある操作は生物学用安全キャビネット又は陰圧アイソレーターの中で行う。感染動物がエアロゾルを発生するおそれがある場合は飼育も含める。
- (5) 糞尿，使用後の床敷・ケージなどは廃棄または洗浄する前に滅菌する。
- (6) 動物実験施設内にオートクレーブを設置する。
- (7) 滅菌を必要とする廃棄物等は密閉容器に入れて移動する。
- (8) 個人防護装備を着用する。
- (9) 手洗い器を設置する。
- (10) メス，注射針など鋭利なものの取扱いに注意する。
- (11) 動物安全管理区域の出入口にはバイオハザード標識を表示する。

ABSL 3

- (1) 入室者を厳重に制限する。
- (2) 動物安全管理区域の入り口は2重のドアになっていること。
- (3) ガス滅菌が行える程度の気密性を有すること。
- (4) 給排気系を調節することにより，常に外部から飼育室等内部に空気の流入が行われ

るようにする。

- (5) 排気はHEPAフィルターで濾過してから大気中に放出する。
- (6) 排水は消毒薬またはオートクレーブで処理してから排出する。
- (7) オートクレーブを動物安全管理区域内に設置する。
- (8) 滅菌を必要とする廃棄物等は動物安全管理区域内で滅菌する。
- (9) 全操作及び飼育を生物学用安全キャビネット又は陰圧アイソレーターの中で行う。
- (10) 動物安全管理区域の出入口にはバイオハザード標識を表示する。

ABSL4 本学では取扱いしない。

別表 4 付表 2 (病原体等取扱動物実験室の安全設備基準)

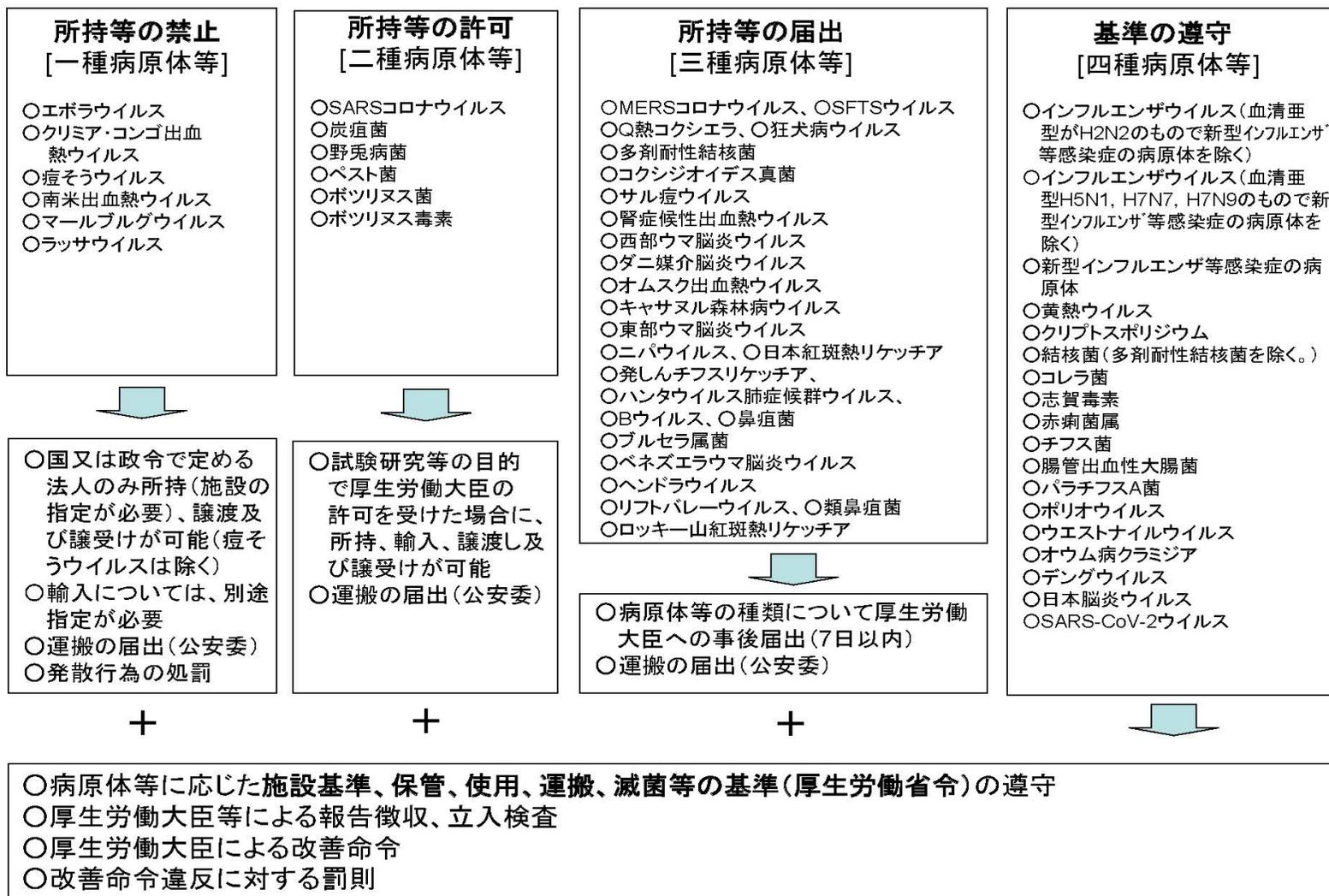
病原体等取扱動物実験施設の ABSL 分類, 実験手技, 安全機器および設備基準

ABSL 1 ~ 4 の動物実験を実施し, また動物実験施設を運営するために, 各 ABSL に対応する実験手技, 安全機器および設備基準について下表にまとめた。なお実施にあたっては, 「富山大学動物実験取扱規則」に従うものとする。

ABSL	実験手技	安全機器	設備基準
1	通常動物実験の条件として, <ul style="list-style-type: none"> 標準動物実験手技 標準微生物学実験手技 立入制限 専用服 を要する。	特になし	通常動物実験設備の条件として, <ul style="list-style-type: none"> 動物実験施設の独立性 立入者の管理・記録 動物逸走防止対策 昆虫・野ネズミ等の侵入防止 室内, 飼育装置などの洗浄・消毒可能な仕様 を要する。
2	ABSL 1 の要件に加え, <ul style="list-style-type: none"> 個人防護具 バイオハザード標識表示 糞尿・ケージ等の滅菌処理, 移動用密閉容器 を要する。	エアロゾル発生の恐れがある場合は陰圧飼育装置及び BSC, 動物実験施設内にオートクレーブ	ABSL 1 の要件に加え, <ul style="list-style-type: none"> 立入者の制限 動物安全管理区域からの動物逸走防止対策 を要する。
3	ABSL 2 の要件に加え, <ul style="list-style-type: none"> 専用防護服および履物 2重以上の気密容器による移動 を要する。	全操作 BSC 使用 飼育は動物飼育用 BSC, グローブボックス, またはアイソレーションラックを使用 動物安全管理区域内にオートクレーブ	ABSL 2 の要件に加え, <ul style="list-style-type: none"> 立入者の厳重制限 出入口インターロック 前室の設置 気流の一方向性 排気の HEPA ろ過 作業者の安全監視機能 を要する。
4 (本学では取扱しない)	ABSL 3 の要件, 及びその他は BSL 4 に準じる	ABSL 3 の要件, 及びその他は BSL 4 に準じる	ABSL 3 の要件, 及びその他は BSL 4 に準じる

*略語: BSC: 生物学用安全キャビネット

別表5付表1 特定病原体等の適正な管理を含めた総合的な感染症対策の概要



一種～四種病原体等所持者と法律上の義務一覧

義務項目	一種	二種	三種	四種
所持・輸入の大臣指定	○			
所持・輸入の許可		○		
所持・輸入の届出			○	
感染症発生予防規程の作成	○	○		
病原体等取扱主任者の選任	○	○		
教育訓練	○	○		
滅菌譲渡	○*	○*	○	○
記帳義務	○	○	○	
施設の基準	○	○	○	○
保管等の基準	○	○	○	○
運搬の届出(都道府県公安委員会宛)	○	○	○	
事故届出	○	○	○	○
災害時の応急措置	○	○	○	○

* 一種、二種病原体等については、病院、検査機関等が業務に伴い所持することとなった場合に加え、所持に係る指定、許可の取消し等の場合にも、滅菌譲渡等の義務あり。

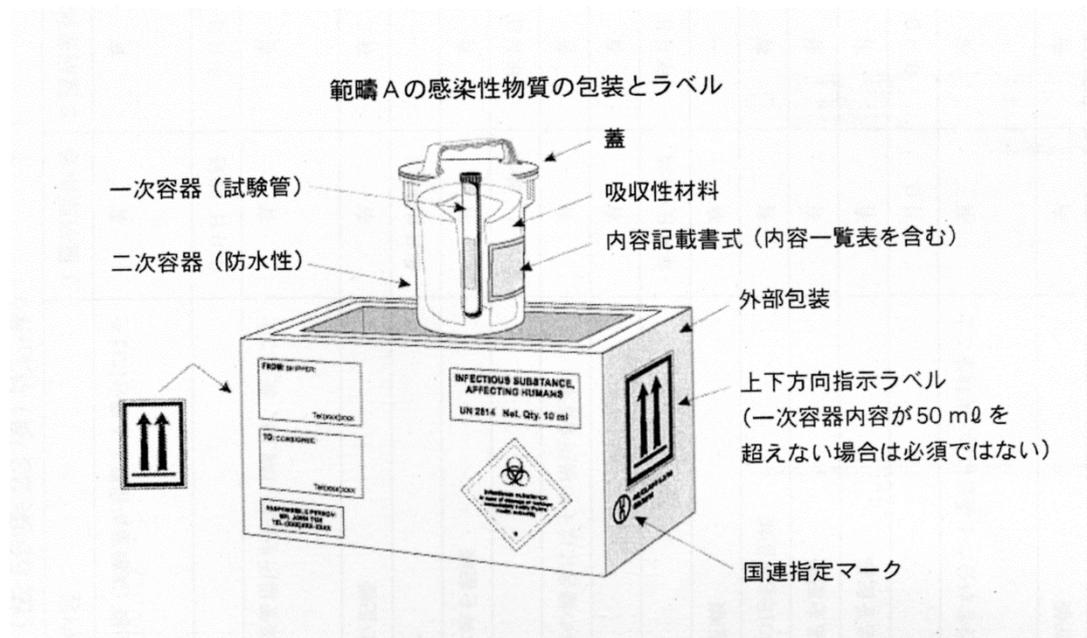
別表 6

特定病原体等の運搬体制

種 (最低人数)	運転者	同行者 (知識を有する者)	運転責任者	見張人	備 考
一種 (4名)	車両あたり1名 (長距離の場合は車両あ たり2名)	車列あたり1名 *病原体等取扱主任者又は 同等の要件を満たす者(研究 者等)	車列あたり1名 *長距離の場合 +1(副運行責任 者をおく)	車列あたり1名以上 *運搬実施体制を鑑 み減らすことは可能	状況に応じ、追加的に 必要な措置を講ずる ことが望ましい
二種 (3名)	車両あたり1名 (長距離の場合は車両あ たり2名)	車両あたり1名 *病原体等取扱主任者の用 件と同等の要件を満たす者 又は講習会受講修了者	運転者、同行者又 は見張人のいづ れかをもって充 てる	車両あたり1名以上 *運搬実施体制を鑑 み減らすことは可能	状況に応じ、伴走車両 による車列編成など 追加的に必要な措置 を講ずることが望ま しい
三種 (2名)	車両あたり1名 (長距離の場合は車両あ たり2名)	車両あたり1名 *病原体等取扱主任者の用 件と同等の要件を満たす者 又は講習会受講修了者	運転者又は同行 者のいづれかを もって充てる		状況に応じ、見張人の 配置など追加的に必 要な措置を講ずるこ とが望ましい
四種 (1名)	運転者は、必要に応じて、 病原体等の安全な取扱い に関する資料の確認など 安全確保に努める				

特定病原体等の安全運搬マニュアル、厚生労働省結核感染症課・警察庁出典

別表 7 病原体等の運搬のための容器包装



(IATA : International Air Transport Association(国際航空運送協会),
カナダ・モントリオール)

「実験室バイオセーフティ指針 (WHO 第3版)」より

一種～四種病原体等を運搬する場合は、すべてカテゴリーAの容器に入れて運搬する必要がある。

範疇Aの感染性物質

「その物質へのばく露によって、健康なヒトまたは動物に恒久的な障害や、生命を脅かす様な、あるいは致死的な疾病を、引き起こす可能性のある状態で輸送される感染性物質をいう。」

「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス 2007-2008版」(WHO版)
日本語訳・監修 国立感染症研究所

別表 8

記帳事項に関する一覧（感染症法第 56 条の 23）

	省令での記載項目	記帳の内容	1 種病原体等	2 種病原体等	3 種病原体等
病原体等	受入れ又は払出しに係る病原体等の種類（毒素にあつてはその種類及び量）	事業所ごとに受入れ元、払出し先を記帳（実験室が複数ある場合にはそれら実験室ごとに記帳）	有	有	有
	病原体等の受入れ又は払出しの日時	事業所ごとに記帳（同上）	年月日・時刻	年月日	年月日
	病原体等の保管の方法及び場所	受入れた病原体等の保管形態及び保管場所を記帳（同上）、使用ごとの保管庫の施設状況も記帳	有	有	有
	使用に係る病原体等の種類	実験室での使用ごとに、その使用者が記帳	有	有	有
	病原体等の使用に係る日時	病原体等を使用した時刻を記帳	年月日・時刻	—	—
	滅菌等に係る病原体等の種類	実験室ごとに滅菌・無害化した病原体等を記帳	有	有	有
	病原体等の滅菌等の日時	滅菌・無害化の日時を記帳	年月日。時刻	年月日	年月日
	病原体等の滅菌等の方法及び場所	滅菌・無害化の条件等を記載（委託等の場合にはその場所も記帳）	有	有	有
人	実験室等に立入り又は退出に係る者の氏名	実験室ごとに記帳	有	有	有
	実験室等への立入り又は退出の日時	実験室ごとに記帳	年月日・時刻	年月日	年月日
	実験室等への立入りの目的	病原体等を使用の有無を含め目的を記帳	有	—	—
	病原体等の受入れ又は払い出しする者の氏名	病原体等を受入れ、払い出した者の氏名を記帳	有	有	有
	病原体等の使用に従事する者の氏名	実験室で病原体等を使用した者の氏名を記帳	有	有	有
	病原体等の滅菌等に従事する者の氏名	病原体等を滅菌・無害化した者の氏名を記帳	有	有	有
施設	病原体等取扱施設の点検等の実施日時	事業所ごとに記帳	年月日	年月日	年月日
	点検を行った者の氏名	事業所ごとに記帳（実験室ごとに担当者が分かる場合には、実験室ごとの者の氏名を記帳）	有	有	有
	点検の内容、結果及びこれに伴う措置内容	措置を伴う項目については具体的に記帳	有	有	有
教育	教育訓練の実施年月日、対象者及び内容等	教育訓練ごとに記帳	有	有	有

別表9

病原体等を取扱うに必要な教育訓練

対 象 者		教 育 訓 練 項 目	回 数 等	備 考
病原体等の取扱い、 管理又はこれに付 随する業務に従事 する者	管理区域に立入る者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 病原体等の性質 ・ 病原体等の管理 ・ 病原体等による感染症の発生の予防及びまん延の防止に関する法令 ・ 感染症発生予防規程 	年1回以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 病原体等のセキュリティ及びセーフティについて、項目ごとに、その詳細な内容の教育等を行う。
	管理区域に立入らない者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 病原体等の管理 ・ 病原体等による感染症の発生の予防及びまん延の防止に関する法令 ・ 感染症発生予防規程 	年1回以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主に病原体等のセキュリティについて、項目ごとに、一般的事項（概要）を中心とした教育等を行う。
その他の者		<ul style="list-style-type: none"> ・ 病原体等による感染症の発生の予防・まん延防止に関して必要な事項 	必要に応じて適宜	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設備のメンテナンスに立入る者、施設の見学者、共同研究者等が対象となる。 ・ 対象者に応じた必要最低限の教育等を行う。

註 カリキュラムの中で行われる実習等のための教育訓練は、教科担当の教員等による教育訓練をもって代えるものとする。

別表 10

災害時の対応内容（感染症法第 56 条の 29）

1. 火災発生時・延焼の恐れがある場合に、消火又は延焼防止に努めるとともに、直ちに別に定める連絡体制に従い連絡する。
2. 感染症の発生・まん延防止に必要な場合には、病原体取扱施設内にいる者、運搬に従事する者、又はこれらの付近にいる者に対して非難を警告。
3. 必要に応じて病原体等を安全な場所に移すとともに、縄を張る・標識を設ける・見張り人をつける等により、関係者以外の者が入らないための措置を講ずるように努めること。
4. その他、感染症の発生・まん延防止に必要な措置。
5. 上記の緊急作業を行う場合には、防御具の着用、ばく露時間の短縮等により、ばく露をできる限り少なくするものとする。

別表 1 1

感染症発生予防規程対照表（感染症法第 56 条の 18）

	省令第 31 条の 21 での記載項目	具体的内容	本学病原体等安全管理規則の該当部分
組織及び職務	病原体等取扱主任者その他の病原体等の取扱い及び管理に従事する者に関する職務及び組織に関すること	管理委員会の設置を含む事業所全体の組織体制、委員会の管理・運営等。予防規定の制定・改廃、立入り検査等への立会い、従事者等への教育訓練、所持者に対する意見具申など、病原体等取扱主任者の職務の規定。	学長の責務:第 3 条 病原体等取扱主任者:第 5 条 安全管理体制:第 3 条から第 8 条 予防規定の制定・改廃:第 31 条, 第 32 条
管理区域	病原体等の取扱いに従事する者であって、管理区域に立入る者の制限に関すること	管理区域、実験室等への人の立入り制限	第 4 条, 第 15 条
	管理区域の設定並びに管理区域の内部において感染症の発生を予防し、及びそのまん延を防止するために講ずる措置に関すること	管理区域の設定、管理区域内の遵守事項等	第 4 条, 第 11 条, 第 15 条
施設の維持管理	一種病原体等取扱施設又は二種病原体等取扱施設の維持及び管理に関すること	定期的な点検、必要な措置等。点検結果の記録（→記帳）。	第 11 条, 第 17 条
病原体等の取扱等	病原体等の使用、保管、運搬及び滅菌譲渡に関すること	病原体等の使用、保管、滅菌等の基準の遵守事項・手続等。保管状況（施設、鍵の管理等を含む）の確認等。事業所内の運搬の規定。	第 10 条から第 14 条, 第 16 条, 第 17 条
	病原体等の受入れ、払出し及び移動の制限に関すること	病原体等のみだりな移動の制限、受入れ、払い出しの手続等	第 10 条から第 14 条, 第 17 条
教育訓練	病原体等による感染症の発生を予防し、並びにそのまん延を防止するために必要な教育及び訓練に関すること	教育訓練の対象者及びその内容等。 （実施要領は別途事業所ごとに規定。）	第 19 条
健康管理等	病原体等にはばく露した者又はばく露した恐れのある者に対する保健上の必要な措置に関すること	病原体等取扱者の定期的な健康診断。病原体等にはばく露した場合の必要な措置等。	第 20 条, 第 23 条から第 27 条

記帳等	法第 56 条の 23 に規定する記帳及び保存に関すること	病原体等の管理, 人の立入り等に係る記帳。保存方法。	第 17 条
情報管理	病原体等の取扱いに係る情報の管理に関すること	病原体等の取扱いに係る情報へのアクセス制限等	第 18 条
事故等対応	病原体等の盗取, 所在不明その他の事故が生じた時の措置に関すること	連絡体制, 警察署等への届出の手続等	第 21 条
応急措置	災害時の応急措置に関すること	災害発生時の連絡・通報体制, 汚染拡大の防止, 関係者以外の立入禁止等の応急措置等。届出の手続等。	第 22 条
その他	その他病原体等による感染症の発生の予防及びまん延の防止に関し必要な事項	その他必要な事項	第 28 条, 第 29 条

様式 1

病原体等取扱実験室等設置承認申請書

富山大学長 殿

申請者 所属：

氏名：

印

国立大学法人富山大学病原体等安全管理規則に基づき、下記の実験室設置等の承認について申請します。

申請年月日 年 月 日 受付年月日 年 月 日 受付番号

新規 変更 既承認番号 _____ (該当項目にチェック)

1. 実験室の名称		
2. 実験室管理者	所属・職名・氏名： 連絡先：	印
3. BSL/ABSL 分類		
4. 実験室の概要 (BSL 分類の場合は左の欄にチェック、ABSL 分類の場合は左右両方の欄にチェックのこと)	以下の該当する項目にチェックする。 BSL2 <input type="checkbox"/> 生物学用安全キャビネット <input type="checkbox"/> オートクレーブ <input type="checkbox"/> 管理区域内 <input type="checkbox"/> 実験室内 <input type="checkbox"/> 実験室の施錠 <input type="checkbox"/> バイオハザード標識の表示 BSL3 <input type="checkbox"/> 実験室の独立性 <input type="checkbox"/> 汚染除去時の実験室気密性 <input type="checkbox"/> 内側への気流 <input type="checkbox"/> 制御換気系 <input type="checkbox"/> 排気のHEPA濾過 <input type="checkbox"/> 入口部二重ドア (インターロック) <input type="checkbox"/> 前室の設置 <input type="checkbox"/> 排水処理 <input type="checkbox"/> 両面オートクレーブ <input type="checkbox"/> 作業従事者の安全監視機能	分類がABSLの場合は以下の項目にもチェックする。 ABSL1 <input type="checkbox"/> 防護服の着用 <input type="checkbox"/> 立入者の管理・記録 <input type="checkbox"/> 動物逸走防止策 <input type="checkbox"/> 昆虫・野ネズミ等の侵入防止 <input type="checkbox"/> 室内, 飼育装置などの洗浄・消毒可能な仕様 ABSL2 <input type="checkbox"/> 手洗い器の設置 <input type="checkbox"/> 立入者の制限 <input type="checkbox"/> 動物安全管理区域からの動物逸走防止対策

<p>5. 特記事項</p> <p>※変更の場合は、変更点及び変更理由等を記入すること。</p>	<p>・主たる使用者等</p>
<p>6. 事務記入欄</p>	<p>現地確認月日： 年 月 日</p> <p>現地確認者：病原体等安全管理委員会</p> <p>現地確認項目：病原体等安全管理委員会規則に定める実験室の安全設備及び運営基準</p> <p>現地確認結果：<input type="checkbox"/> 良好であった。 <input type="checkbox"/> その他</p>
<p>7. 学長承認欄</p>	<p>承認： 年 月 日</p> <p>本申請を承認します。 承認番号：第 号 富山大学長</p>

注意事項

- ①申請者は実験室管理者であること。
- ②実験室の概略図を添付の事。

様式 2

病原体等取扱主任者	病原体等取扱副主任者	申請者所属部局等の長	申請者所属講座等の長

病原体等取扱実験室等使用終了届

富山大学長 殿

届出日 令和 年 月 日

届出者 所属 _____
氏名 _____ 印

所轄実験室(検査室)について、富山大学病原体等安全管理規則第 11 条第 4 項の規定に基づき、病原体等取扱（実験室・検査室）として終了することを届出ます。

1. 実験室等名

2. 使用終了年月日 令和 年 月 日

3. 取扱病原体等の名称・BSL分類

注意事項 届出者は病原体等取扱責任者であること。

病原体等取扱主任者	病原体等取扱副主任者	申請者所属部局等の長	申請者所属講座等の長

様式 3

監視伝染病病原体取扱申請書

富山大学長 殿

申請日 令和 年 月 日

申請者 所属 _____

氏名 _____ 印

1. 監視伝染病病原体の名称(種別, B S L)(毒素にあつては, 名称, 種類及び数量)	
2. 監視伝染病病原体を取り扱う目的	
3. 監視伝染病病原体の実験方法	
4. 実験に必要な期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
5. 実験終了後の監視伝染病病原体等の措置(消毒, 滅菌法, 保管方法等について記入すること。)	
6 監視伝染病病原体等の取扱責任者	
7. 監視伝染病病原体等の取扱者 *動物実験を行う場合	所 属 職 名 氏 名 連絡先 1. 行う 動物実験施設の使用 (1. 有 2. 無) 動物を取扱う講習受講 (1. 有 2. 無) 2. 行わない
8. 実験室等名	
9. 監視伝染病病原体等を外部から受入れる場合 (外部機関名, 外部機関の取扱責任者名, 分与・譲渡承認日及びその他)	

注意事項 ① 届出者は監視伝染病病原体等取扱の責任者であること。

② 海外から輸入する場合は, 輸入許可書等の写しを添付すること。

③ 国内であっても, 外部機関の分与・譲渡許可証明書又は確認書の写しを添付すること。

病原体等取扱主任者	病原体等取扱副主任者	申請者所属部局等の長	申請者所属講座等の長

様式6

特定病原体等取扱申請書

富山大学長 殿

申請日 令和 年 月 日

申請者 所属 _____

氏名 _____ 印

富山大学病原体等安全管理規則第13条第2項の規定に基づき、特定病原体等の取扱いを申請いたします。

2. 特定病原体等の名称(種別, B S L)(毒素にあつては, 名称, 種類及び数量)	
2. 特定病原体等を取り扱う目的	
3. 特定病原体等の実験方法	
4. 実験に必要な期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
5. 実験終了後の特定病原体等の措置(消毒, 滅菌法, 保管方法等について記入すること。)	
6. 特定病原体等の取扱責任者	
7. 特定病原体等の取扱者 *動物実験を行う場合	所 属 職 名 氏 名 連絡先 2. 行う 動物実験施設の使用 (1. 有 2. 無) 動物を取扱う講習受講 (1. 有 2. 無) 2. 行わない
8. 実験室等名	
9. 特定病原体等を外部から受入れる場合(外部機関名, 外部機関の取扱責任者名, 分与・譲渡承認日及びその他)	

注意事項 ① 届出者は特定病原体等取扱の責任者であること。

② 海外から輸入する場合は, 輸入許可書等の写しを添付すること。

③ 国内であっても, 外部機関の分与・譲渡許可証明書又は確認書の写しを添付すること。

病原体等取扱主任者	病原体等取扱副主任者	申請者所属部局等の長	申請者所属講座等の長

様式 8

特定病原体等滅菌廃棄届

富山大学長 殿

届出日 令和 年 月 日

届出者 所属 _____

氏名 _____ 印

富山大学病原体等安全管理規則第13条第4項及び第16条第2項の規定に基づき、特定病原体等の滅菌廃棄について届出ます。

1. 滅菌廃棄する特定病原体等の名称(種別)(毒素にあつては名称, 種類及び数量)	()
2. 滅菌廃棄の理由	
3. 滅菌廃棄の理由発生日	令和 年 月 日
4. 滅菌廃棄の方法	
5. 滅菌廃棄予定日	令和 年 月 日
6. 特定病原体等の取扱責任者	職名: _____ 氏名: _____
連絡先	TEL(内線): _____ e-mail: _____
保管場所(施設名, 実験室等名)	
特定病原体等の取扱者	
所属講座等の長	
7. 備考	

注意事項

- ① この申請は、特定病原体等について、滅菌等により所持することを要しなくなる場合に提出する。
- ② 届出者は特定病原体等の取扱責任者であること。
- ③ 備考は、特記事項がなければ空欄のまま提出する。

病原体等取扱主任者	病原体等取扱副主任者	申請者所属 部局等の長	申請者所属 講座等の長

様式 9

BSL3 病原体等取扱申請書

(特定病原体および監視伝染病病原体に該当しない病原体)

富山大学長 殿

届出日 令和 年 月 日

届出者 所属 _____

氏名 _____ 印

1. BSL3病原体等の名称(種別, BSL)(毒素にあつては, 名称, 種類及び数量)	
2. 病原体等を取扱う目的	
3. 病原体等の実験方法	
4. 実験に必要な期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
5. 実験終了後の病原体等の措置 (消毒, 滅菌法, 保管方法等について記入すること)	
6. 病原体等取扱責任者	
7. 病原体等取扱者 *動物実験を行う場合	所 属 職 名 氏 名 連絡先 1. 行う 動物実験施設の使用 (1. 有 2. 無) 動物を取扱う講習受講 (1. 有 2. 無) 2. 行わない
8. 取扱場所 (実験室等名)	
9. 病原体等を外部から受入れる場合 (外部機関名, 外部機関の取扱責任者名, 分与・譲渡承認日及びその他)	

注意事項 ① 届出者は病原体等取扱責任者であること。

② 海外から輸入する場合は, 輸入許可書等の写しを添付すること。

③ 国内であっても, 外部機関の分与・譲渡許可証明書又は確認書の写しを添付すること

病原体等取扱主任者	病原体等取扱副主任者	申請者所属 部局等の長	申請者所属 講座等の長

様式10

BSL3 病原体等 分与・譲渡 申請書

(特定病原体等および監視伝染病病原体に該当しない病原体)

富山大学長 殿

申請日 令和 年 月 日

申請者 所属 _____

氏名 _____ 印

1. 分与・譲渡するBSL3病原体等の名称(種別)(毒素にあつては, 名称, 種類及び数量)		()	
2. 病原体等の分与・譲渡先の外部機関の輸入許可の有無又は届出確認の有無		(有 ・ 無) 有の場合は, 相手側の期間の受入れ許可証明書又は確認書の写しを添付すること 無の場合は, その理由を次の中から選ぶこと 1. 国内分離株のため 2. 海外分離株だが検疫感染症や感染症法の届出感染症の病原体でないため 3. その他: 理由 ()	
3. 移 動 理 由			
4.	分与・譲渡先機関名		
	分与・譲渡先機関の責任者	所 属	
		氏 名	
		住 所	
		TEL :	
		e-mail :	
5. 移 動 方 法		1. 郵便 2. 配達業者 3. 持参 4. その他	
6.	病原体等取扱責任者	職 名 :	氏 名 :
	施設名・搬出実験室等名	施設名 :	実験室等名 :
	病原体等取扱者		
	所属講座等の長		
7. 移 動 予 定 日		令和 年 月 日	
8. 備 考			

注意事項

- ① この申請書は, 病原体等を本学以外の機関へ分与・譲渡する場合に提出する。
- ② 申請者は病原体等取扱責任者であること。
- ③ 相手側からの分与・譲渡依頼書(施設見取り図等含む)を添付する。
- ④ 分与若しくは譲渡のいずれかを○で囲む。

病原体等取扱主任者	病原体等取扱副主任者	申請者所属 部局等の長	申請者所属 講座等の長

様式 11

BSL3病原体等滅菌廃棄届

(特定病原体等および監視伝染病病原体に該当しない病原体)

富山大学長 殿

届出日 令和 年 月 日

届出者 所属 _____

氏名 _____ 印

1. 滅菌廃棄するBSL3 病原体等の名称(種別, BSL) (毒素にあつては, 名称, 種類及び 数量)	()
2. 滅菌廃棄する理由	
3. 滅菌廃棄の方法	
4. 滅菌廃棄予定日	令和 年 月 日
5. 病原体等取扱責任者	職名: _____ 氏名: _____
連絡先	内線): _____ e-mail: _____
実験室等名	
病原体等取扱者	
所属講座等の長	
6. 備考	当該病原体保持期間: _____

注意事項

- ① この届は, BSL3病原体等について, 滅菌等により所持することを要しなくなる場合に提出する。
- ② 届出者は病原体等の取扱責任者であること。
- ③ 備考は, 特記事項がなければ空欄のまま提出する。

病原体等保管・取扱届

富山大学長 殿

届出日 令和 年 月 日

届出者 所属 _____

(病原体等取扱者)

氏名 _____ 印

富山大学病原体等安全管理規則第13条第2項の規定に基づき，特定病原体等以外のBSL 1，2病原体等の取扱いについて届出ます。

2. BSL 1, 2 病原体等の名称(種別)(毒素にあつては，名称，種類及び数量)	
2. 病原体等のレベル	
3. レベルの根拠	
4. 動物実験の有無	2. 行う 動物実験施設の使用 (1. 有 2. 無) 動物を取扱う講習受講 (1. 有 2. 無) 2. 行わない
5. 保管および実験場所	
6. 病原体等を外部から受入れる場合 (外部機関名，外部機関の取扱責任者名，分与・譲渡承認日及びその他)	

注意事項 ① 届出者は病原体等取扱責任者であること。

② 海外から輸入する場合は，輸入許可書等の写しを添付すること。



BIOHAZARD

関係者以外立入禁止

実験室名	
BSL レベル	
実験室管理者	
緊急時の連絡先 電話番号	

国立大学法人富山大学遺伝子組換え生物等使用実験安全管理規則

平成 17 年 10 月 1 日制定

平成 20 年 4 月 1 日改正

平成 27 年 4 月 1 日改正

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規則は、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成 15 年法律第 97 号。以下「法律」という。）、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物多様性の確保に関する法律施行規則（平成 15 年財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省令第 1 号。以下「施行規則」という。）、研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令（平成 16 年度文部科学省・環境省令第 1 号。以下「二種省令」という。）及び関連した告示（以下「法律等」という。）に基づき、国立大学法人富山大学（以下「本学」という。）における遺伝子組換え生物等の使用等を行う実験（以下「実験」という。）を計画し、実施する際に遵守すべき必要な事項を定め、もって実験の安全かつ適切な実施を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において「部局等」とは、実験を実施しようとする各学部等をいう。

2 この規則の解釈に関する用語の意義については、法律等に定めるところによる。

(学長、理事及び部局等の長の責務)

第 3 条 学長は、本学における実験の安全管理に関し総括する。

2 学長が指名した理事は、本学における実験の安全管理に関し学長を補佐し、必要に応じて学長の職務を代行する。

3 部局等の長は、法律等及びこの規則に定めるところに従い、当該部局において行う実験の安全確保に努めなければならない。

(委員会)

第 4 条 学長は、実験について調査・審議するため、国立大学法人富山大学遺伝子組換え生物等使用実験安全管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、実験に関して学長及び部局等の長に対し意見を述べることができる。

3 学長及び部局等の長は、前項の意見を尊重し、何らかの措置を講ずるものとする。

4 委員会は、必要に応じて実験管理者及び安全主任者に対し、報告を求めることができる。

5 委員会に関する規則は、別に定める。

第 2 章 安全主任者等

(遺伝子組換え生物等使用実験安全主任者)

第 5 条 実験の安全確保について部局等の長を補佐するため、遺伝子組換え生物等使用実験安全主任者（以下「安全主任者」という。）を置く。

2 安全主任者は、法律等及びこの規則を熟知するとともに、生物災害の発生を防止するための知識及び技術並びにこれらを含む関連の知識及び技術に高度に習熟した部局等の教員をもって充てる。

3 安全主任者は、当該部局等の長が推薦し、学長が任命する。

4 安全主任者の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の安全主任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(安全主任者の任務)

第6条 安全主任者は、実験の安全確保に関し、次の各号に掲げる任務を果たすものとする。

- (1) 実験が法律等及びこの規則に従って適正に遂行されていることを確認すること。
- (2) 実験管理者及び実験従事者に対して指導助言を行うこと。
- (3) その他実験の安全確保及び拡散防止措置に関して必要な事項の処理に当たること。

2 安全主任者は、前項に規定する任務を果たすに当たり、委員会と十分連絡をとり、必要な事項について委員会に報告するものとする。

(実験管理者)

第7条 実験ごとに、実験計画の遂行について責任を負う者として、実験管理者を定めなければならない。

2 実験管理者は、実験従事者のうち、法律等及びこの規則を熟知するとともに、生物災害の発生を防止するための知識及び技術並びにこれらを含む関連の知識及び技術に習熟した教員のうちから定めなければならない。

(実験管理者の任務)

第8条 実験管理者は、次の各号に掲げる任務を果たすものとする。

- (1) 実験計画の立案及び実施に際して、法律等及びこの規則を十分に遵守し、安全主任者との緊密な連絡の下に、実験全体の適切な管理及び監督に当たること。
- (2) 実験従事者に対し、実験の安全確保に必要な教育訓練を行うこと。
- (3) 実験の安全確保及び拡散防止措置の考え方に影響を及ぼす知見が得られた場合又は実験中若しくは輸送中の事故等があった場合は、直ちにその旨を学長、部局等の長、委員会及び安全主任者に報告すること。
- (4) 実験の終了又は中止の報告を行うこと。
- (5) その他必要な事項を実施すること。

(実験従事者)

第9条 実験従事者は、実験の計画及び実施に当たって安全確保及び拡散防止措置について十分に自覚し、必要な配慮をするとともに、あらかじめ、微生物に係る標準的な実験法並びに実験に特有な操作方法及び関連する技術に精通、習熟し、実験管理者の指示に従わなければならない。

第3章 実験計画

(機関実験となる遺伝子組換え生物等の第二種使用等の手続き)

第10条 機関実験となる遺伝子組換え生物等の第二種使用等を実施しようとする実験管理者は、安全主任者の同意を得た上で、所定の実験計画書等を所属部局等の長を経て、学長に提出し、その承認を受けなければならない。また、実験計画を変更しようとするときも同様とする。

2 学長は、申請のあった実験計画について、委員会の意見を聴いて、承認を与えるか否かの

決定を行うものとする。

(大臣確認実験となる遺伝子組換え生物等の第二種使用等の手続き)

第 11 条 大臣確認実験となる遺伝子組換え生物等の第二種使用等を実施しようとする実験管理者は、安全主任者の同意を得た上で、所定の実験計画書等に加えて二種省令に定める様式により申請書を作成し、所属部局等の長を経て、学長に提出しなければならない。また、実験計画を変更しようとするときも同様とする。

2 学長は、申請のあった実験計画について、委員会の意見を聴いて、承認を与えるか否かの決定を行い、承認した実験計画について文部科学大臣の確認を求めるものとする。

(遺伝子組換え生物等の第一種使用等の手続き)

第 12 条 遺伝子組換え生物等の第一種使用等をしようとする実験管理者は、安全主任者の同意を得た上で、実験計画を作成し、所属部局等の長を経て、学長に申請しなければならない。

2 学長は、前項の申請があったときは、委員会の審査を経て妥当と認められた場合に、当該計画の生物多様性影響評価の実施、第一種使用規程の作成等、法律等に定められた作業の実施を承認する。

3 実験管理者は、前項で承認を受けた研究計画につき、法律等で定められた生物多様性影響評価を行い、申請書及び生物多様性影響評価書を作成し、委員会に提出しなければならない。

4 委員会は、提出された申請書及び生物多様性影響評価書の法律等への適合性を審議する。

5 学長は、委員会の意見を聴いて、当該申請を承認するか否かの決定を行い、承認した研究計画については、文部科学大臣に申請するものとする。

(承認通知)

第 13 条 学長は、前条の決定を行ったときは、当該部局等の長にその旨通知するものとする。

2 前項の通知を受けた部局等の長は、安全主任者及び当該実験管理者にその旨通知するものとする。

(審査基準)

第 14 条 委員会は、法律等に定める拡散防止措置等に関する基準に対する適合性及び実験従事者の訓練経験の程度等に基づき実験計画等を審査するものとする。

第 4 章 実験の安全確保のための措置

(実験室等及び実験設備の管理及び保全)

第 15 条 部局等の長は、拡散防止措置等に係る実験室等及び実験設備を法律等に定める基準に従って設置し、その管理及び保全に努めなければならない。

2 実験管理者は、施設・設備について法律等に定める拡散防止措置等の基準に適合するように維持しなければならない。

(実験に係る表示)

第 16 条 実験管理者は、実験が進行中の場合又は遺伝子組換え生物等を含む試料及び廃棄物を保管する場合は、法律等で定めるところにより表示しなければならない。

(点検)

第 17 条 実験管理者は、実験室等及び実験設備の管理保全の状態を適宜点検しなければならない。

2 実験管理者は、前項の点検で異常を認めるときは、直ちに必要な措置を講ずるとともに、その旨を部局等の長を通じて学長及び安全主任者に報告するものとする。

(実験室等への立入り)

第 18 条 実験管理者は、実験関係者以外の者の実験室等への立入りについては、当該実験の程度に応じて、制限又は禁止の措置を講じなければならない。

2 P 3 レベル以上の実験を行う実験管理者は、実験従事者以外の者(安全主任者を除く。)を実験室等に立ち入らせたときは、管理簿に必要な事項を記入し、当該帳簿を当該実験終了後、5年間保管しなければならない。

(実験試料等の取扱い等)

第 19 条 実験管理者は、実験従事者に対し、実験の開始前及び実験中において、常時実験に用いられる核酸供与体、供与核酸の種類、宿主及びベクター等が拡散防止措置等の条件を満たすものであることを厳重に確認させなければならない。

2 実験管理者は、遺伝子組換え生物等を含む試料及び廃棄物の保管及び運搬について、管理簿に記録を作成し、保存しなければならない。ただし、P 2、P 2 A、P 2 P 又は L S 1 レベル以下の拡散防止措置を必要とする場合の記録は、実験記録をもって代えることができる。

3 遺伝子組換え生物等を譲渡若しくは提供する場合は、法律等に定める情報及び当該遺伝子組換え生物等を適切に取扱うために供給することが望ましいと判断される情報を提供しなければならない。また、遺伝子組換え生物等を譲渡された際に提供を受けた情報等については、実験が終了又は中止するまで保管しなければならない。

4 前3項に規定するもののほか、実験従事者は、実験試料の取扱いに当たっては、法律等に定められた注意事項を遵守しなければならない。

(実験の記録及び報告)

第 20 条 実験管理者は、実験中は記録簿に実験の記録を行い、当該実験終了後5年間保存しなければならない。ただし、P 2、P 2 A、P 2 P 又は L S 1 レベル以下の拡散防止措置を必要とする場合の記録は、実験記録をもって代えることができる。

2 実験管理者は、実験が終了したとき又は実験を中止したときは、速やかに所定の報告書を作成し、部局等の長を経て、学長に報告しなければならない。

第 5 章 教育訓練及び健康管理

(教育訓練)

第 21 条 実験管理者は、実験開始前に実験従事者に対し、法律等及びこの規則を熟知させるとともに、次の各号に掲げる教育訓練を行わなければならない。

- (1) 危険度に応じた微生物安全取扱技術
- (2) 拡散防止措置等に関する知識及び技術
- (3) 実施しようとする実験の危険度に関する知識

(4) 事故発生の場合の措置に関する知識

(健康管理)

第 22 条 部局等の長は、実験従事者に対し、学校保健法（昭和 33 年法律第 56 号）及び労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）等に基づき必要な健康管理を行うものとする。

2 実験従事者は、絶えず自己の健康に注意し、次の各号の一に該当するときは、速やかに部局等の長に報告するものとする。

(1) 遺伝子組換え生物等を誤って飲み込み、又は吸い込んだとき。

(2) 遺伝子組換え生物等により皮膚が汚染され除去できないとき、又は感染をおこす可能性があるとき。

(3) 遺伝子組換え生物等により実験室及び実験区域が著しく汚染された場合に、その場に居合わせたとき。

(4) 遺伝子組換え生物等により健康に変調をきたした場合又は重症若しくは長期にわたる病気にかかったとき。

3 部局等の長は、前項の報告を受けた場合は、直ちに調査し、必要な措置を講ずるとともに学長に報告しなければならない。

第 6 章 緊急事態発生時の措置

(緊急事態発生時の措置)

第 23 条 実験管理者及び実験従事者は、次の各号に掲げる事態が発生したときは、直ちにその旨を当該部局等の長及び安全主任者に通報するとともに、災害防止のための応急の措置を講じなければならない。

(1) 地震、火災等の災害によって遺伝子組換え生物等が実験施設外へ漏出し、又は漏出するおそれのあるとき。

(2) 遺伝子組換え生物等によって人体や実験施設が汚染され、又は汚染されたおそれのあるとき。

2 前項の規定により通報を受けた部局等の長及び安全主任者は、直ちに適切な措置を講ずるとともに、当該部局等の長にあつてはこの旨を学長に報告しなければならない。

第 7 章 雑則

第 24 条 この規則に定めるもののほか、実験の安全確保に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行日前に国立大学法人富山大学及び国立大学法人富山医科薬科大学遺伝子組換え生物使用実験安全管理規則に基づき承認された実験計画については、この規則により承認されたものとみなす。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

国立大学法人富山大学職員就業規則

平成17年10月1日制定	平成18年4月1日改正
平成19年4月1日改正	平成19年10月1日改正
平成20年4月1日改正	平成20年7月8日改正
平成21年4月1日改正	平成22年4月1日改正
平成24年10月1日改正	平成26年9月9日改正
平成27年3月25日改正	平成28年2月9日改正
平成29年3月14日改正	平成29年6月27日改正
平成30年3月27日改正	平成30年11月13日改正
平成31年1月29日改正	令和元年6月25日改正
令和元年12月24日改正	令和2年1月28日改正
令和2年10月27日改正	令和3年3月9日改正
令和4年1月25日改正	令和4年2月22日改正
令和4年3月22日改正	令和4年6月28日改正
令和4年9月27日改正	令和4年10月11日改正
令和4年10月25日改正	令和4年11月22日改正
令和4年12月6日改正	令和5年1月24日改正
令和5年3月22日改正	

目次

- 第1章 総則（第1条～第4条）
- 第2章 任免（第5条～第24条）
 - 第1節 採用（第5条～第7条）
 - 第2節 昇任及び降任（第8条，第9条）
 - 第3節 異動（第10条）
 - 第4節 休職（第11条～第14条）
 - 第5節 退職及び解雇（第15条～第24条）
- 第3章 給与（第25条）
- 第4章 服務（第26条～第30条）
- 第5章 知的財産権（第31条）
- 第6章 労働時間，休日，休暇等（第32条～第34条）
- 第7章 研修（第35条）
- 第8章 勤務評定（第36条）
- 第9章 賞罰（第37条～第42条）
- 第10章 安全衛生（第43条）
- 第11章 出張（第44条，第45条）
- 第12章 福利・厚生（第46条）
- 第13章 災害補償（第47条～第49条）
- 第14章 退職手当（第50条）
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この就業規則（以下「規則」という。）は、「労働基準法」（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第89条の規定により、国立大学法人富山大学（以下「大学」という。）に勤務する職員の就業に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲等)

第2条 この規則は、常勤の職員に適用する。

2 職員のうち、教授、准教授、講師、助教、助手、特命教授、特命准教授、特命講師、特命助教、病院助教、病院特別助教、特別研究教授、寄附講座教員、寄附研究部門教員、共同研究講座教員、校長（併任を除く。）、園長（併任を除く。）、副校長、副園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、及び栄養教諭の職にある者を教育職員という

3 契約職員、パートタイム職員、特任再雇用職員、フルタイム再雇用職員、短時間再雇用職員、外国人研究員、診療助手、医員、大学院医員及び臨床研修医の就業については、別に定める。

(法令との関係)

第3条 この規則に定めのない事項については、労基法その他の関係法令及び諸規則の定めるところによる。

(遵守遂行)

第4条 大学及び職員は、ともに法令及びこの規則を守り、相協力して業務の運営に当たらなければならない。

第2章 任免

第1節 採用

(採用)

第5条 職員の採用は、選考による。

2 職員の選考について必要な事項は、別に定める「[国立大学法人富山大学職員任免規則](#)」による。

(労働条件の明示)

第6条 大学は、職員として採用しようとする者に対し、あらかじめ、次の事項を記載した文書を交付する。

- (1) 労働契約の期間に関する事項
- (2) 就業の場所及び従事する業務に関する事項
- (3) 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日及び休暇に関する事項
- (4) 交替制勤務をさせる場合は就業時転換に関する事項
- (5) 給与に関する事項
- (6) 退職に関する事項（解雇の事由を含む。）

(試用期間)

第7条 職員として採用された者は、採用の日から6か月間（教諭については1年間）を試

用期間とする。ただし、国、地方自治体又はこれらに準ずる機関の職員から引き続き大学の職員となった者については、この限りでない。

- 2 大学は、試用期間中に職員として不適格と認めるときは、解雇することがある。
- 3 試用期間は勤続年数に通算する。

第2節 昇任及び降任

(昇任)

第8条 職員の昇任は、総合的な能力の評価により行う。

(降任)

第9条 大学は、職員が次の各号の一に該当する場合には、降任させることがある。

- (1) 勤務実績が悪い場合
 - (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
 - (3) その他職務に必要な適性を欠く場合
 - (4) 職員自ら降任を希望して学長が承認した場合
- 2 前項第4号に規定する希望降任に関し、必要な事項は別に定める。

第3節 異動

(配置換・出向等)

第10条 大学は、業務上必要がある場合は、職員に対して配置換、併任又は出向（以下「配置換等」という。）を命ずることがある。ただし、教育職員については、専門の異なる配置換等は本人の同意を得るものとする。

- 2 前項に規定する配置換等を命ぜられた職員は、正当な理由がない限り拒むことができない。
- 3 職員の出向について必要な事項は、別に定める「国立大学法人富山大学出向規則」による。

第4節 休職

(休職)

第11条 職員が次の各号の一に該当するときは、休職とすることがある。

- (1) 負傷又は疾病により、病気休暇の期間が引き続き90日（結核性疾患の場合は1年）を超える場合
- (2) 刑事事件に関し起訴された場合
- (3) 学校、研究所、病院その他大学が指定する公共的施設において、その職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究若しくは指導に従事し、又は大学が指定する国際事情の調査等の業務に従事する場合
- (4) 国又は独立行政法人と共同して、若しくはこれらからの委託を受けて行われる科学技術に関する研究に係る業務であって、その職員の職務に関連があると認められるものに、前号に掲げる施設又は大学が当該研究に関し指定する施設において従事する場合
- (5) 研究成果活用企業の役員（監査役を除く。）、顧問又は評議員（以下「役員等」と

いう。)の職を兼ねる場合において、主として当該役員等の職務に従事する必要があり、大学の職務に従事することができないと認められる場合

(6) 日本国が加盟している国際機関、外国政府の機関等からの要請に基づいて職員を派遣する場合

(7) 教諭、養護教諭又は栄養教諭が、学長の許可を受けて、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に規定する専修免許状の取得を目的として、大学(短期大学を除く。)の大学院の課程若しくは専攻科の課程又はこれらの課程に相当する外国の大学の課程に在学してその課程を履修する場合において、職務に従事することができないと認められる場合。

(8) 労働組合業務に専従する場合

(9) 水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合

(10) その他特別の事由により休職にすることが適当と認められる場合

2 試用期間中の職員については、前項の規定を適用しない。

3 休職について必要な事項は、別に定める「国立大学法人富山大学職員任免規則」による。(休職の期間)

第12条 前条第1項第1号、第3号から第5号まで、第7号、第9号及び第10号の休職の期間は必要に応じ、いずれも3年を超えない範囲内で大学が定める。この休職の期間が3年に満たない場合においては、休職した日から引き続き3年を超えない範囲内においてこれを更新することがある。

2 前条第1項第2号の休職の期間は、その事件が裁判所に係属する期間とする。

3 前条第1項第6号及び第8号の休職の期間は必要に応じ、5年を超えない範囲内で大学が定める。前条第1項第6号の休職の期間が5年に満たない場合においては、休職した日から引き続き5年を超えない範囲内において、これを更新することがある。

4 前条第1項第3号から第5号までの休職の期間が引き続き3年に達する際特に必要があると大学が認めたときは、2年を超えない範囲内において休職の期間を更新することがある。この更新した休職の期間が2年に満たない場合においては、大学は、必要に応じ、その期間の初日から起算して2年を超えない範囲内において、再度これを更新することがある。

5 大学は、特に必要があると認めたときは、第1項の規定にかかわらず、前条第1項第4号の休職の期間を3年を超え5年を超えない範囲内において定めることがある。この休職の期間が5年に満たない場合においては、大学は、必要に応じ、休職した日から引き続き5年を超えない範囲内において、これを更新することがある。

6 前2項の規定による前条第1項第4号の休職及び第4項の規定による前条第1項第5号の休職の期間が引き続き5年に達する際、やむを得ない事情があると大学が認めたときは、必要に応じ、これを更新することがある。

(復職)

第13条 大学は、前条の休職の期間を満了するまでに休職事由が消滅したと認めた場合には、復職を命ずる。ただし、第11条第1項第1号の休職については、職員が休職の期間の満了までに復職を願い出て、医師が休職事由が消滅したと認めた場合に限り、復職を命ずる。

2 前項の場合、大学は、原則として休職前の職務に復帰させる。ただし、心身の条件その他を考慮し、他の職務に就かせることがある。

(休職中の身分)

第 14 条 休職者は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

第 5 節 退職及び解雇

(退職)

第 15 条 職員は、次の各号の一に該当するときは、退職とする。

- (1) 自己都合により退職を願い出て大学から承認されたとき。
- (2) 定年に達したとき。
- (3) 期間を定めて雇用されている場合、その期間を満了したとき。
- (4) 第 12 条に定める休職期間が満了し、休職事由がなお消滅しないとき。
- (5) 死亡したとき。

(自己都合による退職手続)

第 16 条 職員は、自己都合により退職しようとするときは、退職を予定する日の 30 日前までに、大学に退職願を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由により 30 日前までに退職願を提出できない場合は、14 日前までにこれを提出しなければならない。

2 職員は、退職願を提出しても、退職するまでは、従来職務に従事しなければならない。

(定年)

第 17 条 職員（特別研究教授、寄附講座教員、寄附研究部門教員及び共同研究講座教員を除く。）は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の 3 月 31 日（以下「定年退職日」という。）に退職するものとする。

2 前項の定年は、年齢 65 年とする。

3 労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）第 18 条、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）第 15 条の 2 及び大学の教員等の任期に関する法律（平成 9 年法律第 82 号）第 7 条の規定に基づき、期間の定めのある労働契約から期間の定めのない労働契約に転換した特別研究教授、寄附講座教員、寄附研究部門教員及び共同研究講座教員の定年は、年齢 70 年とし、定年退職日に退職するものとする。

(定年の特例)

第 18 条 大学は、前条の規定にかかわらず、定年に達した職員の職務の遂行上の特別の事情からみて、その退職により業務の運営に著しい支障が生ずると認められる十分な理由があると学長が認める場合は、定年退職日を延長することができる。

2 前項による定年退職日の延長は、1 年を超えない範囲内で行うものとし、当初の定年退職日から 3 年を超えない範囲内で更新することができる。

3 前項の規定にかかわらず、学長が特に必要と認めた場合は、3 年を超えて更新することができる。

4 教育職員の定年の特例について必要な事項は、別に定める「国立大学法人富山大学教育

職員の定年の特例に関する規則」による。

(再雇用)

第 19 条 第 17 条の規定により退職した職員（定年年齢が 60 歳の者に限る。）で再雇用を希望する職員は、別に定める「国立大学法人富山大学フルタイム再雇用職員就業規則」又は「国立大学法人富山大学短時間再雇用職員就業規則」により再雇用する。ただし、特に重要な職を任じた職員は、別に定める「国立大学法人富山大学特任再雇用職員就業規則」に基づき再雇用する。

(解雇)

第 20 条 大学は、職員が禁錮以上の刑（執行猶予が付された場合を除く。）に処せられた場合には、解雇する。

2 大学は、前項のほか、職員が次の各号の一に該当する場合には、解雇することがある。

- (1) 勤務実績が著しく悪い場合
- (2) 心身の故障のため職務の遂行に著しく支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 前 2 号に規定する場合のほか、その職務に必要な適格性を著しく欠く場合
- (4) 事業の縮小その他事業の運営上やむを得ない事由により、職員の減員等が必要となった場合
- (5) 天災事変その他やむを得ない事由により本学の事業継続が不可能となった場合
- (6) 公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職に在職し、業務の遂行が著しく阻害されるおそれのある場合
- (7) 執行猶予が付された禁錮以上の刑に処せられた場合
- (8) その他前各号に準ずるやむを得ない事情があった場合

3 解雇について必要な事項は、別に定める「国立大学法人富山大学職員任免規則」による。

(解雇制限)

第 21 条 前条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する期間は解雇しない。ただし、第 1 号の場合において療養開始後 3 年を経過しても負傷又は疾病がなおらず「労働者災害補償保険法」（昭和 22 年法律第 50 号。以下「労災法」という。）に基づく傷害補償年金の給付がなされ、労基法第 81 条の規定によって打切補償を支払ったものとみなされる場合又は労基法第 19 条第 2 項の規定により行政官庁の認定を受けた場合は、この限りでない。

- (1) 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため休業する期間及びその後 30 日間
- (2) 産前産後の女性職員が、別に定める「国立大学法人富山大学に勤務する職員の労働時間、休暇等に関する規則」第 22 条第 6 号及び第 7 号の規定による休暇を取得している期間及びその後 30 日間

(解雇予告)

第 22 条 第 20 条の規定により職員を解雇する場合は、少なくとも 30 日前に本人に予告をするか、又は平均賃金の 30 日分以上の解雇予告手当を支払う。ただし、試用期間中の職員（14 日を超えて引き続き雇用された者を除く。）を解雇する場合又は所轄労働基準監督署の認定を受けて第 39 条第 1 項第 5 号に定める懲戒解雇をする場合はこの限りではない。

2 前項の予告の日数は、1日について平均賃金を支払った場合においては、その日数を短縮することができる。

(退職後の責務)

第23条 退職した者又は解雇された者は、在職中に知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(退職証明書)

第24条 大学は、退職した者又は解雇された者が、退職証明書の交付を請求した場合は、遅滞なくこれを交付する。

2 前項の証明書に記載する事項は次のとおりとする。

- (1) 雇用期間
- (2) 業務の種類
- (3) その事業における地位
- (4) 給与
- (5) 退職の事由(解雇の場合は、その理由)

3 職員が、第22条の解雇の予告がなされた日から解雇の日までの間において、当該解雇の理由について証明書を請求した場合は、大学は遅滞なくこれを交付する。ただし、解雇の予告がなされた日以後に職員が当該解雇以外の事由により退職した場合においてはこの限りでない。

4 証明書には退職若しくは解雇された者又は解雇を予告された者が請求した事項のみを証明するものとする。

第3章 給与

(諸手当)

第25条 職員の給与は、本給及び諸手当とする。

2 前項の諸手当は、扶養手当、管理職手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任生活手当、特殊勤務手当、大学入学共通テスト手当、時間外労働手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、本給の調整額、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当、期末手当、勤勉手当、期末特別手当、安全衛生管理手当、指導薬剤師等手当、医師指導手当、教員特別業務手当、外部資金獲得手当、医療技術職員特別支援手当、幼児教育体制支援手当、研究代表者等特別手当、クロスアポイントメント手当及び面接指導実施医師手当とする。ただし「国立大学法人富山大学年俸制(一)適用教員給与規則」、「国立大学法人富山大学年俸制(二)適用教員給与規則」及び「国立大学法人富山大学特命教員等給与規則」の適用者にあつては別に定める。

3 給与(期末手当、勤勉手当、期末特別手当及び外部資金獲得手当を除く。)は、その月の全額を毎月17日に支給するものとし、特殊勤務手当、大学入学共通テスト手当、時間外労働手当、休日給、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当は、その月の分を翌月17日に支給する。ただし、支給日(この項において毎月17日を「支給日」という。)が日曜日に当たるときは、15日に、支給日が土曜日に当たるときは、16日に、支給日が月曜日で、かつ、休日に当たるときは、18日に支給する。

4 期末手当、勤勉手当及び期末特別手当は、6月30日及び12月10日に支給する。ただ

し、支給日（この項において、6月30日及び12月10日を「支給日」という。）が日曜日に当たるときは、支給日の前々日に、支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日に支給する。

- 5 外部資金獲得手当は、3月10日に支給する。ただし、支給日（3月10日をいう。以下この項において同じ。）が日曜日に当たるときは、支給日の前々日に、支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日に支給する。
- 6 職員の給与について必要な事項は、別に定める「国立大学法人富山大学職員給与規則」、「国立大学法人富山大学年俸制（一）適用教員給与規則」、「国立大学法人富山大学年俸制（二）適用教員給与規則」及び「国立大学法人富山大学特命教員等給与規則」による。

第4章 服務

（誠実義務）

第26条 職員は、職務上の責任を自覚し、大学の指示命令に従い、誠実に職務に専念するとともに、職場の秩序の維持に努めなければならない。

（遵守事項）

第27条 職員は、次の事項を守らなければならない。

- （1）業務上の指示命令に従い、職場の秩序を保持し、互いに協力してその職務を遂行しなければならない。
- （2）職場の内外を問わず、大学の信用を傷つけ、その利益を害し、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- （3）職務上知ることのできた秘密及び個人情報を正当な理由なく他に漏らしてはならない。
- （4）常に公私の別を明らかにし、その職務や地位を私的利用のために用いてはならない。
- （5）大学の敷地及び施設内（以下「大学内」という。）で、喧騒、その他の秩序・風紀を乱す行為をしてはならない。
- （6）大学の許可なく、大学内で営利を目的とする金品の貸借をし、物品の売買を行ってはならない。

（職員の倫理）

第28条 職員の倫理について、遵守すべき職務に係る倫理原則及び倫理の保持を図るために必要な事項については、別に定める「国立大学法人富山大学役職員倫理規則」による。

（ハラスメントに関する措置）

第29条 ハラスメントの防止に関する措置は、別に定める「国立大学法人富山大学ハラスメントの防止等に関する規則」による。

（兼業）

第30条 職員は、次に掲げるもので大学の許可を受けた場合は、兼業を行うことができる。

- （1）職員の専門分野に関し、有用な知見が得られるもの
- （2）地域社会へ貢献するもの
- （3）産学官連携を推進するもの
- （4）学術の発展に寄与するもの

- (5) その他前各号に準ずるもの
- 2 職員の兼業について必要な事項は、別に定める「国立大学法人富山大学役職員兼業規則」による。

第5章 知的財産権 (知的財産権)

第31条 職員の知的財産権について必要な事項は、別に定める「国立大学法人富山大学職務発明規則」及び「国立大学法人富山大学研究成果有体物等取扱規則」による。

第6章 労働時間、休日、休暇等 (労働時間等)

第32条 職員の労働時間、休日、休暇等について必要な事項は、別に定める「国立大学法人富山大学に勤務する職員の労働時間、休暇等に関する規則」による。

(育児休業等)

第33条 職員のうち、3歳に満たない子の養育を必要とする者は、大学に申し出て育児休業の適用を受けることができる。

- 2 前項の職員のうち、産後休暇を取得しておらず、子の誕生日又は出産予定日のいずれか遅い方から8週間以内の子と同居し、養育する者は、出生時育児休業の適用を受けることができる。

- 3 職員のうち、小学校就学の始期に達するまでの子の養育を必要とする者は、大学に申し出て育児短時間勤務又は育児部分休業の適用を受けることができる。

- 4 育児休業、出生時育児休業、育児短時間勤務及び育児部分休業について必要な事項は、別に定める「国立大学法人富山大学職員の育児休業等に関する規則」による。

(介護休業等)

第34条 職員の家族で傷病のため介護を要する者がいる場合は、大学に申し出て介護休業又は介護部分休業の適用を受けることができる。

- 2 介護休業等について必要な事項は、別に定める「国立大学法人富山大学職員の介護休業等に関する規則」による。

第7章 研修 (研修)

第35条 大学は、職員の研修機会の提供に努めるものとし、職員は、その機会を活用し、研究と修養に努めなければならない。

- 2 職員は、職務の遂行に必要な研修を命ぜられた場合は、これを受けなければならない。

- 3 職員の研修について必要な事項は、別に定める「国立大学法人富山大学職員の研修に関する規則」による。

第8章 勤務評定 (勤務評定)

第36条 大学は、職員の勤務成績について公正な手続きにより評定を実施する。

第9章 賞罰

(表彰)

第37条 大学は、職員が大学の業務に関し、特に功労があつて他の模範とするに足りると認められるときは、別に定める「国立大学法人富山大学職員表彰規則」により、これを表彰する。

(懲戒)

第38条 大学は、職員が、次の各号の一に該当する場合は、所定の手続きの上、懲戒処分を行う。

- (1) この規則その他大学の定める諸規則に違反したとき。
- (2) 職務上の義務に違反したとき。
- (3) 故意又は重大な過失により大学に損害を与えたとき。
- (4) 承認を受けずに遅刻、早退、欠勤する等勤務を怠ったとき。
- (5) 刑法上の犯罪に該当する行為があつたとき。
- (6) 重大な経歴詐称をしたとき。
- (7) 前各号に準ずる行為があつたとき。

2 職員の懲戒について必要な事項は、別に定める「国立大学法人富山大学職員懲戒規則」による。

(懲戒の種類・内容)

第39条 懲戒の種類及び内容は次のとおりとする。

- (1) 譴責 始末書を提出させ、将来を戒める。
- (2) 減給 始末書を提出させるほか、給与を減額する。この場合において、減額は、1回の額は平均賃金の1日分の2分の1、1か月の額は当該月の給与総額の10分の1の範囲内とする。
- (3) 出勤停止 始末書を提出させるほか、1日以上3月以内の期間を定めて出勤を停止し、職務に従事させず、その間の給与は支給しない。
- (4) 諭旨解雇 退職を勧告して解雇する。ただし、勧告に応じない場合は、懲戒解雇する。
- (5) 懲戒解雇 即時に解雇する。この場合において、所轄労働基準監督署の認定を受けたときは労基法第20条に規定する手当を支給しない。

2 前項第1号から第3号までの始末書の提出期限は次のとおりとする。

- (1) 再審査の請求がない場合 懲戒処分書の交付を受けた日の翌日から起算して60日以内
- (2) 再審査の請求がある場合で、当該請求が却下された場合 却下の通知を受理した日の翌日から起算して14日以内
- (3) 再審査の請求がある場合で、当該請求が受理され、再審査の結果、最初の処分が妥当と認められた場合 最初の処分が妥当と認められた旨の通知を受理した日の翌日から起算して14日以内
- (4) 再審査の請求がある場合で、当該請求が受理され、再審査の結果、最初の処分決定の修正又はこれに代わる新たな処分決定により、譴責、減給又は出勤停止となった場

合 新たに懲戒処分書の交付を受けた日の翌日から起算して14日以内
(管理監督責任)

第40条 管理監督下にある職員が第38条第1項各号のいずれかに該当する行為を行った場合は、当該管理職員を管理監督責任により懲戒することがある。ただし、管理職員がこれを防止する方法を講じていた場合においては、情状により懲戒を免ずることがある。

(厳重注意)

第41条 大学は、第38条第1項各号に準ずる者についても、服務を厳正にし、規律を保持する必要があるときは、厳重注意を文書等により行う。

(損害賠償)

第42条 職員が故意又は重大な過失によって大学に損害を与えた場合は、第38条、第39条又は第40条の規定による懲戒処分等を行うほか、その損害の全部又は一部を賠償させるものとする。

第10章 安全衛生

(安全・衛生管理)

第43条 職員は、安全、衛生及び健康確保について、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)及びその他の関係法令のほか、大学の指示を守るとともに、大学が行う安全、衛生に関する措置に協力しなければならない。

2 大学は、職員の健康増進と危険防止のために必要な措置をとらなければならない。

3 職員の安全・衛生管理について必要な事項は、別に定める「国立大学法人富山大学安全衛生管理規則」による。

第11章 出張

(出張)

第44条 職員は、業務上必要がある場合は、出張を命ぜられることがある。

2 出張を命ぜられた職員が帰任したときは、速やかに、大学に報告しなければならない。

(旅費)

第45条 前条の出張に要する旅費に関して必要な事項は、別に定める「国立大学法人富山大学旅費規則」による。

第12章 福利・厚生

(宿舎利用基準)

第46条 職員の宿舎の利用については、別に定める「国立大学法人富山大学宿舎規則」による。

第13章 災害補償

(業務上の災害補償)

第47条 職員の業務上の災害については、労基法及び労災法の定めるところにより、同法の各補償給付を受けるものとする。

(通勤途上災害)

第 48 条 職員の通勤途上における災害については、労災法の定めるところにより、同法の各給付を受けるものとする。

(災害補償に関する事項)

第 49 条 前 2 条に定めるもののほか、職員の労働災害等の補償について必要な事項は、別に定める「国立大学法人富山大学職員災害補償規則」による。

第 14 章 退職手当

(退職手当)

第 50 条 職員の退職手当について必要な事項は、別に定める「国立大学法人富山大学職員退職手当規則」による。

附 則

この規則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 20 年 7 月 8 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 28 年 2 月 9 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 30 年 11 月 13 日から施行し、平成 30 年 11 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 31 年 1 月 29 日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年 6 月 25 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。(令和元年 12 月 24 日改正附則)

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 2 年 10 月 27 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和 3 年 3 月 9 日から施行する。ただし、医学系所属（ただし、附属病院に診療科及び中央診療施設等をもつ講座に限る）の教育職員の特殊勤務手当、大学入学共通テスト手当、時間外労働手当、休日給及び管理職特別勤務手当については、第 25 条第 3 項の規定にかかわらず、その月の初日から 20 日分までを翌月 17 日に支給し、21 日から末日分までを翌々月 17 日に支給する。
- 2 前項ただし書きの適用については、令和 4 年 3 月 31 日までとする。

附 則

- 1 この規則は、令和 4 年 2 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行日の前日に教育職本給表（二）又は教育職本給表（三）の適用を受ける職員でその職務の級が 2 級かつ国立大学法人富山大学職員給与規則第 10 条に規定する管理職手当が支給されていた者については、当該管理職手当が支給される間、改正後の第 25 条第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、令和 4 年 2 月 22 日から施行し、令和 4 年 2 月 1 日から適用する。
- 2 第 25 条第 2 項に規定する特別支援手当は、国庫補助事業による「看護職員等处遇改善事業補助金」の交付期間中支給するものとする。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 4 年 6 月 28 日から施行する。ただし、第 25 条第 2 項に規定する幼児教育体制支援手当については、令和 4 年 2 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 4 年 10 月 11 日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年10月25日から施行する。ただし、第25条第2項に規定する医療技術職員特別支援手当については、令和4年10月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和4年11月22日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年12月6日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年1月24日から施行する。

附 則

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

2 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第17条第2項の規定の適用については、次の表の右欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

3 教育職員（校長（併任を除く。）、園長（併任を除く。）、副校長、副園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭は除く。）及び特命診療助手の定年は、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

国立大学法人富山大学教育職員の定年の特例に関する規則

令和元年6月25日制定

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人富山大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第18条に規定する定年の特例に関し、必要な事項を定める。

(要件)

第2条 就業規則第18条第1項に規定する学長が認めた教育職員とは、専門分野において特に優れた業績を挙げ先導的な役割を果たしている者で、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) ノーベル賞受賞者
- (2) 文化勲章受章者
- (3) 文化功労者
- (4) 日本学士院賞受賞者
- (5) 紫綬褒章受章者

(就業条件等)

第3条 定年を延長する教育職員の職務内容及び就業条件は、従来のとおりとする。ただし、給与は「国立大学法人富山大学年俸制適用教員給与規則」を適用するものとし、年俸額は学長が別に定める。

- 2 定年を延長した教育職員が在職する間は、当該教育職員の後任を補充しない。
- 3 定年を延長した教育職員の人件費は、当該教育職員が所属する部局の負担とする。
- 4 大学は、定年を延長した教育職員に対し、大学及び部局の管理運営その他これらに関連する業務を免除することができる。

(手続)

第4条 学長は、教育職員の定年の延長を認めるに当たり、役員会の議を経るものとする。

附 則

この規則は、令和元年6月25日から施行する。

国立大学法人富山大学事務組織規則

平成20年4月1日全部改正	平成20年7月22日改正	平成21年4月1日改正
平成21年10月1日改正	平成22年4月1日改正	平成23年4月1日改正
平成24年4月1日改正	平成24年8月1日改正	平成24年10月1日改正
平成25年9月24日改正	平成26年3月25日改正	平成26年6月18日改正
平成26年6月20日改正	平成26年6月24日改正	平成26年7月8日改正
平成27年1月16日改正	平成27年3月25日改正	平成27年7月1日改正
平成27年12月11日改正	平成28年3月18日改正	平成28年4月21日改正
平成28年12月1日改正	平成29年9月25日改正	平成29年11月30日改正
平成30年3月27日改正	平成31年1月29日改正	令和元年6月3日改正
令和元年9月24日改正	令和元年12月27日改正	令和2年7月1日改正
令和2年10月30日改正	令和3年3月24日改正	令和4年3月30日改正
令和4年6月3日改正	令和4年10月25日改正	令和4年12月20日改正
令和5年3月22日改正	令和5年6月19日改正	

目次

第1章 総則（第1条～第11条）

第2章 事務局（第12条～第41条）

第1節 監査課（第12条）

第2節 総務部（第13条～第17条）

第3節 財務施設部（第18条～第22条）

第4節 学務部（第23条～第26条）

第5節 研究推進部（第27条～第30条）

第6節 五福高岡地区事務部（第31条～第35条）

第7節 杉谷地区事務部（第36条～第41条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、国立大学法人富山大学（以下「本学」という。）の事務組織及び所掌事務の範囲に関し、必要な事項を定める。

（事務局）

第2条 事務局に監査課，総務部，財務施設部，学務部，研究推進部，五福高岡地区事務部及び杉谷地区事務部を置く。

2 総務部に企画評価課，総務課，人事課，労務管理室及び情報推進課を置く。

3 財務施設部に財務企画課，経理第一課，経理第二課，施設企画課及び施設整備課を置く。

4 学務部に学務課，学生支援課，入試課及び国際課を置く。

5 研究推進部に研究振興課，産学共創課，社会貢献課及び学術コンテンツ課を置く。

6 五福高岡地区事務部に人社系総務課，人社系学務課，芸術系総務・学務課，理工系総務課及び理工系学務課を置く。

7 杉谷地区事務部に総務課，経営管理課，学務課，病院企画課，医事課及び医療支援課を置く。

第3条 削除

(チーム及び室)

第4条 課に次に掲げるチーム及び室を置く。

所属	課	チーム, 室
総務部	総務課	広報・基金室
	情報推進課	DS・DX推進事務室
財務施設部	財務企画課	財務企画チーム
		財務分析チーム
	経理第一課	経理チーム
		契約チーム
	経理第二課	経理チーム
		契約チーム
	施設企画課	施設企画チーム
施設計画チーム		
環境安全チーム		
学務部	学務課	学務企画チーム
		修学支援チーム
		教養教育支援室
	学生支援課	就職・キャリア支援室
研究推進部	研究振興課	研究推進チーム
		研究センター等支援チーム
五福高岡地区事務部	芸術系総務・学務課	総務チーム
		学務チーム
杉谷地区事務部	総務課	総務チーム
		医薬系支援チーム
		職員支援室
	学務課	学部教務チーム
		大学院教務チーム
		学生支援チーム
	病院企画課	病院企画チーム
		臨床研修チーム
	医事課	医事チーム
		医療情報チーム
		診療情報管理チーム
	医療支援課	医療支援チーム
地域医療連携チーム		
医療安全支援チーム		

(事務局長)

第5条 事務局に事務局長を置く。

2 事務局長は、事務局の事務を掌理し、総括する。

(部長)

第6条 各部に部長を置く。

2 部長は、上司の命を受け、部の事務を遂行する。

(次長)

第7条 各部に次長を置くことができる。

2 次長は、部長の職務を補佐し、部の事務を遂行する。

(課長)

第8条 各課(労務管理室を含む。)(以下「各課」という。)に課長を置く。

2 課長は、上司の命を受け課の事務を遂行する。

3 第1項の規定にかかわらず、特に必要と認める場合は、部に特別な任務を担当する課長を置くことができる。

(高度専門職)

第8条の2 各課に高度専門職を置くことができる。

2 高度専門職は、上司の命を受け、課の所掌事務のうち、高度の専門的知識又は経験を必要とする特定分野の事務を直接遂行する。

3 高度専門職は、担当する特定分野を付記して、課長と称することができる。

4 第1項の規定にかかわらず、特に必要と認める場合は、部に特別な任務を担当する高度専門職を置くことができる。

(課長補佐)

第9条 各課に課長補佐を置くことができる。

2 課長補佐は、課長の職務を補佐し、課の事務を遂行する。

3 第1項の規定にかかわらず、特に必要と認める場合は、部に特別な任務を担当する課長補佐を置くことができる。

(専門職)

第9条の2 各課に専門職を置くことができる。

2 専門職は、課長の職務を補佐し、課の所掌事務のうち、専門的知識又は経験を必要とする特定分野の事務を直接遂行する。

3 専門職は、担当する特定分野を付記して、課長補佐と称することができる。

4 第1項の規定にかかわらず、特に必要と認める場合は、部に特別な任務を担当する専門職を置くことができる。

(係長、主任、事務職員及び技術職員)

第10条 各課に係長、主任、事務職員及び技術職員を置くことができる。

2 係長、主任、事務職員及び技術職員は、上司の命を受け、課の事務を遂行する。

3 第1項の規定にかかわらず、特に必要と認める場合は、部に特別な任務を担当する係長、主任、事務職員及び技術職員を置くことができる。

(チームリーダー及び室長)

第11条 第4条に定めるチームにチームリーダーを、室に室長を置く。

2 チームリーダー及び室長は、上司の命を受け、チーム又は室の事務を遂行する。

第2章 事務局

第1節 監査課

(監査課)

第12条 監査課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 学内の定期及び随時監査に関する事。
- (2) 外部監査に係る連絡調整に関する事。
- (3) 監事の監査に係る補助に関する事。
- (4) 共済組合（長期給付を除く。）の監査に関する事。
- (5) 所掌事務に係る規則等の制定及び改廃に関する事。
- (6) 所掌事務に係る会議に関する事。
- (7) 所掌事務に係る調査，統計及び報告に関する事。
- (8) その他監査に関する事。

第2節 総務部

(企画評価課)

第13条 企画評価課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 長期計画（将来計画）に関する事。
- (2) 中期目標及び中期計画に関する事。
- (3) 学部，学科等の設置及び改廃等に関する事。
- (4) 大学等の設置に係る設置計画履行状況報告及び設置計画の変更手続きに関する事。
- (5) 国立大学法人評価委員会による中期目標期間における実績に係る評価（国立大学法人評価）に関する事。
- (6) 大学機関別認証評価等外部評価に関する事。
- (7) 評価に係るデータ収集に関する事。
- (8) 自己点検評価に関する事。
- (9) 組織再編計画に関する事。
- (10) 所掌事務に係る会議に関する事。
- (11) 所掌事務に係る調査，統計及び報告に関する事。
- (12) その他企画及び評価に関する事。

(総務課)

第14条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 大学の事務に係る総括及び連絡調整に関する事。
- (2) 役員会，経営協議会，教育研究評議会，学長選考・監察会議その他の所掌事務に係る会議に関する事。
- (3) 所掌事務に係る儀式その他諸行事に関する事。
- (4) 学長及び事務局長等に係る学外諸会議に関する事。
- (5) 渉外事務に関する事。
- (6) 秘書事務に関する事。
- (7) 所掌事務に係る規則等の制定及び改廃に関する事。
- (8) 所掌事務に係る公印の管守に関する事。
- (9) 法人文書管理に関する事。
- (10) 文書の接受，発送及び整理保存並びに郵便物等の受取及び配布に関する事。

- (11) 情報公開，個人情報保護に関すること。
- (12) 業務改善に関すること。
- (13) 社団法人国立大学協会に関すること。
- (14) 国立大学法人総合損害保険金に関すること。
- (15) 公用車（五福キャンパス）の管理及び運行に関すること。
- (16) 総務部の庶務に関すること。
- (17) インターンシップ等の受入に関すること。
- (18) 指定統計調査等の事務並びに所掌事務に係る調査，統計及び報告に関すること。
- (19) その他他の部に属しないこと。

広報・基金室

- (1) 広報の企画・立案及び連絡調整に関すること。
- (2) 報道機関への広報等に関すること。
- (3) 大学概要等の編集及び発行に関すること。
- (4) 公式ウェブサイトに関すること。
- (5) 富山大学基金事務に関すること。
- (6) 同窓会連合会との連絡調整に関すること。
- (7) 所掌事務に係る会議に関すること。
- (8) 所掌事務に係る調査，統計及び報告に関すること。
- (9) その他広報・基金に関すること。

(人事課)

第15条 人事課においては，次の事務をつかさどる。

- (1) 役職員の任免に関すること。
- (2) 役員の報酬及び退職手当に関すること。
- (3) 職員の給与及び退職手当に関すること。
- (4) 人件費の試算に関すること。
- (5) 給与計算及び支給，並びに給与からの各種控除に関すること。
- (6) 給与支給による帳票・証明書作成に関すること。
- (7) 所得税・住民税の納付・届出・帳票作成に関すること。
- (8) 給与・事業主負担金の財務関係伝票作成に関すること。
- (9) 事務系職員の人材育成（研修・キャリアアップ等）に関すること。
- (10) 事務系職員の人事評価に関すること。
- (11) 教員業績評価に関すること。
- (12) 身上調書に関すること。
- (13) 客員教授，名誉教授，名誉博士等に関すること。
- (14) 障害者の雇用に関すること。
- (15) 次世代育成支援に関すること。
- (16) ダイバーシティ推進に関すること。
- (17) 身分証明書に関すること。
- (18) 所掌事務に係る会議に関すること。
- (19) 所掌事務に係る調査，統計及び報告に関すること。
- (20) その他人事事務に関すること。

(労務管理室)

第16条 労務管理室においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 職員の労働時間、休日、休暇等及び兼業に関すること。
 - (2) 職員の懲戒等に関すること。
 - (3) 職員の倫理及びハラスメントに関すること。
 - (4) 社会保険及び労働保険に関すること。
 - (5) 労使協定に関すること。
 - (6) 労働組合に関すること。
 - (7) 職員の災害補償に関すること。
 - (8) 職員の安全衛生管理（他の課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
 - (9) 栄典及び表彰に関すること。
 - (10) 共済組合（短期給付，長期給付，福祉事業）に関すること。
 - (11) 財形貯蓄の加入解約等手続に関すること。
 - (12) 五福キャンパスの職員会館の管理に関すること。
 - (13) 所掌事務に係る会議に関すること。
 - (14) 所掌事務に係る調査，統計及び報告に関すること。
 - (15) 就業管理システムに関すること。
 - (16) その他職員の労働及び福利厚生に関すること。
- (情報推進課)

第17条 情報推進課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 大学全体の情報政策の策定に関すること。
- (2) 事務情報化推進計画の総括及び連絡調整に関すること。
- (3) 富山大学C S I R T (Computer Security Incident Response Team) の事務に関すること。
- (4) 情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ基本計画策定に関すること。
- (5) 事務情報システムの企画，立案及び運用管理に関すること。
- (6) 総合情報基盤センター情報システムの管理及び運用に関すること。
- (7) 全学ネットワークの管理及び運用に関すること。
- (8) 総合情報基盤センター端末室の管理に関すること。
- (9) 総合情報基盤センターの事務に関すること。
- (10) 所掌事務に係る会議に関すること。
- (11) 所掌事務に係る調査，統計及び報告に関すること。
- (12) 所掌事務に係る公印の管守に関すること。
- (13) 教育研究推進系の事務（他の課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- (14) その他情報推進に関すること。

D S ・ D X 推進事務室

- (1) 大学のデータサイエンス (D S) 及びデジタルトランスフォーメーション (D X) 推進の企画及び調整に関すること。
- (2) 職員のデジタル技術活用に係る人材育成に関すること。
- (3) 所掌事務に係る会議に関すること。
- (4) D S 推進に係る富山県及び富山市との連携事業に関すること。
- (5) D S に係る学校教育，社会人教育及び産学官金連携事業の推進に関すること。
- (6) 所掌事務に係る調査，統計及び報告に関すること。

(7) その他DS及びDXの推進に関すること。

第3節 財務施設部

(財務企画課)

第18条 財務企画課においては、次の事務をつかさどる。

財務企画チーム

- (1) 財務企画に関すること。
- (2) 所掌事務に係る規則等の制定及び改廃に関すること。
- (3) 所掌事務に係る会議に関すること。
- (4) 会計事務に係る研修に関すること。
- (5) 会計事務の企画及び連絡調整に関すること。
- (6) 会計組織の命免に関すること。
- (7) 所掌事務に係る公印の管守に関すること。
- (8) 予算の総括に関すること。
- (9) 中期目標・中期計画期間の財政計画に関すること。
- (10) 概算要求（他の課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- (11) 予算の編成方針及び予算の作成に関すること。
- (12) 予算の配分に関すること。
- (13) 予算の繰越に関すること。
- (14) 財務施設部の庶務に関すること。
- (15) 財務施設部の所掌事務に係る連絡調整に関すること。
- (16) 所掌事務に係る調査、統計及び報告に関すること。
- (17) その他財務施設部の所掌事務（他の課の所掌に属するものを除く。）に関すること。

財務分析チーム

- (1) 決算に関すること。
- (2) 財務諸表等の作成及び報告に関すること。
- (3) 財務の計算証明に関すること。
- (4) 財務会計の分析に関すること。
- (5) 資金の運用計画に関すること。
- (6) 借入金に関すること。
- (7) 勘定科目の照査に関すること。
- (8) 資産管理システムへの登録（減価償却及び減損会計に係る取りまとめの総括事務を含む。）に関すること。
- (9) 不動産の長期貸付に関すること。
- (10) 不動産の一時貸付（職員会館並びに高岡キャンパスの体育施設及び洗心苑を除く。）に関すること。
- (11) 物品の貸付に関すること。
- (12) 物品の寄附に関すること。
- (13) 物品の譲与に関すること。
- (14) 物品の借入に関すること。
- (15) 物品の移管に関すること。
- (16) 物品の不用決定（発生物品及び生産品の不用決定を除く。）に関すること。
- (17) 少額資産一覧表の整備に関すること。

- (18) 所掌事務に係る会議に関すること。
- (19) 所掌事務に係る調査，統計及び報告に関すること。
- (20) その他財務分析に関すること。

(経理第一課)

第19条 経理第一課においては，次の事務をつかさどる。

経理チーム

- (1) 経理事務の総括，企画及び連絡調整に関すること。
- (2) 収入金（他の課の所掌に属するものを除く。）の徴収及び収納に関すること。
- (3) 取引銀行に関すること。
- (4) 債権の管理（他の課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- (5) 有価証券の保管に関すること。
- (6) 支出金の支払いに関すること。
- (7) 科学研究費補助金等の経理及び支払（他の課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- (8) 現金及び預金（他の課の所掌に属するものを除く。）の出納並びに管理に関すること。
- (9) 消費税に関すること。
- (10) 旅費及び謝金（他の課の所掌に属するものを除く。）の支出決議書の作成に関すること。
- (11) 所掌事務に係る公印の管守に関すること。
- (12) 所掌事務に係る会議に関すること。
- (13) 所掌事務に係る監査に関すること。
- (14) 所掌事務に係る調査，統計及び報告に関すること。
- (15) その他経理（他の課の所掌に属するものを除く。）に関すること。

契約チーム

- (1) 契約事務の総括，企画及び連絡調整に関すること。
- (2) 特定調達契約（他の課の所掌に属するものを除く。）の契約に関すること。
- (3) 全学共通に係る物品の調達及び役務の契約に関すること。
- (4) 物品（図書を除く。）の調達及び役務（他の課の所掌に属するものを除く。）の契約に関すること。
- (5) 建設工事，設計・測量業務及び施設関係の役務の契約に関すること。
- (6) 不用物品等の売り払い（他の課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- (7) 五福キャンパスにおける物品及び役務の検収に関すること。
- (8) 所掌事務に係る公印の管守に関すること。
- (9) 所掌事務に係る会議に関すること。
- (10) 所掌事務に係る監査に関すること。
- (11) 所掌事務に係る調査，統計及び報告に関すること。
- (12) その他五福キャンパス及び高岡キャンパスの契約に関すること。

(経理第二課)

第20条 経理第二課においては，次の事務をつかさどる。

経理チーム

- (1) 杉谷キャンパスにおける収入金（他の課の所掌に属するものを除く。）の徴収及び

収納に関すること。

- (2) 杉谷キャンパスにおける債権（他の課の所掌に属するものを除く。）の管理に関すること。
- (3) 杉谷キャンパスにおける支払データの取りまとめに関すること。
- (4) 杉谷キャンパスにおける科学研究費補助金等の経理及び支払に関すること。
- (5) 杉谷キャンパスにおける現金及び預金（他の課の所掌に属するものを除く。）の出納並びに管理に関すること。
- (6) 杉谷キャンパスにおける旅費及び謝金の支出決議書の作成に関すること。
- (7) 杉谷キャンパスにおける防火に関すること。
- (8) 所掌事務に係る公印の管守に関すること。
- (9) 所掌事務に係る会議に関すること。
- (10) 所掌事務に係る監査に関すること。
- (11) 所掌事務に係る調査，統計及び報告に関すること。
- (12) その他杉谷キャンパスの経理に関すること。

契約チーム

- (1) 杉谷キャンパスにおける特定調達契約の契約に関すること。
- (2) 杉谷キャンパスにおける物品（図書を除く。）の調達及び役務の契約に関すること。
- (3) 医療用消耗品の共同購入等経費抑制対策に関すること。
- (4) 杉谷キャンパスにおける不用物品等の売り払いに関すること。
- (5) 杉谷キャンパスにおける物品及び役務の検収に関すること。
- (6) 所掌事務に係る公印の管守に関すること。
- (7) 所掌事務に係る会議に関すること。
- (8) 所掌事務に係る監査に関すること。
- (9) 所掌事務に係る調査，統計及び報告に関すること。
- (10) その他経理（他の課の所掌に属するものを除く。）に関すること。

(施設企画課)

第21条 施設企画課においては、次の事務をつかさどる。

施設企画チーム

- (1) 施設マネジメントの総括に関すること。
- (2) 施設費に係る事業計画・要求及び交付申請に関すること。
- (3) 所掌事務に係る監査に関すること。
- (4) 施設関係の法令上の各種届出等に関すること。
- (5) 所掌事務に係る会議に関すること。
- (6) 所掌事務に係る調査，統計及び報告に関すること。
- (7) 不動産の買入，借入，売払，交換等に係る契約（国及び地方公共団体の行政財産の使用許可申請を含む。）に関すること。
- (8) 施設費及び所掌する事務に係る運営費交付金等の経理に関すること。
- (9) 固定資産税に係る償却資産の申告及び固定資産税の支払いに関すること。
- (10) 不動産（土地，立木竹，建物，建物附属設備及び構築物をいう。以下同じ。）及び船舶の取得並びに処分に関すること。
- (11) 事務局における不動産の維持，保存及び運用に関すること。
- (12) 事務局における不動産及び船舶の監守計画に関すること。

- (13) 不動産の登記に関する事。
- (14) 不動産に係る道路、河川等の占有許可に関する事。
- (15) 職員宿舎の設置、維持・管理及び貸与事務に関する事。
- (16) 防災及び防火管理の総括及び事務局における防災及び防火管理に関する事。
- (17) 五福キャンパスの構内警備及び構内交通に関する事。
- (18) 黒田講堂の管理に関する事。
- (19) その他施設に関する事。

施設計画チーム

- (1) キャンパスマスタープランの企画・立案に関する事。
- (2) 施設の整備計画の企画・立案・実施に関する事。
- (3) 施設費に係る事業計画・要求の支援に関する事。
- (4) 建築物、工作物、屋外環境、電気・通信設備及び機械設備（以下「施設・設備等」という。）の維持保全及び予防的修繕計画の立案に関する事。
- (5) 施設の維持管理、維持保全に係る計画及び整備に関する事。
- (6) 施設・設備等に係る役務、修繕工事関係業務に関する事。
- (7) 整備計画に基づく施設・設備等の設計に関する事。
- (8) 整備計画に基づく施設・設備等に係る積算に関する事。
- (9) 整備計画に基づく施設・設備等に係る施工監理に関する事。
- (10) 建築物、電気・通信設備及び機械設備に係る省エネルギーの企画・立案及びエネルギー管理に関する事。
- (11) 基幹設備の運転監視に関する事。
- (12) 他課への技術的支援に関する事。
- (13) 所掌事務に係る会議に関する事。
- (14) 所掌事務に係る調査、統計及び報告に関する事。
- (15) その他施設計画に関する事。

環境安全チーム

- (1) 環境安全推進センターの業務の支援に関する事。
- (2) 環境安全推進センターの事務に関する事。
- (3) 教育研究推進系の事務（他の課の所掌に属するものを除く。）に関する事。
- (4) 所掌事務に係る会議に関する事。
- (5) 所掌事務に係る調査、統計及び報告に関する事。
- (6) その他環境安全に関する事。

(施設整備課)

第22条 施設整備課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) キャンパスマスタープランの企画・立案の支援に関する事。
- (2) 杉谷キャンパス関連の施設の整備計画の企画・立案・実施に関する事。
- (3) 杉谷キャンパス関連の施設・設備等の維持保全及び予防的修繕計画の立案に関する事。
- (4) 杉谷キャンパス関連の施設の維持管理、維持保全に係る計画及び整備に関する事。
- (5) 杉谷キャンパス関連の施設・設備等に係る役務、修繕工事関係業務に関する事。
- (6) 整備計画に基づく杉谷キャンパス関連の施設・設備等の設計に関する事。

- (7) 整備計画に基づく杉谷キャンパス関連の施設・設備等に係る積算に関する事。
- (8) 整備計画に基づく杉谷キャンパス関連の施設・設備等に係る施工監理に関する事。
- (9) 杉谷キャンパス関連の建築物、電気・通信設備及び機械設備に係る省エネルギーの企画・立案及びエネルギー管理に関する事。
- (10) 杉谷キャンパス関連の基幹設備の運転監視に関する事。
- (11) 杉谷キャンパスの実験廃液及び廃液処理施設の汚泥等の処理に関する事。
- (12) 杉谷キャンパスの排水の分析及び報告に関する事。
- (13) 看護師宿舎の設置、維持・管理及び貸与事務に関する事。
- (14) 他課への技術的支援に関する事。
- (15) 杉谷キャンパス関連の環境安全推進センターの業務の支援に関する事。
- (16) 杉谷キャンパス関連の環境安全推進センターの事務に関する事。
- (17) 所掌事務に係る会議に関する事。
- (18) 所掌事務に係る調査、統計及び報告に関する事。
- (19) その他施設整備に関する事。

第4節 学務部

(学務課)

第23条 学務課においては、次の事務をつかさどる。

学務企画チーム

- (1) 学務部の事務に係る総括及び連絡調整に関する事。
- (2) 教育・学生支援機構の事務に係る総括及び連絡調整に関する事。
- (3) 教育・学生支援機構教育・学生支援企画室の事務に関する事。
- (4) 教育内容等の改善に係る企画立案に関する事。
- (5) 教育に関する実績評価に関する事。
- (6) ファカルティ・ディベロプメント (FD) に関する事。
- (7) 教育に関する外部資金の申請に関する事。
- (8) 教員養成課程の課程認定に関する事。
- (9) 学校図書館司書教諭講習に関する事。
- (10) 介護等体験に関する事。
- (11) 大学コンソーシアム富山教育連携部会に関する事。
- (12) 教育・学生支援機構教育推進センターの事務に関する事。
- (13) 教育・学生支援機構教職総合支援センターの事務に関する事。
- (14) 教育研究推進系の事務 (他の課の所掌に属するものを除く。) に関する事。
- (15) 学務部の庶務に関する事。
- (16) 学務部の予算に関する事。
- (17) 所掌事務に係る公印の管守に関する事。
- (18) 学務部の広報に関する事。
- (19) 所掌事務に係る規則等の制定及び改廃に関する事。
- (20) シャトルバスの運行に関する事。
- (21) 所掌事務に係る調査、統計及び報告に関する事。
- (22) 所掌事務に係る会議に関する事。

(23) その他学務部の所掌事務（他の課の所掌に属するものを除く。）に関する事。

修学支援チーム

- (1) 教育課程に関する事。
- (2) 学生の入学，卒業その他学籍の異動に関する事。
- (3) 科目等履修生，研究生等に関する事。
- (4) eラーニング推進事業（双方向遠隔授業を含む。）に関する事。
- (5) 授業料債権に関する事。
- (6) 学務情報化に係る企画立案に関する事。
- (7) 学務情報システムの管理，運用及び保護に関する事。
- (8) 学務情報システム利用者への技術支援に関する事。
- (9) 学生証の発行に関する事。
- (10) 教育・学生支援機構データサイエンス推進センターの事務に関する事。
- (11) 所掌事務に係る会議に関する事。
- (12) 所掌事務に係る調査，統計及び報告に関する事。
- (13) その他教務，修学支援及び学務情報化に関する事。

教養教育支援室

- (1) 所掌事務に係る会議に関する事。
- (2) 所掌事務に係る儀式その他諸行事に関する事。
- (3) 教養教育院及び教養教育学系職員の各種証明に関する事。
- (4) 教養教育院及び教養教育学系職員の出張，休暇及び労働時間の管理に関する事。
- (5) 教養教育院及び教養教育学系の渉外事務に関する事。
- (6) 教養教育院及び教養教育学系職員の服務に関する事。
- (7) 教養教育院及び教養教育学系職員の安全衛生管理及び福利厚生に関する事。
- (8) 教養教育院及び教養教育学系の予算決算に関する事。
- (9) 教養教育の実施経費に関する事。
- (10) 不動産の維持・管理に関する事。
- (11) 不動産の監守計画に関する事。
- (12) 不動産の貸付申請の取次ぎに関する事。
- (13) 防火管理に関する事。
- (14) 施設・設備の管理に関する事。
- (15) 教養教育に係る学生の修学指導及び助言に関する事。
- (16) 教養教育のオリエンテーションに関する事。
- (17) 学生の掲示，印刷物等に関する事。
- (18) 教養教育に係る学生の願及び届に関する事。
- (19) 学生の遺失物等に関する事。
- (20) 教養教育の教育課程及び履修に関する事。
- (21) 教養教育の授業時間の配当，休講及び補講に関する事。
- (22) 教養教育に係る教室の割当整備，調整に関する事。
- (23) 教養教育の成績評価に関する事。
- (24) 教養教育の授業（試験を含む。）の実施及び調整に関する事。
- (25) 所掌事務に係る調査，統計及び報告に関する事。
- (26) その他教養教育に関する事。

(学生支援課)

第24条 学生支援課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 学生支援課の所掌事務に関し総括し、連絡調整すること。
- (2) 学生の福利厚生施設に関すること。
- (3) 学生寄宿舍に関すること。
- (4) 課外活動に関すること。
- (5) 課外活動施設に関すること。
- (6) 体育運動施設に関すること。
- (7) 学生又は学生団体の指導助言に関すること。
- (8) 学生の集会、掲示、印刷物等に関すること。
- (9) 学生の表彰及び懲戒に関すること。
- (10) 学生の奨学金に関すること。
- (11) 入学料、授業料及び寄宿料の免除並びに徴収猶予に関すること。
- (12) 学生支援課の所掌事務に関する事務の情報化に関すること。
- (13) 学生の健康管理及び学生相談に関すること。
- (14) 教育・学生支援機構学生支援センターの事務に関すること。
- (15) 保健管理センターの事務に関すること。
- (16) 学生の保険に関すること。
- (17) 授業料免除システムに関すること。
- (18) 所掌事務に係る公印の管守に関すること。
- (19) 所掌事務に係る会議に関すること。
- (20) 所掌事務に係る調査、統計及び報告に関すること。
- (21) その他学生支援に関すること。

就職・キャリア支援室

- (1) 学生の就職支援及びキャリア支援（以下「就職・キャリア支援」という。）に関し総括し、連絡調整すること。
- (2) 就職・キャリア支援ガイダンスの企画、実施及び支援に関すること。
- (3) 企業合同説明会の企画、実施及び支援に関すること。
- (4) その他就職・キャリア支援事業の企画及び実施に関すること。
- (5) 学生の就職・キャリア支援に係る相談及び助言に関すること。
- (6) 学生の就職・キャリア支援情報の収集、提供及び分析に関すること。
- (7) 学生就職・キャリア支援システムに関すること。
- (8) 求人企業の応接及び求人票の受付等に関すること。
- (9) 職業紹介業務に関すること。
- (10) 就職・キャリア支援に関する内外向けの印刷物の編集発行に関すること。
- (11) 学生主体の就職・キャリア支援事業についての指導・助言に関すること。
- (12) インターンシップ等に関すること。
- (13) 教育・学生支援機構就職・キャリア支援センターの事務に関すること。
- (14) 大学院博士課程学生支援事業（他の課の所掌に属するものを除く。）に関する
こと。
- (15) 所掌事務に係る会議に関すること。
- (16) 所掌事務に係る調査、統計及び報告に関すること。

(17) その他学生の就職・キャリア支援に関すること。

(入試課)

第25条 入試課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 入学者選抜に関し総括し、連絡調整すること。
- (2) 学生募集及び入学者選抜試験に関すること。
- (3) 大学入学共通テストの実施に関し総括し、連絡調整すること。
- (4) 入学者選抜の電算処理に関すること。
- (5) 入試情報の広報に関すること。
- (6) 入学者選抜要項、学生募集要項及び大学案内に関すること。
- (7) オープンキャンパスの実施に関し総括し、連絡調整すること。
- (8) 大学見学会、進学説明会等の実施に関し総括し、連絡調整すること。
- (9) 高大連携事業（学生募集に係る事業）に関すること。
- (10) 教育・学生支援機構アドミッションセンターの事務に関すること。
- (11) 入試情報開示に関すること。
- (12) 所掌事務に係る会議に関すること。
- (13) 所掌事務に係る調査、統計及び報告に関すること。
- (14) その他入試に関すること。

(国際課)

第26条 国際課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 国際交流事務の総括及び連絡調整に関すること。
- (2) 国際機構の事務に係る総括及び連絡調整に関すること。
- (3) 所掌事務に係る公印の管守に関すること。
- (4) 国際機構の予算に関すること。
- (5) 海外学術交流協定に関すること。
- (6) 全学に係る外国の来訪者の接遇に関すること。
- (7) 国際交流事業に関すること。
- (8) 国際交流に係る競争的資金及び各種助成金に関すること。
- (9) 本学の国際交流基金に係る事務に関すること。
- (10) 外国人客員研究員の受入れに関すること。
- (11) 国際意識の学内普及に関すること。
- (12) 職員の英語能力の強化に関すること。
- (13) 国際交流会館の事務に関すること。
- (14) 卒業・修了後の外国人留学生との連携・支援に関すること。
- (15) 外国人留学生（国費・政府派遣等）の受入れに関すること。
- (16) 外国人留学生の奨学金に関すること。
- (17) 外国人留学生に係る諸証明（奨学金等）に関すること。
- (18) 外国人留学生の地域交流及び各種行事に関すること。
- (19) 学生の海外派遣に係る奨学金に関すること。
- (20) 学生の留学のための英語能力の強化に関すること。
- (21) 所掌事務に係る会議に関すること。
- (22) 所掌事務に係る調査、統計及び報告に関すること。
- (23) その他国際交流に関すること。

第5節 研究推進部

(研究振興課)

第27条 研究振興課においては、次の事務をつかさどる。

研究推進チーム

- (1) 学術研究推進事務の総括に関する事。
- (2) 科学研究費助成事業の総括（経理事務に関することを除く。）に関する事。
- (3) 研究に係る競争的資金、各種研究助成等の総括（国際関係を除く。）に関する事。
- (4) 研究員及び研究支援員に関する事。
- (5) 受託研究員、派遣研究員及び各種研修員に関する事。
- (6) 放射性同位元素等（附属病院の所掌に属するものを除く。）核燃料物質及び国際規制物資に関する事。
- (7) 研究用の麻薬、覚醒剤、覚醒剤原料、向精神薬等の事務に関する事。
- (8) 研究不正防止に関する事。
- (9) 人を対象とした研究倫理室の事務に関する事。
- (10) 動物実験に係る事務に関する事。
- (11) 遺伝子組換え生物等使用実験に係る事務に関する事。
- (12) 病原体等に係る事務に関する事。
- (13) 横田基金に係る事務に関する事。
- (14) 共同利用・共同研究拠点に係る事務の総括に関する事。
- (15) 所掌事務に係る連絡調整に関する事。
- (16) 所掌事務に係る規則等の制定及び改廃に関する事。
- (17) 所掌事務に係る公印の管守に関する事。
- (18) 所掌事務に係る会議に関する事。
- (19) 研究推進部の庶務に関する事。
- (20) 所掌事務に係る調査、統計及び報告に関する事。
- (21) その他研究推進部の所掌事務（他の課の所掌に属するものを除く。）に関する事。

研究センター等支援チーム

- (1) 和漢医薬学総合研究所の事務に関する事。
- (2) 研究推進機構の事務に係る総括及び連絡調整に関する事。
- (3) 研究推進機構学術研究・産学連携本部の事務（産学連携等を除く。）に関する事。
- (4) 研究推進機構研究推進系センター及び研究支援系センターの事務に関する事。
- (5) 先進軽金属材料国際研究機構の事務に関する事。
- (6) 先進軽金属材料国際研究機構富山大学先進アルミニウム国際研究センターの事務に関する事。
- (7) 未病研究センターの事務に関する事。
- (8) 教育研究推進系の事務に係る総括及び連絡調整に関する事。
- (9) 薬学・和漢系及び医学系の事務（他の課の所掌に属するものを除く。）に関する事。
- (10) 所掌事務に係る会議に関する事。
- (11) 所掌事務に係る調査、統計及び報告に関する事。
- (12) その他研究センター等に関する事。

(産学共創課)

第28条 産学共創課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 産学官連携推進事務の総括及び知的財産の事務に関すること。
- (2) 受託研究、共同研究等の事務に関すること。
- (3) 共同研究講座の事務に関すること。
- (4) 寄附金の受入れに関すること。
- (5) 寄附講座の受入れに関すること。
- (6) 研究推進機構学術研究・産学連携本部の事務（産学連携等）に関すること。
- (7) 所掌事務に係る会議に関すること。
- (8) 所掌事務に係る調査、統計及び報告に関すること。
- (9) その他産学共創に関すること。

(社会貢献課)

第29条 社会貢献課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 地域連携推進機構の事務に係る総括及び連絡調整に関すること。
- (2) 地域活性化本部の事務に関すること。
- (3) 所掌事務に係る会議に関すること。
- (4) 地域連携推進機構地域連携戦略室の事務に関すること。
- (5) 公開講座等生涯学習に係る事務の総括に関すること。
- (6) 大学開放事業の総括に関すること。
- (7) 地域連携推進機構生涯学習部門の事務に関すること。
- (8) 地域連携推進機構地域医療・保健支援部門の事務に関すること。
- (9) 教育研究推進系の事務（他の課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- (10) 所掌事務に係る公印の管守に関すること。
- (11) 所掌事務に係る調査、統計及び報告に関すること。
- (12) その他社会貢献に関すること。

(学術コンテンツ課)

第30条 学術コンテンツ課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 附属図書館に関すること。
- (2) 図書館資料に関すること。
- (3) 図書館情報システムの管理・運用に関すること。
- (4) 本学の研究成果の収集及び発信に関すること。
- (5) 本学の研究データの管理・利活用に関すること。
- (6) 所掌事務に係る公印の管守に関すること。
- (7) 所掌事務に係る会議に関すること。
- (8) 所掌事務に係る調査、統計及び報告に関すること。
- (9) その他学術コンテンツに関すること。

第6節 五福高岡地区事務部

(人社系総務課)

第31条 人社系総務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 所掌事務に係る会議に関すること。
- (2) 所掌事務に係る儀式その他諸行事に関すること。
- (3) 所掌事務に係る公印の管守に関すること。

- (4) 職員の各種証明に関する事。
- (5) 出張、休暇及び労働時間の管理に関する事。
- (6) 渉外事務に関する事。
- (7) 所掌事務に係る規則等の制定及び改廃に関する事。
- (8) 服務に関する事。
- (9) 職員の安全衛生管理及び福利厚生に関する事。
- (10) 予算決算に関する事。
- (11) 不動産の維持・管理に関する事。
- (12) 不動産の監守計画に関する事。
- (13) 不動産の貸付申請の取次ぎに関する事。
- (14) 防火管理に関する事。
- (15) 施設・設備の管理に関する事。
- (16) 特別支援教育就学奨励費に関する事。
- (17) 日本スポーツ振興センターに係る事務に関する事。
- (18) 公用車の管理及び運行に関する事。
- (19) 在外教育施設教員派遣及び内地研修員に関する事。
- (20) 児童、生徒等の入学、卒業、退学及び転(編)入学に関する事。
- (21) 児童、生徒等の入学試験に関する事。
- (22) 児童、生徒等の諸証明に関する事。
- (23) 自然観察実習センターの事務に関する事。
- (24) 五福高岡地区事務部の庶務に関する事。
- (25) 所掌事務に係る調査、統計及び報告に関する事。
- (26) その他五福高岡地区事務部の所掌事務(他の課の所掌に属するものを除く。)に関する事。

(人社系学務課)

第32条 人社系学務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 学生の修学指導及び助言に関する事。
- (2) 学生のオリエンテーションに関する事。
- (3) 学生の掲示及び印刷物等に関する事。
- (4) 学生の表彰及び懲戒に関する事。
- (5) 学生の願及び届に関する事。
- (6) 学生の遺失物等に関する事。
- (7) 教育課程及び履修に関する事。
- (8) 授業時間の配当、休講及び補講に関する事。
- (9) 教室の割当整備に関する事。
- (10) 学生の入学、休学、復学、転学、留学、退学、除籍、卒業及び修了に関する事。
- (11) 入学者の選抜に関する事。
- (12) 指導要録に関する事。
- (13) 成績評価、課程の修了及び卒業の認定に関する事。
- (14) 教育実習、学外実習及び見学旅行に関する事。
- (15) 科目等履修生、研究生及び外国人留学生に関する事。
- (16) 学生の就職等の進路に関する事。

- (17) 学生の就職に係るセミナー等の企画及び実施に関すること。
 - (18) 学生の諸証明に関すること。
 - (19) 学生の生活調査に関すること。
 - (20) 所掌事務に係る会議に関すること。
 - (21) 所掌事務に係る調査，統計及び報告に関すること。
 - (22) その他学生の教務，厚生補導及び実習に関すること。
- (芸術系総務・学務課)

第33条 芸術系総務・学務課においては，次の事務をつかさどる。

総務チーム

- (1) 所掌事務に係る会議に関すること。
- (2) 所掌事務に係る儀式その他諸行事に関すること。
- (3) 所掌事務に係る規則等の制定及び改廃に関すること。
- (4) 学部の将来計画に関すること。
- (5) 学部の自己点検・自己評価に関すること。
- (6) 所掌事務に係る公印の管守に関すること。
- (7) 文書の接受，発送及び整理保存に関すること。
- (8) 法人文書ファイル管理簿に関すること。
- (9) 渉外事務に関すること。
- (10) 出張，休暇及び労働時間の管理に関すること。
- (11) 職員の安全衛生管理及び福利厚生に関すること。
- (12) 労使協定等過半数代表者，代議員会に関すること。
- (13) 地域連携事務に関すること。
- (14) 学部間学術交流協定に関すること。
- (15) 国際交流に係る連絡調整に関すること。
- (16) 外国人研究者の受入れに関すること。
- (17) 公開講座等生涯学習事務に関すること。
- (18) 大学開放事業に関すること。
- (19) 地域連携推進機構地域づくり・文化支援部門の事務に関すること。
- (20) 予算の要求に関すること。
- (21) 予算の配分に関すること。
- (22) 予算の流用及び繰越に関すること。
- (23) 収入金の徴収，保管及び収納に関すること。
- (24) 学部等に係る決算に関すること。
- (25) 高岡キャンパスにおける物品及び役務の検収に関すること。
- (26) 資産（物品）の管理に関すること。
- (27) 資産（物品）の安全管理に関すること。
- (28) 不動産の維持・保存及び運用（施設・設備の管理を含む。）に関すること。
- (29) 不動産の監守計画に関すること。
- (30) 体育施設及び洗心苑の一時貸付に関すること。
- (31) 不動産の貸付申請の取次ぎに関すること。
- (32) 防火管理に関すること。
- (33) 高岡キャンパスの構内警備及び構内交通に関すること。

- (34) 劇物、毒物及び薬物の管理に関する事。
- (35) 公用車（高岡キャンパス）の管理及び運行に関する事。
- (36) 所掌事務に係る調査、統計及び報告に関する事。
- (37) その他芸術系の総務及び学務に関する事。

学務チーム

- (1) 学務事務の連絡調整する事。
- (2) 教育課程の編成及び授業計画の実施に関する事。
- (3) 学生の入学、休学、復学、転学、留学、退学、除籍、卒業及び修了に関する事。
- (4) 学籍簿の作成及び保管に関する事。
- (5) 学生の修学指導及び助言に関する事。
- (6) 単位互換制度に関する事。
- (7) 学生の課外教育に関する事。
- (8) 教育実習に関する事。
- (9) 科目等履修生、研究生及び特別聴講学生に関する事。
- (10) 外国人留学生に関する事。
- (11) 学生の留学に関する事。
- (12) 入学者の選抜に関する事。
- (13) 入学者選抜の実施に関する事。
- (14) 大学入学共通テストの実施に関する事。
- (15) 学部説明会等の企画及び実施に関する事。
- (16) 学生の課外活動に関する事。
- (17) 学生及び学生団体の指導助言に関する事。
- (18) 学生の集会、掲示、印刷物等に関する事。
- (19) 学生の課外活動施設の管理に関する事。
- (20) 体育運動施設の管理に関する事。
- (21) 学生の厚生施設の管理運営及び厚生事業に関する事。
- (22) 学生の健康管理及び学生相談に関する事。
- (23) 学生の就職等の進路に関する事。
- (24) 学生の就職に係るセミナー等の企画及び実施に関する事。
- (25) 企業、諸団体等の求人に関する事。
- (26) インターンシップ等に関する事。
- (27) 入学料、授業料の免除及び徴収猶予に関する事。
- (28) 学生の奨学金に関する事。
- (29) 学生の諸証明に関する事。
- (30) 学生の表彰及び懲戒に関する事。
- (31) 保健管理センター高岡分室の事務に関する事。
- (32) 所掌事務に係る会議に関する事。
- (33) 所掌事務に係る調査、統計及び報告に関する事。
- (34) その他学生の教務、厚生補導及び実習に関する事。

（理工系総務課）

第34条 理工系総務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 所掌事務に係る会議に関する事。
 - (2) 所掌事務に係る儀式その他諸行事に関する事。
 - (3) 所掌事務に係る公印の管守に関する事。
 - (4) 職員の各種証明に関する事。
 - (5) 出張、休暇及び労働時間の管理に関する事。
 - (6) 渉外事務に関する事。
 - (7) 所掌事務に係る規則等の制定及び改廃に関する事。
 - (8) 服務に関する事。
 - (9) 職員の安全衛生管理及び福利厚生に関する事。
 - (10) 予算決算に関する事。
 - (11) 不動産の維持・管理に関する事。
 - (12) 不動産の監守計画に関する事。
 - (13) 不動産の貸付申請の取次ぎに関する事。
 - (14) 防火管理に関する事。
 - (15) 施設・設備の管理に関する事。
 - (16) 工場における学生の実験実習に関する事。
 - (17) 学内で必要とする研究及び実験装置並びに各種機械器具の製作及び修理に関する事。
 - (18) 工場における機械器具等の整備保管に関する事。
 - (19) 工場の経理に関する事。
 - (20) その他工場に関する事。
 - (21) 所掌事務に係る調査、統計及び報告に関する事。
 - (22) その他理工系の総務に関する事。
- (理工系学務課)

第35条 理工系学務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 学生の修学指導及び助言に関する事。
- (2) 学生のオリエンテーションに関する事。
- (3) 学生の掲示、印刷物等に関する事。
- (4) 学生の表彰及び懲戒に関する事。
- (5) 学生の願及び届に関する事。
- (6) 学生の遺失物等に関する事。
- (7) 教育課程及び履修に関する事。
- (8) 授業時間の配当、休講及び補講に関する事。
- (9) 教室の割当整備に関する事。
- (10) 学生の入学、休学、復学、転学、留学、退学、除籍、卒業及び修了に関する事。
- (11) 入学者の選抜に関する事。
- (12) 指導要録に関する事。
- (13) 成績評価、課程の修了及び卒業の認定に関する事。
- (14) 教育実習、学外実習及び見学旅行に関する事。
- (15) 科目等履修生、研究生及び外国人留学生に関する事。
- (16) 学生の就職等の進路に関する事。
- (17) 学生の就職に係るセミナー等の企画及び実施に関する事。

- (18) 学生の諸証明に関する事。
- (19) 学生の生活調査に関する事。
- (20) 所掌事務に係る会議に関する事。
- (21) 所掌事務に係る調査、統計及び報告に関する事。
- (22) その他学生の教務、厚生補導及び実習に関する事。

第7節 杉谷地区事務部

(総務課)

第36条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

総務チーム

- (1) 杉谷キャンパスの事務に係る連絡調整に関する事。
- (2) 所掌事務に係る会議に関する事。
- (3) 所掌事務に係る儀式その他諸行事に関する事。
- (4) 所掌事務に係る公印の管守に関する事。
- (5) 渉外事務に関する事。
- (6) 法人文書ファイル管理簿に関する事。
- (7) 杉谷キャンパス事務系職員（他の課の所掌に属するものを除く。）の出張、休暇及び労働時間の管理等に関する事。
- (8) 杉谷キャンパスの職員会館の管理に関する事。
- (9) 杉谷キャンパスにおける不動産の監守計画に関する事。
- (10) 杉谷キャンパスにおける不動産の貸付申請の取次ぎ（職員会館を除く。）に関する事。
- (11) 杉谷キャンパスにおける不動産の減損会計の調査に関する事。
- (12) 防災に関する事。
- (13) 構内駐車場の総括管理及び除雪対策に関する事。
- (14) 公用車（杉谷キャンパス）の管理及び運用に関する事。
- (15) 所掌事務に係る規則等の制定及び改廃に関する事。
- (16) 杉谷地区事務部の庶務に関する事。
- (17) 所掌事務に係る調査、統計及び報告に関する事。
- (18) その他杉谷地区事務部の所掌事務（他の課の所掌に属するものを除く。）に関する事。

医薬系支援チーム

- (1) 医学部及び薬学部並びに医学系及び薬学・和漢系の事務に係る総括及び連絡調整に関する事。
- (2) 所掌事務に係る会議に関する事。
- (3) 所掌事務に係る儀式その他諸行事に関する事。
- (4) 医学部、薬学部及び生命融合科学教育部等の中期目標・中期計画及び自己点検・自己評価等に関する事。
- (5) 医学部長、薬学部長及び生命融合科学教育部長等に係る学外諸会議に関する事。
- (6) 献体等のしらゆり会関係業務に関する事。
- (7) 所掌事務に係る調査、統計及び報告に関する事。
- (8) その他医薬系の支援に関する事。

職員支援室

- (1) 職員の任免、命免及び併任の連絡・調整に関する事。
- (2) 給与及び諸手当に関する連絡・調整に関する事。
- (3) 服務事案の対応（服務に関する苦情対応含む。）に関する事。
- (4) 労使協定等過半数代表者に関する連絡・調整に関する事。
- (5) 社会保険及び雇用保険の申請、届出等に関する事。
- (6) 各種証明書発行に関する連絡・調整に関する事。
- (7) 職員の各種研修（附属病院関係を除く。）の推薦に関する事。
- (8) 栄典（医療系二類）及び表彰（医学教育功労者等）に関する事。
- (9) 共済組合関係の連絡・調整に関する事。
- (10) 財産形成貯蓄関係の連絡・調整に関する事。
- (11) 労働基準監督署への届出及び報告（他の所掌に属するものを除く。）に関する事。
- (12) 職員の健康診断に関する事。
- (13) 職員の災害補償に関する事。
- (14) その他職員の安全衛生（他の課の所掌に属するものを除く。）に関する事。
- (15) 講座・附属病院等職員の出張、休暇及び労働時間管理等（他の所掌に属するものを除く。）に関する事。
- (16) 兼業の申請、届出等に関する事。
- (17) 派遣依頼等に係る業務（旅費・謝金）に関する事。
- (18) 郵券の受払及び保管に関する事。
- (19) 郵便物等の受理、発送及び配布に関する事。
- (20) 所掌事務に係る会議に関する事。
- (21) 所掌事務に係る調査、統計及び報告に関する事。
- (22) その他職員支援に関する事。

（経営管理課）

第37条 経営管理課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 病院経営戦略の策定に関する事。
- (2) 病院経営の分析に関する事。
- (3) 医薬系予算及び病院予算の要求に関する事。
- (4) 医薬系予算及び病院予算の配分及び管理に関する事。
- (5) 外部資金（杉谷キャンパス）の予算管理に関する事。
- (6) 医療機械設備等整備計画に関する事。
- (7) 病院の収支計画に関する事。
- (8) 年次決算及び財務諸表に関する事。
- (9) 勘定科目の照査に関する事。
- (10) 病院評価指標の作成に関する事。
- (11) 病院統計データの収集及び分析に関する事。
- (12) 経営戦略に基づく数値目標の設定に関する事。
- (13) 臨床研究管理センターの事務に関する事。
- (14) 病院再整備計画の策定・実施に関する事。
- (15) 病院再整備に係る予算に関する事。

- (16) 病院再整備に係る設備整備に関すること。
- (17) 病院再整備期間中の診療体制の調整に関すること。
- (18) 所掌事務に係る会議に関すること。
- (19) 所掌事務に係る調査、統計及び報告に関すること。
- (20) その他経営管理に関すること。

(学務課)

第38条 学務課においては、次の事務をつかさどる。

学部教務チーム

- (1) 学務課の所掌事務を総括し、連絡調整すること。
- (2) 学部の教育課程に係る企画及び編成に関すること。
- (3) 学部学生の修学指導及び助言に関すること。
- (4) 学部学生の入学、休学、復学、転学、留学、退学、除籍及び卒業に関すること。
- (5) 学部学生の授業及び試験に関すること。
- (6) 学部学生の学外実習に関すること。
- (7) 学部学生の指導要録及び学業成績の記録並びに管理に関すること。
- (8) 学部学生の学業成績等の証明に関すること。
- (9) 学生証の発行に関すること。
- (10) 科目等履修生及び特別聴講学生、研究学生に関すること。
- (11) 学部の入学者の選抜に関すること。
- (12) 大学入学共通テストの実施に関すること。
- (13) 学部学生の募集及び学部案内に関すること。
- (14) 学部入学者の選抜方法の改善に関すること。
- (15) 編入学試験の実施に関すること。
- (16) 印刷物の編集発行に関すること。
- (17) 非常勤講師等に関すること。
- (18) FDの実施に関すること。
- (19) 教育改革支援事業に関すること。
- (20) 所掌事務に係る公印の管守に関すること。
- (21) 所掌事務に係る会議に関すること。
- (22) 所掌事務に係る調査、統計及び報告に関すること。
- (23) その他学部の教務及び実習に関すること。

大学院教務チーム

- (1) 大学院の教育課程に係る企画及び編成に関すること。
- (2) 大学院学生の修学指導及び助言に関すること。
- (3) 大学院学生の入学、休学、復学、転学、留学、退学、除籍及び修了に関すること。
- (4) 大学院の授業及び試験に関すること。
- (5) 大学院学生の指導要録及び学業成績の記録並びに管理に関すること。
- (6) 大学院学生の学業成績等の証明に関すること。
- (7) 研究生、派遣研究学生及び特別研究学生に関すること。
- (8) 科目等履修生及び特別聴講学生に関すること。

- (9) 大学院の入学者選抜に関する事。
- (10) 大学院学生の募集に関する事。
- (11) 大学院の入学者選抜方法の改善に関する事。
- (12) 学位審査に関する事。
- (13) TA・RAに関する事。
- (14) 印刷物の編集発行に関する事。
- (15) 非常勤講師に関する事。
- (16) FDの実施に関する事。
- (17) 教育改革支援事業に関する事。
- (18) 所掌事務に係る会議に関する事。
- (19) 所掌事務に係る調査、統計及び報告に関する事。
- (20) その他大学院の教務に関する事。

学生支援チーム

- (1) 学生支援に関し総括し、連絡調整する事。
- (2) 学生相談に関する事。
- (3) 学生の表彰及び賞罰に関する事。
- (4) 学生の生活指導に関する事。
- (5) 学生の課外活動に関する事。
- (6) 学生団体に関する事。
- (7) 学生の集会、行事及び研修に関する事。
- (8) 学生の掲示、印刷物等に関する事。
- (9) 学生の課外活動及び福利厚生施設の管理運営に関する事。
- (10) 体育運動施設の管理運営に関する事。
- (11) 学生の遺失物及び拾得物に関する事。
- (12) 就職等の進路に関する事。
- (13) 就職に係るセミナー等の企画及び実施に関する事。
- (14) 医師、薬剤師、看護師等の国家試験に関する事。
- (15) 学生のボランティア活動に関する事。
- (16) 奨学金に関する事。
- (17) 在学証明書、通学証明書等に関する事。
- (18) 学生の通学に関する事。
- (19) 学生の保険に関する事。
- (20) 外国人留学生に関する事。
- (21) 保健管理センター杉谷分室の事務に関する事。
- (22) 学生の健康診断及び保健衛生管理に関する事。
- (23) 基金に関する事。
- (24) 所掌事務に係る会議に関する事。
- (25) 所掌事務に係る調査、統計及び報告に関する事。
- (26) その他学生支援に関する事。

(病院企画課)

第39条 病院企画課においては、次の事務をつかさどる。

病院企画チーム

- (1) 所掌事務に係る総括及び連絡調整に関すること。
- (2) 所掌事務に係る会議に関すること。
- (3) 所掌事務に係る儀式その他諸行事に関すること。
- (4) 所掌事務に係る公印の管守に関すること。
- (5) 中期目標・中期計画に関すること。
- (6) 病院の組織の改廃，改編等に関すること。
- (7) 附属病院保有の個人情報に関すること。
- (8) 病院長の秘書業務に関すること。
- (9) 病院広報に関すること。
- (10) 附属病院支援基金に関すること。
- (11) 法人文書ファイル管理簿に関すること。
- (12) 病院ボランティアの受入れに関すること。
- (13) 医療法に定める立入検査に関すること。
- (14) 医療法に定める申請及び届出等に関すること。
- (15) 医療法施行規則に基づく第三者評価に関すること。
- (16) 放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく申請その他の手続に関すること。
- (17) 研修登録医，受託実習生，病院研修生等に関すること。
- (18) 保険医及び麻薬施用者等の申請・届出等に関すること。
- (19) 臓器提供（脳死判定を含む。）に関すること。
- (20) ドクターヘリ及びヘリポートに関すること。
- (21) 災害救急対応（災害時派遣医療チーム（DMAT）に関することを含む。）及び大学間災害協定に関すること。
- (22) 附属病院事業継続計画（BCP）に関すること。
- (23) 拠点病院事業に関すること。
- (24) 保育所等（病児・病後児保育，休日保育及び事業所内保育施設設置・運営等支援助成金（厚生労働省）を含む。）に関すること。
- (25) 医学系の事務（他の課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- (26) 所掌事務に係る調査，統計及び報告に関すること。
- (27) その他附属病院の企画に関すること。

臨床研修チーム

- (1) 卒後臨床研修（医科・歯科に係る初期臨床研修及び後期研修）に関すること。
- (2) 卒後臨床研修修了認定申請に関すること。
- (3) 厚生労働省への臨床研修に関する申請・届出に関すること。
- (4) 臨床研修医の労働時間に関すること。
- (5) 所掌事務に係る会議に関すること。
- (6) 所掌事務に係る調査，統計及び報告に関すること。
- (7) その他卒後臨床研修に関すること。

（医事課）

第40条 医事課においては，次の事務をつかさどる。

医事チーム

- (1) 医事業務等に係る総括及び連絡調整に関すること。

- (2) 病床運用に関する事。
- (3) 患者の受診手続き等に関する事。
- (4) 外来及び入院に係る外注委託業務及び連絡調整に関する事。
- (5) 医事課及び医療支援課職員の出張、休暇及び労働時間の管理等に関する事。
- (6) 医事課及び医療支援課職員の採用手続き等に関する事。
- (7) 先進医療の申請等に関する事。
- (8) 再生医療センターに関する事。
- (9) 褥瘡対策支援業務に関する事。
- (10) 診療委託契約に関する事。
- (11) 病院等療養費債権のうち社会保険に係る発生通知に関する事。
- (12) 校費患者に関する事。
- (13) 施設基準に係る届出及び報告に関する事。
- (14) 諸料金に関する事。
- (15) 特定共同指導及び施設基準に係る適時調査に関する事。
- (16) 診療料金の算定及び照査に関する事。
- (17) 労災、公災及び自賠責保険に係る診療等に関する事。
- (18) 社会保険等に係る診療報酬請求の総括及び審査に関する事。
- (19) 診療報酬請求書及び診療報酬請求明細書に関する事。
- (20) 診療報酬請求書に係る外注委託業務及び連絡調整に関する事。
- (21) 診断群分類入院包括評価制度（D P C）に関する事。
- (22) 点数表・薬価マスターの管理に関する事。
- (23) D P Cのコーディングに関する事。
- (24) 診療費等の収納、保管及び払込みに関する事。
- (25) 診療費等の領収証明に関する事。
- (26) 未収診療費の管理（督促等を含む。）に関する事。
- (27) 未収診療費に係る訴訟に関する事。
- (28) 診療費等に係る過誤納金の払戻しに関する事。
- (29) 入院保証書に関する事。
- (30) 小口現金の出納及び管理に関する事。
- (31) 診療費に係る病院財務会計に関する事。
- (32) 所掌事務に係る公印の管守に関する事。
- (33) 所掌事務に係る会議に関する事。
- (34) 所掌事務に係る調査、統計及び報告に関する事。
- (35) その他医事に関する事。

医療情報チーム

- (1) 病院総合情報システムの管理・運用に関する事。
- (2) 医療情報の収集及び提供に関する事。
- (3) 病院ネットワークの管理・運用に関する事。
- (4) 大学医療情報ネットワーク（UM I N）に関する事。
- (5) 医療情報部支援業務及び連絡調整に関する事。
- (6) 所掌事務に係る会議に関する事。
- (7) 所掌事務に係る調査、統計及び報告に関する事。

(8) その他医療情報に関すること。

診療情報管理チーム

- (1) 診療情報の管理及び保存に関すること。
 - (2) 医療文書の登録及び電子化業務に関すること。
 - (3) 診療情報の貸し出しに関すること。
 - (4) 診療情報の開示に関すること。
 - (5) DPCのコーディング（医事チームの所掌に属するものを除く。）に関すること。
 - (6) がん登録業務補助に関すること。
 - (7) 診療録等インフォームドコンセント調査に関すること。
 - (8) 所掌事務に係る会議に関すること。
 - (9) 所掌事務に係る調査，統計及び報告に関すること。
 - (10) その他診療情報管理に関すること。
- (医療支援課)

第41条 医療支援課においては、次の事務をつかさどる。

医療支援チーム

- (1) 病院等療養費債権（公費，診療委託契約等）の発生通知に関すること。
- (2) 各種公費負担医療の申請に関すること。
- (3) 公費等の指定医療機関及び指定医の届出に関すること。
- (4) 各種診断書・証明書等に関すること。
- (5) ドクターズクラークの業務の管理に関すること。
- (6) 患者サービスに関すること。
- (7) 投書及び患者クレームの対応に関すること。
- (8) 所掌事務に係る会議に関すること。
- (9) 所掌事務に係る調査，統計及び報告に関すること。
- (10) その他医療支援に関すること。

地域医療連携チーム

- (1) 地域医療機関との連携協力に関すること。
- (2) 連携登録医制度の管理に関すること。
- (3) 地域連携研修会に関すること。
- (4) 地域連携診療予約に関すること。
- (5) 返書管理に関すること。
- (6) 医療福祉サポートセンターの総括及び連絡調整に関すること。
- (7) 所掌事務に係る会議に関すること。
- (8) 所掌事務に係る調査，統計及び報告に関すること。
- (9) その他地域医療の連携に関すること。

医療安全支援チーム

- (1) 医療安全管理部及び感染制御部の事務に関すること。
- (2) 医療事故及び病院感染など有害事象発生時の各種報告，連絡調整に関すること。
- (3) 医療安全管理協議会及び感染対策協議会に関すること。
- (4) 大学間相互チェック（医療安全・感染対策）に関すること。
- (5) 感染対策向上加算に係る相互チェック及び合同カンファレンスに関すること。

- (6) 感染症予防法に基づく各種報告，連絡調整に関すること。
- (7) 医薬品安全管理責任者及び医療機器安全管理責任者の業務支援に関すること。
- (8) 医薬品副作用及び医療機器有害事象の報告に関すること。
- (9) 病院損害賠償責任保険（臨床研究に係る分を除く。）に関すること。
- (10) 医療訴訟に関すること。
- (11) 高難度新規医療技術及び未承認新規医薬品等を提供する医療申請の受付等に関すること。
- (12) 医療事故調査制度に関すること。
- (13) 所掌事務に係る会議に関すること。
- (14) 所掌事務に係る調査，統計及び報告に関すること。
- (15) その他医療安全に関すること。

附 則

- 1 この規則は，平成20年4月1日から施行する。
- 2 第19条第2号，第14号，第16号から18号及び第43条第6号に定める事務については，当分の間なお従前の例による。
- 3 国立大学法人富山大学事務分掌内規（平成17年10月1日制定）は，廃止する。

附 則

この規則は，平成20年7月22日から施行する。

附 則

この規則は，平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は，平成21年10月1日から施行する。

附 則

この規則は，平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は，平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は，平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は，平成24年8月1日から施行する。

附 則

この規則は，平成24年10月1日から施行する。

附 則

この規則は，平成25年10月1日から施行する。

附 則

この規則は，平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は，平成26年6月18日から施行し，平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規則は，平成26年6月20日から施行し，平成26年6月1日から適用する。

附 則
この規則は、平成26年7月1日から施行する。

附 則
この規則は、平成26年7月8日から施行する。

附 則
この規則は、平成27年1月16日から施行し、平成26年10月15日から適用する。

附 則
この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則
この規則は、平成27年7月1日から施行する。

附 則
この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則
この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則
この規則は、平成28年4月21日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則
この規則は、平成28年12月1日から施行する。

附 則
この規則は、平成29年10月1日から施行する。

附 則
この規則は、平成29年12月1日から施行する。

附 則
この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則
この規則は、平成31年1月29日から施行する。

附 則
この規則は、令和元年6月3日から施行し、平成31年4月1日から施行する。

附 則
この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則
この規則は、令和2年1月1日から施行する。ただし、第38条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

附 則
この規則は、令和2年7月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則
この規則は、令和3年4月1日から施行する。(令和2年10月30日改正附則)

附 則
この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則
この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年6月3日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年6月19日から施行する。